

第2次宗像市総合計画 後期基本計画

令和2年度～令和6年度



宗像市

目次

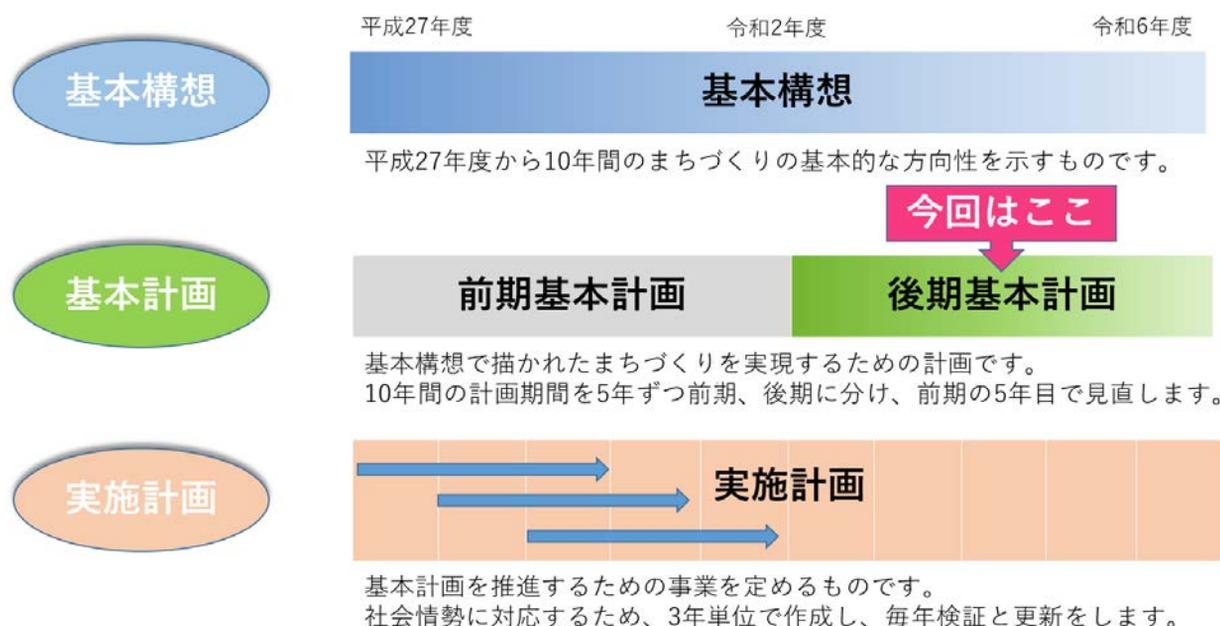
序論	1
施策体系図	5
施策のみかた	6
後期基本計画	
施策の展開	
①元気を育むまちづくり	7
②賑わいのあるまちづくり	19
③調和のとれたまちづくり	29
④みんなで取り組むまちづくり	42
資料編	
①宗像市総合計画基本構想	
②SDGsのゴールとターゲット	
③語句解説集	
④市民意見提出手続（パブリックコメント） の意見及びその回答	

序 論

後期基本計画の位置づけ

平成27年（2015年）に、平成27年度から令和6年度までの10年間のまちづくりの指針となる基本構想と前期5年間に取り組む方針・内容を示した前期基本計画を策定しました。

今回、前期5年間の取り組みを総括し、後期5年間の具体的な取組方針・内容を示すために後期基本計画を策定しました。基本構想と後期基本計画をあわせた総合計画は、本市の最上位の総合的な計画として位置付けられ、基本構想に示す将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」の実現を目指し、より一層魅力あるまちづくりを推進します。



後期基本計画の考え方

後期基本計画は、次のような考え方をもって策定しています。

1. 前期基本計画の理念を継承しつつ、新たな取組みを加えたものとしします

前期基本計画で掲げた31の施策を基にしながらも、平成29年の世界文化遺産登録をはじめとする、本市を取り巻く情勢等の変化を踏まえ、施策の追加、改編を行いました。その結果、後期基本計画では、33の施策を掲げることとします。

2. 前期基本計画の検証結果を反映した計画とします

前期基本計画期間中の取組みや成果を検証し、残された課題や現状に即した新たな課題に取り組む方向性や取組内容を示します。

3. SDGsの視点を取り入れます ※SDGsについては3頁に記載

それぞれの施策にSDGsの考え方を融合させ、持続可能な自治体運営を目指します。

今後の進捗管理

総合計画の推進にあたっては、後期基本計画の体系に沿って各施策の目指すべき方向性や目標、成果指標などを設定するとともに、関係事業の実施による施策の進捗状況を客観的に評価していくことで、着実な推進を図っていきます。

人口と高齢化率の推移

本市は平成27年の前期基本計画策定時において、令和7年における人口96,000人を維持できている状態を目指し、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が引き起こす様々な問題や課題の抑止に努め、住みよいまちづくりを進めてきました。

この5年間、様々な施策に取り組んでいった結果、総人口は緩やかに増減を繰り返し、令和元年度の人口は96,816人となりました。

一方、コーホート要因法を用いた将来人口の推計では、令和2年をピークに、人口減少局面を迎えることが予測されており、令和7年における人口96,000人の維持に向けて、定住化施策等のさらなる施策の推進が必要です。

なお、高齢化率については、当初の推計（令和7年：30.9%）を上回る上昇となっており、令和元年現在で30%が目前に迫っています。

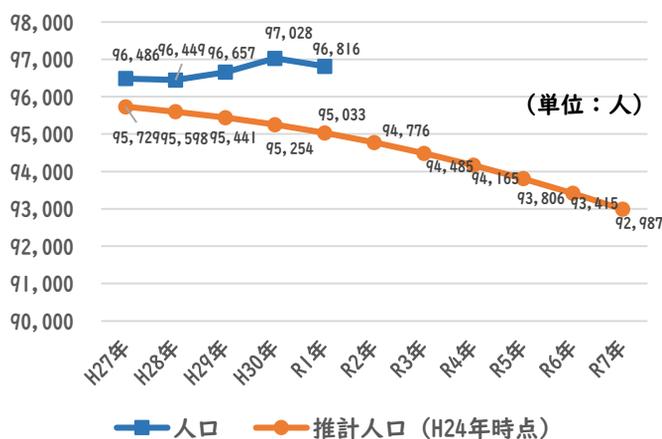


図1 人口の推移

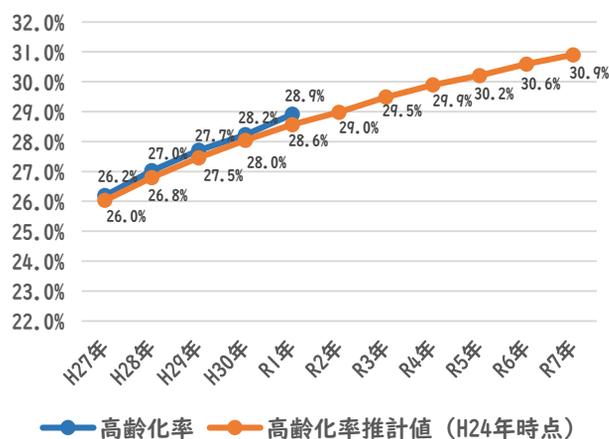


図2 高齢化率の推移

人口 (3月31日)	総人口	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	老年人口 (65歳以上)	
				うち後期高齢者人口 (75歳以上)	
平成24年	95,996	13,120	60,569	22,307	11,025
【総人口比】		【13.7%】	【63.1%】	【23.2%】	【11.5%】
平成27年	96,486	13,291	57,923	25,272	11,893
【総人口比】		【13.8%】	【60.0%】	【26.2%】	【12.3%】
(対24年比)	(490)	(171)	(▲2,646)	(2,965)	(868)
令和元年	96,816	13,621	55,203	27,992	13,681
【総人口比】		【14.1%】	【57.0%】	【28.9%】	【14.1%】
(対24年比)	(820)	(501)	(▲5,366)	(5,685)	(2,656)
令和7年	92,987	11,643	52,609	28,735	15,815
【総人口比】		【12.5%】	【56.6%】	【30.9%】	【17.0%】
(対24年比)	(▲3,009)	(▲1,477)	(▲7,960)	(6,428)	(4,790)

表 人口推計

※平成24年、平成27年、令和元年は実績値、令和7年は推計値

SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの国際目標です。

「Sustainable Development Goals」の頭文字を取って、「エスディーゼズ」と呼ばれています。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲット、そしてこれらの目標達成に向けた進捗状況を図る指標で構成されています。

地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



宗像市がSDGsに取り組む意義

自治体においてSDGsを活用することで、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の3側面の相互関連性の把握による政策推進の全体最適化が実現します。

また、自治体と各ステークホルダー（利害関係者）間において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現します。

さらに、SDGsの達成に向けた取組みを通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことができ、将来にわたる成長力の確保等、持続可能なまちづくりと地域活性化を一層促進することが可能となります。

世界遺産である「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を有する本市は、この世界遺産の普遍的価値を損なうことなく、保存し、活用し、次の世代に引き継いでかなければなりません。その中でも特に、海を中心とした環境問題への対応は重要であり、SDGsの達成に向けた持続可能なまちづくりが不可欠です。

第2次宗像市総合計画（後期基本計画）とSDGsの関連性

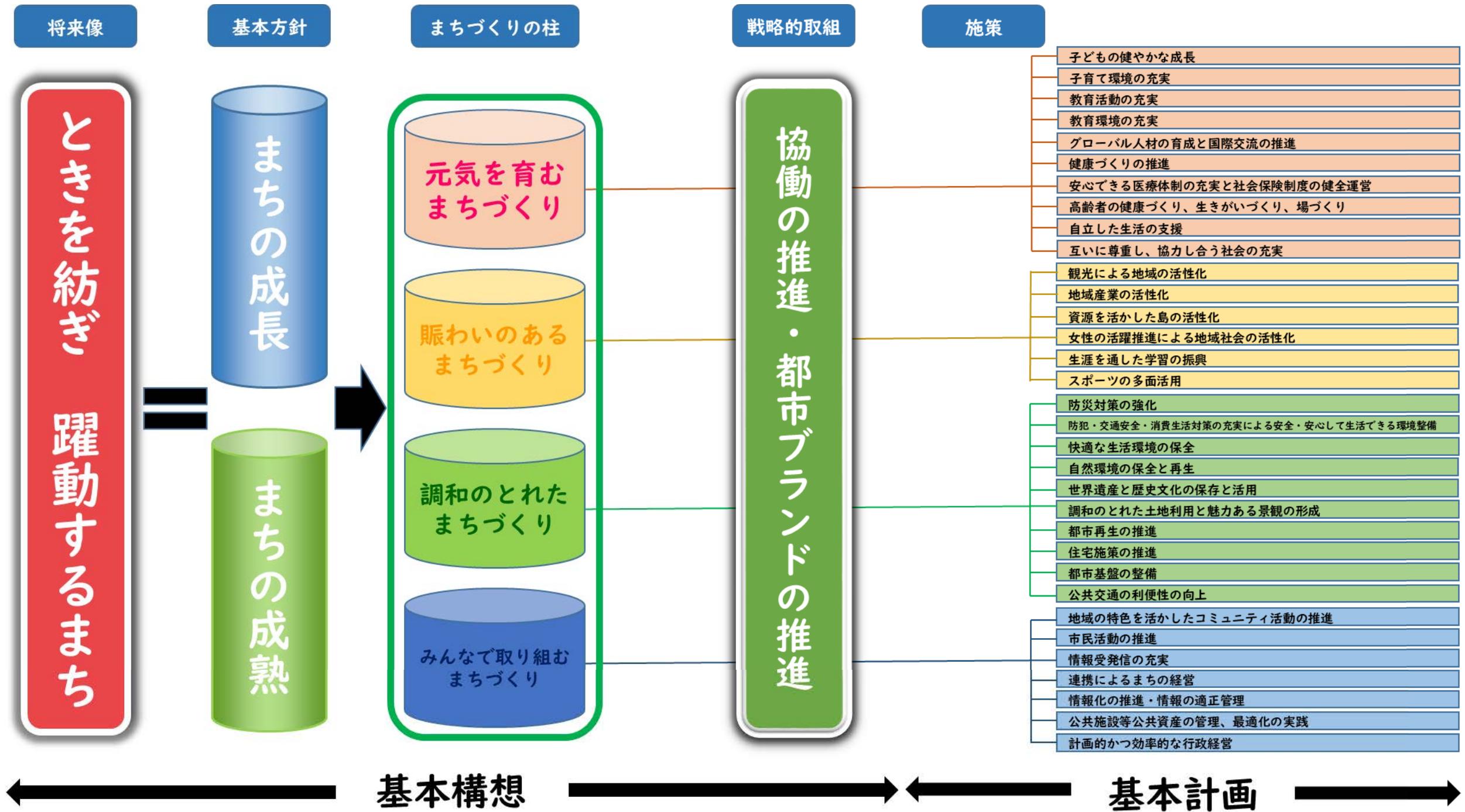
本市の将来像を「ときを紡ぎ 躍動するまち」と定め、持続可能な都市経営の実現を目指し様々な取組みを行う総合計画の考え方は、SDGsの理念と合致しています。

一方、そのような取組みとSDGsとの関係性や、SDGsの理念そのものの認知度は高いとは言えない状況です。

SDGsの目標を達成するためには、多くのステークホルダー（利害関係者）をはじめ、市民一人ひとりがSDGsを自分自身の事として捉えられる環境づくりに取り組む必要があります。

そのため、後期基本計画の策定においては、本市の施策をSDGsと関連付け、SDGsの理念との共通性を明確化することにより、総合計画の推進がSDGsの目標達成にもつながっていくものと考えます。

施策体系図



施策のみかた

(施策名)
施策の名称です。

(SDGsのゴール)
SDGsの17の目標のうち、施策と強く関連している目標のアイコンを記載しています。

(取組方針)
現状や課題に対する取組み・方向性を記載しています。

(主な取組事業)
取組方針で記載した方向性に対する具体的な取り組みのうち、主な事業を記載しています。

(現状・課題)
市の現状や課題を記載しています。

子どもの健やかな成長

SDGsのゴール

施策概要
このページは、子ども*の健やかな成長に向けた取組みを掲載しています。これからの時代を生き抜く力を子どもに育む

施策区分とその現状・課題 **取組方針** **主な取組事業**

家庭や地域の教育力の向上

情報化社会・少子高齢化社会のなかで地域社会のつながりや支え合いの希薄化などによる地域社会の教育力の低下や、子育て家庭の社会的孤立が指摘されています。
家庭や地域社会の教育力向上を図る必要があります。

関連するSDGsのゴール: 1,3,4

家庭教育*は全ての教育の出発点であり、家庭の教育力向上のため、親の学び、育ち及び繋がりを支援します。
学校、家庭、地域、市民活動団体などが協働し、まち全体で子どもの健やかな成長を支えていくことができますよう調整を図ります。

- ・PTAなどによる家庭教育学級*開設の支援
- ・地域が担う放課後児童健全育成事業の支援
- ・放課後子ども教室(寺子屋)の推進

子どもの体験と交流の充実

都市化、情報化社会、少子化社会が進行し、子どもが地域で自然体験、社会体験する機会が失われてきています。また、異年齢交流や地域の様々な人と交流する機会も減少してきています。子どもたちが今後の社会を生き抜く力を育むために、子どもの自然体験、豊かな遊びを保障する必要があります。

関連するSDGsのゴール: 4,10

地域において子ども同士が遊びなどの体験をとおし、豊かに成長できるよう安全安心な居場所づくりを行います。また、子どもの意見表明・社会参加の権利などを保障する事業を、また、多様な体験の育*を実施します。

- ・プレーパーク*の地域での実施
- ・各種団体による体験活動の支援
- ・宗像市子ども基本条例に基づく子どもにやさし

子どもの権利保障

宗像市子ども基本条例を施行し、子どもに対する虐待、いじめ、不登校などの防止、改善に向けた取組みを進めています。
また、子どもの権利救済機関を設置し、子どもの権利を守ることに努めています。
今後も引き続き、子どもが安心して生きることができ家庭環境、社会環境を保障していく必要があります。

関連するSDGsのゴール: 3,4,5,10

家庭、地域、関係機としての子ども基本条んていきます。
むなかた子どもの(バー)の子ども専用利侵害を受けている復、理解に向けた効

(戦略的取組)
施策を展開するうえで、常に意識しなければならない視点や積極的かつ戦略的に取り組むべき事項を示したものです。

協働 **都市ブランド**



協働 …施策の推進にあたり、協働で取り組むことができる内容を記載しています。

都市ブランド …施策の推進にあたり、子育て世代に対する取組みをはじめとした都市ブランドを推進する内容を記載しています。

○協働
・地域、市民活動団体などと協働し、放課後などの子どもの居場所づくりに取り組み、様々な体験と交流を創出します。

○都市ブランド
・宗像市子ども基本条例に基づき、社会全体で子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を保障するまちづくりを推進します。

(施策概要)
施策で取り組む内容を記載しています。

(前期の主な取組み)
前期基本計画の期間中に取り組んだ内容や成果などを記載しています。

前期の主な取組み

○地域との協働による放課後子ども教室(放課後学習支援、体験活動の場)を開設しました。また、吉武小学校学童保育所、赤間小学校(第1・2・3)学童保育所の管理運営について、コミュニティ運営協議会

○子どもの権利相談室を拠点に、子どもの権利救済・回復活動を行いました。また、市立学校における授業や、市民向け講演会をとおして、宗像市子ども基本条例(子どもの権利)の周知、啓発を行いました。

子どもの健やかな成長

SDGsのゴール



施策概要

このページは、子ども^{*}の健やかな成長に向けた取組みを掲載しています。

これからの時代を生き抜く力を子どもに育むには、様々な人々と関わり、様々な体験を重ねていく必要があります。

宗像市子ども基本条例^{*}に規定する子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを市民協働により推進します。

前期の主な取組み

○地域との協働による放課後子ども教室（放課後学習支援、体験活動の場）を開設しました。また、吉武小学校学童保育所、赤間小学校（第1・2・3）学童保育所の管理運営について、コミュニティ運営協議会を指定管理者に指定し、「地域の子どもは地域で育てる」理念を共有し、放課後児童健全育成事業を適切に実施しました。

○地域における「子どもの居場所づくり」を推進するため、コミュニティ運営協議会に委託することで、子どもと地域の人の交流、体験活動の機会を提供しました。

○子どもの権利相談室を拠点に、子どもの権利救済・回復活動を行いました。また、市立学校における授業や、市民向け講演会をとおして、宗像市子ども基本条例（子どもの権利）の周知、啓発を行いました。

施策区分とその現状・課題

家庭や地域の教育力の向上

情報化社会・少子高齢化社会のなかで地域社会のつながりや支え合いの希薄化などによる地域社会の教育力の低下や、子育て家庭の社会的孤立が指摘されています。

家庭や地域社会の教育力向上を図る必要があります。

関連するSDGsのゴール：1,3,4

子どもの体験と交流の充実

都市化、情報化社会、少子化社会が進行し、子どもが地域で自然体験、社会体験する機会が失われてきています。また、異年齢交流や地域の様々な人と交流する機会も減少してきています。子どもたちが今後の社会を生き抜く力を育むために、子どもの自然体験、豊かな遊びを保障する必要があります。

関連するSDGsのゴール：4,10

子どもの権利保障

宗像市子ども基本条例を施行し、子どもに対する虐待、いじめ、不登校などの防止、改善に向けた取組を進めています。

また、子どもの権利救済機関を設置し、子どもの権利を守ることに努めています。

今後も引き続き、子どもが安心して生きることができる家庭環境、社会環境を保障していく必要があります。

関連するSDGsのゴール：3,4,5,10

取組方針

家庭教育^{*}は全ての教育の出発点であり、家庭の教育力向上のため、親の学び、育ち及び繋がりを支援します。

学校、家庭、地域、市民活動団体などが協働し、まち全体で子どもの健やかな成長を支えていくことができるよう調整を図ります。

地域において子ども同士が遊びなどの体験をとおし、豊かに成長できるよう安全安心な居場所づくりを行います。また、子どもの意見表明・社会参加の権利などを保障する事業を展開します。

また、多様な体験の場を提供する過程で、キャリア教育^{*}を実施します。

家庭、地域、関係機関に対し、子どもの権利をはじめとした子ども基本条例の普及、啓発に継続して取り組んでいきます。

むなかた子どもの権利相談室（ハッピークローバー）の子ども専用フリーダイヤルなどをおして、権利侵害を受けている子どもを早期に発見し、救済、回復、理解に向けた効果的な支援を行います。

戦略的取組

○協働

・地域、市民活動団体などと協働し、放課後などの子どもの居場所づくりに取り組み、様々な体験と交流を創出します。

○都市ブランド

・宗像市子ども基本条例に基づき、社会全体で子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を保障するまちづくりを推進します。

主な取組事業

・PTAなどによる家庭教育学級^{*}開設の支援
・地域が担う放課後児童健全育成事業の支援
・放課後子ども教室（寺子屋）の推進

・プレーパーク^{*}の地域での実施
・各種団体による体験活動の支援
・宗像市子ども基本条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの推進
・キャリア教育の実施

・宗像市子ども基本条例の周知啓発
・子どもの権利救済機関の周知と運用



正助さんの寺子屋



子どもまつり

子育て環境の充実

SDGsのゴール



施策概要

このページは、子育て環境の充実に向けた取組みを掲載しています。次世代の社会を担う子どもとその家庭を社会全体で支援することを目指し、安心して子どもを産み、楽しく子育てができる環境づくりや、子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりを展開していきます。

前期の主な取組み

○子どもの健やかな成長や発達を支援するため、母子手帳交付時の聞き取りや新生児訪問など妊娠期・産後の早い段階での支援の充実に取り組みました。また、医師会などの関係機関と連携し、予防接種事業など継続して感染症予防に取り組みました。

○子どもに関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの心配事に関する総合相談窓口である子ども相談支援センターを設置しました。また、コミュニティや市民活動団体などが各地区に開設している保護者同士の情報交換や子どもが遊べる子育てサロンの運営を支援しました。保育を希望する家庭の相談に対しては、ニーズに合った保育サービスの情報を提供する「保育コンシェルジュ*」を窓口に配置しました。

○待機児童ゼロに向けて、認可保育所・認定こども園については、ニーズに応じた施設整備と定員増を行うとともに、保育士確保のため、無料職業紹介所、保育士の子の優先入所、保育士などの家賃補助などの事業を実施しました。また、「保幼認小義*の連携強化と円滑な接続」を行うため、園関係者の小学校・義務教育学校参観や園と小学校などの保育士・教諭の意見交換会を実施しました。

施策区分とその現状・課題

子育て家庭や子どもの健やかな成長・発達を支える事業展開

安心して子どもを産み、子育てをするためには、妊娠から出産・育児期まで子育て家庭の悩み・不安に寄り添い、子どもの健やかな成長や発達を支援する環境が不可欠です。そのため、子育て環境に合わせた母子保健事業や感染症予防のための予防接種事業が必要です。

関連するSDGsのゴール: 1, 3, 10

連携した相談支援体制の確立

核家族化やひとり親家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化により、家庭や地域の子育て機能が低下している状況にあります。そのため、子どもの成長や発達、障がい、子育ての不安や悩み、虐待など、子育て中の家庭が持つ様々なニーズに応えることができるよう、相談、支援体制の充実や関係機関との連携が必要です。

関連するSDGsのゴール: 3, 4, 10

安定した保育体制と幼児教育の充実

核家族化や共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育て家庭の保育ニーズが多様化しています。そのため、多様な保育ニーズに応え、子育てしやすい環境を提供することが必要です。また、幼児期は、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であるため、幼児教育の充実が必要です。

関連するSDGsのゴール: 4, 8, 10



かとう西保育園

取組方針

母子保健事業では、保護者が安心して子育てができるように、子育て家庭の支援を妊娠期から継続的・包括的に行います。また子どもの健やかな成長・発達を支援するため、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、訪問指導、健康教育などを推進していきます。予防接種事業については、医師会など関係機関と連携し、感染症予防に取り組んでいきます。また、子育て世代への経済的支援に取り組めます。

育児不安を軽減し、安心して子育てができることに加え、家庭環境や社会環境を改善し、子どもが安心して自分らしく生活できるよう、医師会など関係機関と連携した相談体制の強化に努めていきます。また、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対する支援の充実に取り組んでいきます。さらに、子育て家庭の交流の機会や情報提供などの子育て支援を推進するために、子育て支援センター*を適切に運営するとともに、地域の子育てサロン*の開催を支援します。

「子ども・子育て支援新制度*」の趣旨に沿い、育児と仕事が両立できるなど多様な保育ニーズに対応しながら、待機児童ゼロを目指します。保育士確保の取組みなどにより入所待ち児童を含めた入所希望に対応できる環境整備を推進していきます。幼児期の教育の充実として、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など、行政が連携した総合的な幼児教育*の推進、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育から小学校教育へのさらなる連携強化と協力支援体制の充実に取り組んでいきます。

戦略的取組

○協働

・地域、市民活動団体などと協働し、子育て支援センターや子育てサロンの充実に取り組めます。
・保育所、幼稚園、小学校などと協働し、幼児教育から小学校教育への移行に配慮した連携を強化し、円滑な接続を図ります。

主な取組事業

- ・妊娠期からの相談体制の充実
- ・各種健康診査の実施
- ・訪問指導の強化
- ・健康教育の充実
- ・インフルエンザ予防接種への助成
- ・多子世帯への支援の実施
- ・子育て世代への住宅取得費用、賃貸入居費用の支援

- ・子育て支援センターと関係部署との連携
- ・子育て支援ハンドブック、子育て教育ウェブサイト*を活用した情報提供の充実
- ・発達に支援が必要な子どもに対する相談支援体制の充実
- ・就学前の子どもに対する児童発達支援事業の実施
- ・子ども相談支援センター内の相談体制の強化

- ・安定した保育事業の実施
- ・保育所などの健全運営の支援
- ・幼児教育事業の充実
- ・小学校教育への円滑な接続に向けた保幼認小義連携の継続・強化

○都市ブランド

- ・待機児童ゼロを目指します。
- ・専門性の高い相談支援体制の充実や医師会などと連携した子どもの成長、発達の支援に取り組めます。

教育活動の充実

SDGsのゴール



施策概要

このページは、児童生徒に対する教育活動の充実に向けた取組みを掲載しています。社会が大きく変化するなか、児童生徒が「生きる力」を身につけるために、知・徳・体^{*}をバランスよく育てる学校教育を実践していきます。また、学校、家庭、地域がそれぞれの教育に対する役割を發揮して、互いに連携しながら社会全体で児童生徒を育てられるよう、開かれた学校づくりを推進していきます。

前期の主な取組み

○県立特別支援学校の誘致に取り組み、福岡教育大学敷地内に設置が計画されています。また、特別な支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育^{*}支援員の配置による支援を行いました。ICT^{*}教育に関してはICT支援員による研修及び授業支援、ICT指導員による機器のサポートなどにより、学校教育のICT化を推進しました。市内全市立学校で世界遺産学習を開始しました。また「世界遺産学習全国サミットinむなかた」を開催し、本市の世界遺産学習を広くPRしました。

○学園^{*}コーディネーターの導入により、学園内及び学園と地域間の連携強化を図りました。また、授業や読み聞かせなどの学校活動において、地域、家庭、大学関係者による学校支援ボランティアを活用することで、地域の教育力を生かした学校教育の充実が図られました。さらに、社会全体で子どもを育てる仕組みを構築するため、市内2校でコミュニティ・スクールモデル事業を実施しました。

施策区分とその現状・課題

学校教育の充実

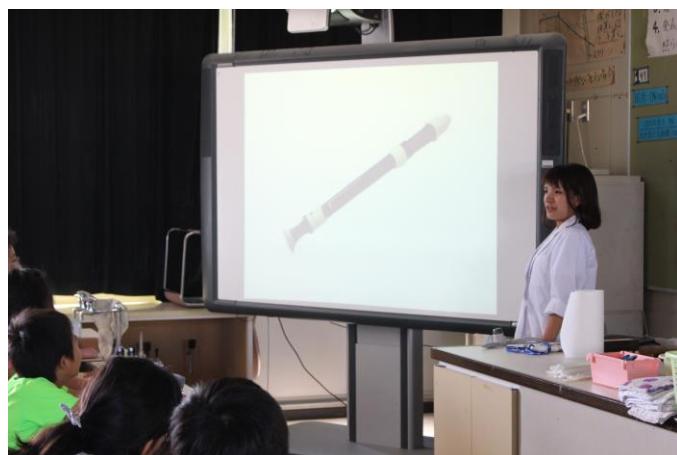
複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化、多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働をおし、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことなどが求められています。本市では、小中一貫教育^{*}により、児童生徒の「生きて働く力」としての確かな学力、豊かな心、健やかな体を確実に育てていきます。

関連するSDGsのゴール:4,5,10,16

開かれた学校づくりの推進

学校と地域の連携、協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の発展の担い手となる人材を育てることが求められています。今後も、学校、家庭、地域などと連携しながら、児童生徒の学習活動を充実させ地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,17



電子黒板を利用した授業

取組方針

義務教育段階で求められる資質や能力などを確実に身に付けられるよう、主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を推進するとともに、カリキュラム・マネジメントを機能させ、効果的な学習指導、教育活動の充実を図ります。特に、社会の持続的な発展をけん引するため、伝統と文化を尊重し、グローバルに活躍するための資質、能力の育成を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育機会を提供していきます。

これまでの小中一貫教育の取組みを基盤とし、社会全体で子どもを育てる仕組みを充実させるため、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入していきます。コミュニティ・スクールでは、学校と家庭、地域が目指す子ども像を共有するための協議を重ね、同じ目標に向かって協働する体制を整えていきます。

戦略的取組

○協働

- ・福岡教育大学、福津市と協働し、共同研究プロジェクトに取り組むことで、教職員の育成を図ります。
- ・地域、家庭と協働し、学力を向上させるための地域での教育や家庭教育に取り組めます。

○都市ブランド

- ・小中一貫教育を核として、ICTを活用した教育などを推進し、学力向上を図ります。
- ・大学や企業と連携し、それぞれの知識や技術を活用した専門性の高い教育を提供します。



学校での授業の様子

教育環境の充実①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、学校運営や学習環境の充実に向けた取組みを掲載しています。

学校は次世代を担う児童生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運営が求められます。

児童生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うことができるよう、学びの場として充実した環境を整備していきます。

前期の主な取組み

○宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画*に沿って、計画的に学校施設の改修事業を行いました。また、吊り天井や照明器具などの落下防止のための工事を実施し、安全性の確保に努めました。市内の小・中・義務教育学校の普通教室に空調設備を整備し、学習環境の質の向上を図りました。

○スクールカウンセラー*などの外部専門家の活用により、学校の教育相談機能の向上を図りました。また、スクールソーシャルワーカー*の配置により、学校における児童生徒や保護者の悩みなどの相談に対応しました。また教育サポート室エール*に家庭訪問相談指導員を配置し、不登校児の家庭を定期的に訪問し相談に応じる取組みを開始しました。

○児童生徒に充実した読書環境を提供するとともに、小学生読書リーダー養成講座、中学生読書サポーター養成講座などを開催し、児童生徒が自主的に調べ学習や読書を行うとともに自ら本の楽しさや大切さを発信、啓発する仕組みを構築しました。

○給食室改修工事、厨房機器、備品の更新を行うことにより、学校給食の安定供給に努めました。また、ゲストティーチャー*の指導で親子で豆腐づくりをおこなうなど、学校、家庭、地域が連携した食育*事業に取り組みました。

施策区分とその現状・課題

学校施設の充実

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、老朽化した施設・設備の改修を実施してきました。今後は望ましい教育環境のあり方を見据えながら、新学習指導要領に対応した学校施設などの整備を行うとともに、児童生徒数の推計を踏まえ、学校の適正な規模や配置について検討しつつ、計画的な施設改修などに取り組む必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,10

教育相談体制の充実

児童生徒の不登校や問題行動は、学力、体力、社会性の低下などにつながります。

そのため、児童生徒の不登校やいじめ、その他問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のため、児童生徒・関係機関と連携しながら教育相談体制を強化する必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,10,16

取組方針

児童生徒がより良い教育環境で学べるよう、学校の適正規模・適正配置の推進について検討しつつ、ICTを活用した教育の実践など、教育環境の変化に合わせた学校施設の改修や改築に計画的に取り組んでいきます。

教育相談担当教員や養護教諭の資質向上、スクールカウンセラーなどの外部専門家の活用により、学校の教育相談機能の向上を図っていきます。

スクールソーシャルワーカーの活用により学校における児童生徒や保護者の相談に、きめ細かく対応します。また、子ども相談支援センター、児童相談所、警察、医療機関などの関係機関や地域、市民活動団体などと連携しながら、いじめや不登校など児童生徒の抱える問題の解決に取り組んでいきます。

不登校対策として、教育サポート室エールの運営や家庭訪問相談指導員の派遣により、不登校児童生徒への関わりを積極的に行っていきます。

主な取組事業

- ・基本方針に基づく学校の適正規模、適正配置の推進
- ・城山中学校改築事業の実施
- ・公立学校の計画的な大規模改造の実施

- ・学校の教育相談機能の強化
- ・教育サポート室エールの運営
- ・家庭訪問相談指導員の派遣



体育館天井の耐震化



トイレの大規模改修



普通教室の空調設備整備

教育環境の充実②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、学校運営や学習環境の充実にに向けた取組みを掲載しています。

学校は次世代を担う児童生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運営が求められます。

児童生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うことができるよう、学びの場として充実した環境を整備していきます。

前期の主な取組み

○宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画に沿って、計画的に学校施設の改修事業を行いました。また、吊り天井や照明器具などの落下防止のための工事を実施し、安全性の確保に努めました。市内の小・中・義務教育学校の普通教室に空調設備を整備し、学習環境の質の向上を図りました。

○スクールカウンセラーなどの外部専門家の活用により、学校の教育相談機能の向上を図りました。また、スクールソーシャルワーカーの配置により、学校における児童生徒や保護者の悩みなどの相談に対応しました。また教育サポート室エールに家庭訪問相談指導員を配置し、不登校児の家庭を定期的に訪問し相談に応じる取組みを開始しました。

○児童生徒に充実した読書環境を提供するとともに、小学生読書リーダー[※]養成講座、中学生読書サポーター養成講座などを開催し、児童生徒が自主的に調べ学習や読書を行うとともに自ら本の楽しさや大切さを発信、啓発する仕組みを構築しました。

○給食室改修工事、厨房機器、備品の更新を行うことにより、学校給食の安定供給に努めました。また、ゲストティーチャーの指導で親子で豆腐づくりをおこなうなど、学校、家庭、地域が連携した食育事業に取り組みました。

施策区分とその現状・課題

学校図書館機能の充実

今後も児童生徒の読書活動や学習活動を支えるため、落ち着いて読書ができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する学びの場としての環境を整える必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,10

よりよい学校給食の推進

安全で安心な学校給食を提供するため、施設や設備の老朽化に伴う改修や厨房機器の更新を実施してきました。引き続き、衛生管理や施設管理を徹底する必要があります。

児童生徒が学校給食をとおして、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが必要です。また、よりよい学校給食の推進のため、学校給食費の公会計化を実現する必要があります。

関連するSDGsのゴール:2,4



学校給食の様子

取組方針

学校全体で連携し、学校図書館を活用した学習活動に取り組みます。また、子どものころから読書習慣の形成を図るため、家読[※](うちどく)を実施し、学校、家庭、地域が連携、協力して子どもの読書活動に取り組みます。

「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を持った学校図書館の整備を図ります。読書活動のさらなる活性化を目指し、学校司書[※]と司書教諭[※]が協力して図書館の運営に取り組みます。

衛生管理及び食物アレルギー対策を徹底し、また、施設の改修や更新、維持管理を適切に行うことで、安全で安心な学校給食の提供に努めていきます。

食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるため、学校における食育を推進し、各教科と給食をつなげる学習を展開していきます。

また、ゲストティーチャーによる体験事業の実施や地域の人と農作物の栽培や収穫を行うなど、学校、家庭、地域が連携した食育事業に取り組みしていきます。

さらに、地域の食材や食文化への理解促進のため、地域の食材を使った給食を提供していきます。

加えて、学校給食費の公会計化の実現のため制度の研究・設計を行っていきます。

戦略的取組

○協働

- ・学校、家庭、地域と協働し、児童生徒の読書活動、調べ学習を推進します。
- ・生産者、家庭、地域と協働し、地産地消をととした学校での食育に取り組みます。

○都市ブランド

- ・図書館の活用を推進することで、「読む力」と「調べる力」が身につく環境を提供します。
- ・地元産物を使った自校式給食の提供と食育の推進により、児童生徒に食文化の理解を促し、子どもの郷土愛を育みます。



図書室でのパソコン利用の様子



中学生読書サポーター

グローバル人材の育成と国際交流の推進

SDGsのゴール



施策概要

このページは、グローバル人材の育成と国際交流の推進に向けた取組みを掲載しています。

グローバル化が進展するなか、自治体においても世界に目を向け、将来さまざまな分野で中核的な役割を果たしていくグローバル人材を育成していくことが必要です。

語学力やコミュニケーション力を身につけるだけでなく、自国の文化を学び、異国の文化に触れる機会の充実や国際交流の推進を図りながら、市全体でこれからのグローバル化に対応した取組みを進めていきます。

前期の主な取組み

○海外派遣研修、外国語を使った体験活動事業、官民連携[※]した宗像国際育成プログラムの実施及び日本の次世代リーダー養成塾などの人材育成事業を行いました。また、市内教育機関などの留学生が地域や市立学校を訪問し交流することにより、市民の異文化理解を深めるとともに外国語に親しむ場の提供を行いました。その他、多くの子どもが参加しやすい環境を整えるため、宿泊型のイングリッシュ・サマーキャンプに加え、日帰り型のプログラムを実施しました。

○姉妹都市である大韓民国の金海市で開催される伽耶文化祭では、市民団体を派遣してステージ公演を行うなどの交流を行いました。また、パートナーシップ協定を締結するブルガリア共和国のカザンラック市とは、グローバルアリーナが実施する事業の支援をとおした交流を行いました。

施策区分とその現状・課題

グローバル人材の育成

グローバル化が加速するなか、語学力やコミュニケーション力、多文化に対する理解などを身に付けた人材の育成が急務となっています。

近年、学校教育においても学習指導要領改訂により小学校外国語科が導入され、積極的にコミュニケーションを図ることを目標とし、将来、外国語を使えるような人材の育成を目指すようになりました。

本市においても、世界の舞台で活躍し、信頼され、世界に貢献できるグローバル人材を育成するため、子どもから大人までが多文化や外国語学を学びたいと思う機会の提供や環境整備などを行っていく必要があります。

関連するSDGsのゴール：4,10,16,17

国際交流の推進と体制の整備

これまで、大韓民国の金海市との姉妹都市交流やパートナーシップ協定[※]に基づくブルガリア共和国のカザンラック市との交流を深めてきました。

行政間での交流はもとより、民間同士での国際交流は、人と人のつながりやお互いの文化や習俗などを理解し合う貴重な機会となるため、この交流をさらに充実させていく取組みが必要です。

また、グローバル人材の育成と合わせて、それぞれの国際交流活動が有機的なつながりを持ち相乗効果が期待できるようコーディネートを行う必要があります。

関連するSDGsのゴール：4,16,17



イングリッシュ・キャンプ事業

取組方針

日本や宗像の歴史、文化などを学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育む事業を展開していきます。

学校教育においては、小中一貫教育をとおして、小学校の外国語活動及び外国語科指導を充実させることで、中学校外国語科への円滑な移行を図ります。

また、年齢を問わず多文化や語学を学ぶことができるように、市内大学などの教育資源を生かした取組みや地域・民間などと協働した外国語や多文化に親しむ場づくりを積極的に行い、宗像だからこそできる「学ぶきっかけ」と「学びたいときに学べる場」を広く市民に提供していきます。

国際交流については、金海市及びカザンラック市と行政レベルでの交流を継続していくことで、恒久的なつながりを築いていくとともに、民間レベルでの交流が活発化するよう支援体制を構築することで国際交流の充実を図っていきます。

また、学校、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業などと連携しながら、関連する事業の一体的な実施や交流機会の提供などのコーディネートを行うことで、相乗効果を図っていきます。

市民に対して、国際交流の状況など、積極的な情報提供を行い、国際交流の取組みを共有化していきます。

戦略的取組

○協働

・学校、地域、市民活動団体、企業などと協働し、グローバル化に対応できる人材の育成を進めます。

主な取組事業

- ・多文化交流の機会の充実
- ・海外派遣研修事業経験者への支援と関連事業への参画促進
- ・グローバル人材育成プランの進行管理
- ・学校教育などにおける英語教育の推進
- ・外国語を使った体験事業の拡充
- ・地域で外国語教育を推進する人材の発掘と活用
- ・宗像の特色を生かした郷土の歴史や文化を学ぶ機会の創出

- ・姉妹都市などとの継続的な交流
- ・国際交流に関する情報提供や情報交換の場などの環境整備
- ・国際コンベンション[※]の誘致
- ・ホームステイ[※]、ホームビジット[※]などの交流機会の拡充

○都市ブランド

・大学や企業などとも連携し、国際的な視野を持ち、世界に貢献できるグローバル人材を育成します。



宗像市少年少女海外派遣研修事業



育成プログラム

健康づくりの 推進

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市民の健康づくりに向けた取り組みを掲載しています。
日々の生活を送るうえで、適度な運動やバランスの取れた食事は大切です。
市民が元気で健康な生活を送ることができるよう、こころと身体の健康づくりを支援していきます。

前期の主な取り組み

○公共施設・健診*・イベントなどで健康情報の発信、コミュニティ運営協議会の健康福祉部会の活動支援、コミュニティで健康マルシェ、健康相談・健康教育・体力テストの実施、健康づくりの担い手となる健康づくりリーダーやゲートキーパー*などの養成事業などに取り組みました。

○郷土料理などのレシピの発信、食育講演会・減塩などの食生活指導講座・玄米ニギニギ体操などの健康づくり活動の普及啓発実施に取り組みました。

○特定健診・特定保健指導、がん検診、うつ病予防スクリーニング*、生活習慣病予防及び重症化予防事業の推進などに取り組みました。

施策区分とその現状・課題

健康に関心をもつ機会の充実

健康で元気な生活を送るためには、自分自身の健康に関心を持ち、自らが病気の予防に努めることが必要です。
心身の健康を保つため、定期的な健康診断による健康状態の確認と、十分な睡眠や休養をとること、ストレスと上手につき合うこと、周囲の理解や支えがあることが大切です。
市民の健康を守るため、健(検)診をとおして疾病やがん、こころの病気の早期発見、重症化予防に取り組むことが必要です。

関連するSDGsのゴール:3

地域で支え合いながら取り組む健康づくり

健康は自分自身だけではなく家族や社会、経済などの様々なことが影響しています。また、男女ともに働く世代が拡大し、ゆとりや地域のつながりが薄れつつあります。
若い世代から高齢者までが健康づくりに関心を持ち、活動に取り組みやすくなるよう、地域社会全体が相互に支え合いながら環境を整備していくことが必要です。
また、市民が楽しく主体性を発揮できる健康づくりの場の充実が必要です。

関連するSDGsのゴール:3,11,17

健康づくりを継続できる環境づくり

ライフスタイル*や働き方、家庭環境の変化によりニーズが多様化しています。
健康の維持・増進のためには、自分自身の健康状態を知ったうえで、自分の生活にあった健康的な生活習慣を選ぶ力が必要です。
健康に関する情報提供や学習の場、健康づくりに取り組む環境を充実させ、一人ひとりが自分のライフスタイルにあった健康的な生活習慣が習得できるよう支援していくことが必要です。

関連するSDGsのゴール:3,11,17



地域での健康づくり活動

取組方針

疾病やがん、こころの病気などの早期発見のため、特定健診・がん検診などの実施体制づくりを推進します。市民自らが健康に関心を持ち、定期的な健康診断やがん検診を受診し、結果に応じた健康管理ができるように支援します。
また、市民に対して健康づくりに関する情報発信や啓発を行うとともに、健康に関する適切な支援などが行える相談支援体制づくりを推進します。

地域住民による自主的な健康づくり活動が活発化するよう、コミュニティ運営協議会などが取り組む健康づくり活動を支援していきます。
若い世代から高齢者までが、身近な場所で気軽に楽しく健康づくりに関心を持ち、取り組むことができるよう、コミュニティ運営協議会などと連携します。
運動や食生活の改善などの健康づくりの重要性を市民へ啓発するとともに、地域での健康づくり活動を推進する人材を育成していきます。

食と運動習慣の改善による生活習慣病予防に取り組めます。
バランスの取れた食生活、運動の習慣化、飲酒・喫煙・受動喫煙に対する正しい知識の普及を行うことで、市民一人ひとりが健康的な生活習慣づくりに取り組むことができるよう支援します。
生活習慣病予防のための学習の場づくりや、運動をとおした健康づくり活動など、食と運動に関する健康的な生活習慣を身に付けるための環境整備を行います。

戦略的取組

○協働

- ・地域と連携し、「けんしんを受診しましたか？」をあいさつ言葉として、健(検)診を普及、啓発します。
- ・学校、地域、市民活動団体、企業と連携し、いつでも、どこでも、誰とでもできる健康づくりに取り組みます。

主な取組事業

- ・特定健診・がん検診などの受診率向上のための啓発
- ・保健指導の実施
- ・生活習慣病予防及び重症化予防に関する保健指導の推進と学習の機会の充実
- ・疾病やがん、こころの病気などに関する正しい知識の普及啓発と情報発信
- ・心身の健康に関する相談支援体制づくりの推進

- ・地域住民による自主的な健康づくりの活動支援
- ・健康づくり活動の担い手(健康づくりリーダー*やゲートキーパー、食生活改善推進員など)の育成と活動支援
- ・地域における健康課題の分析と情報提供

- ・生活習慣病予防に関する学習の場づくりの推進
- ・健康的な食生活や栄養バランスなどの情報提供や体験学習の推進
- ・気軽に楽しく運動が継続できる環境づくりの推進
- ・適正飲酒や喫煙・受動喫煙に関する知識の普及、啓発の推進

○都市ブランド

- ・食と運動をとおした健康づくりを推進します。

安心できる 医療体制の充実と 社会保険制度の 健全運営

SDGsのゴール



施策概要

このページは、医療、介護をはじめとした、社会保険制度の充実に向けた取組みを掲載しています。

けがや病気のときの医療体制、社会保険制度としての介護保険や年金制度は、日々の生活を送るうえで大切なものです。

今以上に暮らしやすいまちをつくるためにも、市民が健やかで安心した生活を送ることができるよう事業に取り組んでいきます。

前期の主な取組み

○地島に診療所を開設し、医療体制の充実を図りました。また、宗像医師会、宗像歯科医師会及び宗像薬剤師会との連携により、休日などにおける救急医療・歯科診療体制の確保、大島・地島における歯科検診に取り組みました。

○社会保険制度の健全運営を行うため、医療費適正化と生活習慣病予防及び重症化予防の推進に取り組みました。

施策区分とその現状・課題

地域医療体制の確保と感染症対策

宗像医師会、宗像歯科医師会及び宗像薬剤師会との連携により、休日・夜間にも救急医療が受けられる体制を整えています。

安心した生活を送るためには、引き続き救急、急患への対応やかかりつけ医との連携など、昼夜を問わず、身近な場所で医療を受けることができる体制が必要です。

新型インフルエンザなどの新たな感染症が発生した場合に、感染症の蔓延などを防止するための感染症対策の重要性が増しており、情報の提供、予防体制の強化、発生時の備えが必要です。また、その他の感染症への対策も必要です。

関連するSDGsのゴール:3,10,11,16,17

社会保険制度の健全運営

安心した生活を送るため、社会保険制度の健全運営が求められています。

そのため、医療と介護における費用やサービスの適正化により、国民健康保険制度と介護保険制度の健全化や財政の安定化を図ることが必要です。

また、大島及び地島については、高齢化率が本土と比べ高い水準で推移していることや介護サービスに本土との地域間格差があることなどから、今後も介護サービスの充実が求められます。

年金については、無年金により生活に困る場合があるため、年金制度の正しい理解を求める必要があります。

関連するSDGsのゴール:1,3,10,11,16,17



大島診療所診療現場

取組方針

安心して身近な場所で医療サービスを受けることができるように、休日、夜間における救急医療体制や、離島での医療機会を確保していきます。また、普段から健康状態を把握し、適切な医療サービスを受けることができるようかかりつけ医やかかりつけ薬剤師の普及、啓発に取り組みます。

公衆衛生の向上と感染症の蔓延防止のため、予防接種の接種率の向上を図ります。また、新型インフルエンザなどの新たな感染症を予防するための知識の普及や情報提供に取り組みます。感染症が発生した場合に備えて、対応マニュアルに基づく適切な対応が取れるよう、関係機関との連携体制や感染症拡大防止に必要な資材を確保していきます。

国民健康保険制度と介護保険制度において、適正な賦課徴収と被保険者間の負担の公平性を確保していきます。

国民健康保険制度については、国民健康保険財政の健全性を維持するため、医療費適正化と生活習慣病予防及び重症化予防の推進に取り組みます。

介護保険制度については、公平公正な介護認定と給付の適正化、介護サービスの充実に取り組みます。また、大島及び地島においても、本土と変わらない介護サービスが受けられるよう、引き続き、介護サービスの充実に取り組んでいきます。

年金制度については、無年金によって生活に困ることを防ぐ取組みとして、制度の啓発を継続して行っていきます。

戦略的取組

○協働

・医療・救急にかかる関係機関と連携し、休日や夜間、大島及び地島、小児などの医療体制の充実に取り組みます。

○都市ブランド

・子どもに関わる医療体制の充実に取り組みます。

主な取組事業

- ・休日、夜間の救急医療体制の確保
- ・離島での医療機会の確保
- ・かかりつけ医やかかりつけ薬剤師の普及、啓発
- ・感染症発生時に備えて必要資材の確保を含めた関係機関との連携体制の確保

- ・国民健康保険税率と介護保険料の見直し
- ・生活習慣病予防及び重症化予防の取組推進
- ・医療費と介護給付の適正化
- ・大島及び地島における介護サービスの充実
- ・国民年金制度の啓発

高齢者の健康づくり 生きがいづくり 場づくり

SDGsのゴール



施策概要

このページは、高齢者が充実した日常を送るための取組みを掲載しています。

高齢化の進展により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

高齢者が明るくいきいきとした生活を送ることができるよう、趣味などとおした自己表現や自己実現ができる体制づくりや様々な交流の場の提供などの事業を展開していきます。

前期の主な取組み

○シルバー農園^{*}、老人クラブへの活動支援事業などに取り組みました。

○シルバー人材センターと連携し、高齢者がこれまでの経験を生かし、活躍できる社会づくりに取り組みました。

○認知症^{*}に関する講座の開催や介護予防^{*}に資する住民運営の通いの場づくりの支援、地域介護予防活動支援事業「いきいきふれあいサロン^{*}事業」の推進に取り組みました。

施策区分とその現状・課題

高齢者の社会参画と生活環境の整備

高齢化がますます進む一方で、年齢を重ねても社会参加に意欲的な高齢者は増えています。そのため、この参加意欲に応え、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者が経験を生かし、活躍できる社会づくりが必要です。

また、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことや、生活環境の充実を図っていくことが必要です。

関連するSDGsのゴール:3,11

高齢者の健康づくりと介護予防

高齢者が要介護状態にならず、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることが大切です。

現在、各地区コミュニティ・センターや公民館などの身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組む高齢者が増えています。

今後も継続して、高齢者が身近な場所で介護予防や健康づくりに取り組めるよう、住民主体による介護予防のための通いの場づくりや運営を支援していくことが必要です。あわせて、介護状態などになることの防止や要介護状態の軽減・悪化の防止の考え方を地域全体で共有しながら、重度化防止に向けた取組みを推進していくことも必要です。

関連するSDGsのゴール:3,8,11

取組方針

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いてきた豊富な知識や経験、能力などを生かしながら、地域における活動などに参加できる環境づくりを推進します。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じた住環境の充実を図ります。

高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、健康でいきいきとした生活を送れるよう健康づくりや介護予防の取組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、自主グループの育成と交流をとoshi、活動を継続できるよう支援します。

戦略的取組

○協働

- ・地域、市民活動団体、企業などと協働し、生きがいづくりや社会参画に対して積極的に支援します。
- ・地域と協働し、元気な高齢者の力を活用しながら、助けが必要な高齢者を支える体制を整備します。

○都市ブランド

- ・高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

主な取組事業

- ・老人クラブ活動への支援
- ・シルバー人材センターの運営支援
- ・交流の場づくりの推進
- ・養護老人ホームへの入所措置
- ・住宅改造費助成事業

- ・健康づくりの推進
- ・介護予防に資する住民運営の通いの場づくりの推進
- ・住民主体の介護予防活動への参加の促進
- ・介護予防・日常生活支援総合事業



交流の場づくり

自立した生活の支援①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市民が自立した生活を送るための取組みを掲載しています。障がいや疾病、経済的事情などにより、様々な生活課題を抱えた市民が自立して生活していくことができるように、生活課題の解消に取り組んでいきます。

前期の主な取組み

- 高齢者に関しては、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターを6箇所開設し、高齢者やその家族がより身近に相談できる体制を整えました。障がい者支援に関しては、相談支援事業所の充実に取り組み、障がい者の個別課題の解決を図りました。
- 生活困窮者自立相談支援の相談窓口を設置し、経済的な支援や就労支援により困窮状態の課題解決につなげました。また、就労系障害福祉サービスの充実や一般就労への移行・定着支援をとおして、障がい者の就労支援に取り組みました。

施策区分とその現状・課題

高齢者を地域で支え合う仕組みづくり

今後、本市の高齢化はますます進むことが予測されるなか、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことが重要です。さらに、介護状態などになることの防止や要介護状態の軽減・悪化の防止の考え方を地域全体で共有しながら、重度化防止に向けた取組みを推進していくことも大切になります。

関連するSDGsのゴール:3,11,17

高齢者の自立と安心につながるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域において、自立し、安心して生活するためのニーズに対応していく必要があります。そのため、高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の自立生活を支えることが必要です。

関連するSDGsのゴール:3,10,11,17

取組方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりをすすめながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの構築を推進します。高齢者の自立支援と重度化防止の取組みとして、専門職間のネットワークづくりの強化、日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの機能強化などをすすめていきます。

ひとり暮らしの高齢者の見守りや家族介護者の支援など、高齢者やその家族が安心して地域での生活を送ることができるよう、きめ細かな高齢者福祉サービスの充実を図ります。

主な取組事業

- ・地域包括支援センターの運営
- ・在宅医療・介護連携推進事業の実施
- ・生活支援体制整備事業の実施
- ・認知症総合支援事業の実施
- ・地域ケア会議推進事業の実施

- ・在宅高齢者福祉サービス事業（緊急通報装置、配食、介護用品給付サービスなど）
- ・在宅介護者への支援（家庭介護講座、家族慰労事業）
- ・ごみの戸別訪問収集（ふれあい収集）の実施
- ・認知症高齢者への対応（捜してメール、GPS端末貸与）
- ・成年後見制度*の利用促進



認知症カフェ（画像加工あり）

自立した生活の支援②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市民が自立した生活を送るための取組みを掲載しています。障がいや疾病、経済的事情などにより、様々な生活課題を抱えた市民が自立して生活していくことができるように、生活課題の解消に取り組んでいきます。

前期の主な取組み

- 高齢者に関しては、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターを6箇所開設し、高齢者やその家族がより身近に相談できる体制を整えました。障がい者支援に関しては、相談支援事業所の充実に取り組み、障がい者の個別課題の解決を図りました。
- 生活困窮者自立相談支援の相談窓口を設置し、経済的な支援や就労支援により困窮状態の課題解決につなげました。また、就労系障害福祉サービスの充実や一般就労への移行・定着支援をとおして、障がい者の就労支援に取り組みました。

施策区分とその現状・課題

障がい者が安心して暮らせる地域共生社会づくり

障害福祉サービス利用者は増加傾向にあります。今後は多様化するニーズに対応していく必要があります。また、障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活できるように、多種多様な相談に対応できる体制や地域での支援体制が必要です。

関連するSDGsのゴール:3,10,11,17

経済的な自立支援

社会に参加し自立して生活することを望みながら、病気、障がい、失業、離婚、配偶者の死亡、家族の介護などの理由により、それが難しい状態になることは誰にもあり得ることです。そのため、様々な理由で生活に困っている人に対する、経済的な支援や就労支援などの自立支援を継続していく必要があります。

関連するSDGsのゴール:1,3,10,11,17



障がい者就労支援

取組方針

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、宗像市障害者自立支援協議会*における関係機関、団体、事業所などの連携をとおして、相談支援体制の強化や障害福祉サービスの充実などに取り組んでいきます。加えて、ソーシャル・インクルージョン*の理念のもと、市民に障がい者への理解をひろげるとともに、社会的障壁除去についての合理的配慮の実施と、障がいを理由とする差別の解消を推進し、地域共生社会の実現に取り組みます。さらに、障がい者が自分らしく生きがいのある生活を送ることができるよう、外出・余暇活動の支援、文化・スポーツ活動をとおした交流などにより社会参加の支援・促進に努めます。

生活困窮者*やひとり親家庭、就労支援の必要な人、家計管理に課題がある人、社会から孤立している人などが安定した生活を送るため、広く相談を受け、生活保障としての経済的な支援や就労支援などの自立相談支援を行います。就労を希望する障がい者に対しては、相談支援や訓練の機会の提供、求職活動支援、職場定着支援などの就労支援を行います。市営住宅については、適切な供給や老朽化に対する計画的な整備に努めていきます。

戦略的取組

- 協働
 - ・行政機関、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア団体、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業所などの地域の関係者で構成された協議体をさらに発展させ、地域の関係者の情報共有及び連携・協働による支援体制の整備をより一層推進します。

主な取組事業

- ・相談支援体制や障害福祉サービスの充実
- ・障がい者の文化・スポーツ活動の推進
- ・福祉教育などによる地域で支え合う意識の醸成
- ・避難行動要支援者*の支援
- ・成年後見制度の利用促進

- ・生活困窮者に対する自立相談支援の実施
- ・扶助費や手当などの支給
- ・就労支援の推進
- ・家計改善支援の推進
- ・住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット*の検討
- ・市営住宅の供給、整備

- 都市ブランド
 - ・いくつになっても、安心して自分らしく暮らすことができるまちづくりを推進します。

互いに尊重し 協力し合う 社会の充実

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市民の人権の尊重に向けた取組みを掲載しています。
市民には、出生や性別などに関係なく、平等に生活、活躍できる権利があります。
その権利を守りながら、市民がお互いに支え、協力し合うことで、誰もが幸せを感じることができる環境を整備していきます。

前期の主な取組み

- 人権問題への取組みとして、人権講演会や学習パネル展、人権作品展、啓発看板の設置、街頭啓発を実施しました。
- 男女共同参画推進センター※を拠点として、ジェンダー問題、エンパワーメント、資格取得などに関する講座を開催しました。また、ワーク・ライフ・バランス※の確立に向け、家庭や事業所に対する啓発を推進しました。

施策区分とその現状・課題

人権の尊重

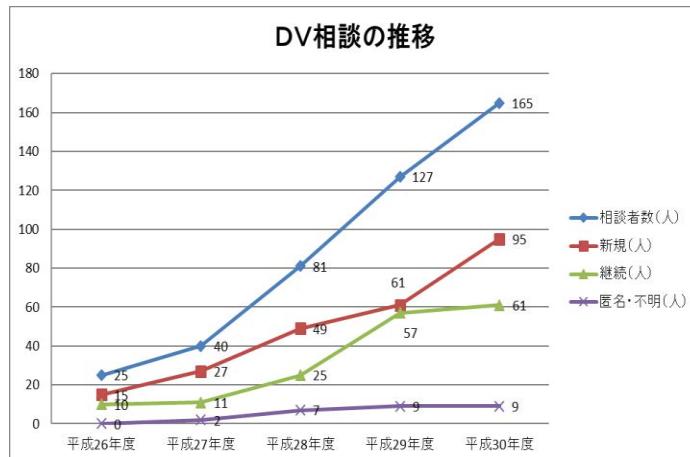
本市では、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権問題に対して、あらゆる機会をとらえて人権教育※・啓発に取り組んでいますが、未だに外見や経済環境などに対する差別待遇が起こっています。
引き続き、自他の人権が尊重される都市の実現を目指して、人権教育・啓発に関する施策を、より総合的かつ効果的に推進する必要があります。

関連するSDGsのゴール:5,10,16,17

男女共同参画の推進

男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が、未だに残っている状況にあります。そのため、市民の男女共同参画意識を醸成する必要があります。
また、DVなどへの理解が進み、DV被害者などからの相談が年々増加傾向にあります。
さらに、あらゆる場面で女性の活躍を推進していくための支援を実施するほか、価値観やライフスタイルが多様化するなか、男女がともに仕事とそれ以外の活動とを両立できる社会づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

関連するSDGsのゴール:5,10,16,17



取組方針

「宗像市人権教育・啓発基本計画」に基づき、教育・啓発活動に取り組みます。
人権教育では、学校における教職員研修の充実に努め、また、地域での研修会などを実施し、市民に対する教育活動に取り組みます。人権啓発※では、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、関係団体と連携し、街頭啓発や講演会を実施します。また、地域や事業所に対する各種啓発事業を推進します。その他、特に人権との関わりが深い特定職業従事者※に対する研修を実施します。
人権に関わる様々な問題解決に向けて、現状を把握し、関係機関と連携しながら相談体制を整備します。

男女共同参画推進センターを拠点として講座などを実施し、男女共同参画の意識啓発を推進していくほか、地域での啓発活動に積極的に取り組みます。
また、関係各課や関係機関と連携し、DV被害者などに対する支援を実施します。
さらに、女性の活躍を支援するための情報提供や講座などを開催するほか、ワーク・ライフ・バランスの確立に向け、家庭や事業所に対する啓発を推進していきます。

戦略的取組

○協働

- ・地域、学校、市民活動団体と協働し、人権啓発活動、研修会、実践交流会を実施します。
- ・市民活動団体などと協働し、男女共同参画の視点に立った講演会や講座の開催、男女共同参画に関する情報収集と情報提供に取り組みます。



主な取組事業

- ・学校や地域、家庭における人権教育の実施
- ・街頭啓発、講演会などの実施
- ・特定職業従事者に対する人権研修の実施
- ・関係機関と連携した相談事業の実施

- ・啓発講座の開催
- ・地域での啓発活動の実施
- ・事業所への啓発活動の実施
- ・DVなどの被害者への支援
- ・女性の活躍を支援する講座などの開催

○都市ブランド

- ・子ども基本条例の周知、啓発と子どもの権利相談室の周知、運用に取り組むことで、子どもの権利を守ります。



観光による地域の活性化

SDGsのゴール



施策概要

このページは、観光による地域の活性化に向けた取組みを掲載しています。

市内には世界遺産に登録された宗像大社をはじめ、歴史、食、自然、スポーツ、お祭りといった観光資源が多くあります。これら観光資源を生かした、地域が潤う仕組みづくりとなる宗像版のDMO^{*}を確立するとともに、道の駅むなかた、街道の駅赤馬館の周辺に賑わいを創出し、観光資源をつなぎながら、地域の活性化を図っていきます。

また、ターゲットに応じた情報受発信の強化や二次交通の充実を図り、多様な世代の呼び込みや市内回遊性の向上を図っていきます。

前期の主な取組み

○宗像版観光プラットフォーム^{*}の推進として、観光情報の一元化、情報発信の強化に取り組みました。また、宗像独自の旅行商品^{*}の開発、体験型観光の企画などに取り組みました。

○道の駅むなかたの拡張事業、出光佐三^{*}展示室の開設に取り組みました。また、新規出店補助金制度などを創設し、大島、赤間宿への新規出店を誘導することができました。

○県、北九州市や福岡市と連携することで、訪日外国人旅行者をはじめ、国内外から多くの観光客が訪れました。

施策区分とその現状・課題

宗像版観光DMOの確立

本市には、歴史、食、自然など他市にはない観光資源があり、多くの観光客が本市を訪れています。しかし、稼ぐ視点で観光資源のブラッシュアップや観光資源を生かした体験型観光メニューの創出が出来ていない現状にあります。

また、それらを主導し、事業者の調整を行うといった機能やデータに基づくマーケティング、ターゲットに応じた効果的な情報受発信を行うといった機能を有する組織も確立されていません。

そのため、観光戦略をたて、効果的な情報受発信、観光資源を生かして地域全体を調整するといった機能を有する宗像版観光DMOの組織を確立し、地域全体で稼ぐ仕組みを構築する必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9,17

観光拠点施設周辺への民間誘導と市内回遊性の向上

多くの観光客が宗像大社と道の駅むなかたを日帰り訪れ、その周辺や東部観光拠点^{*}である街道の駅赤馬館まで周遊していない現状にあります。また、県外及びインバウンド^{*}の観光客は、公共交通機関を利用して本市を訪れますが、宗像大社や市内観光地に公共交通機関を利用して行くためには、最寄駅からの二次交通の確保が課題です。

そのため、観光拠点である道の駅むなかた、街道の駅赤馬館を中心としてその周辺に賑わいや新たな魅力を創出するとともに、二次交通の充実による市内回遊性を高め、観光による地域経済の活性化を図っていく必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9,17



北斗の水くみ海浜公園

取組方針

地域全体で稼ぐ仕組みを構築するため、観光戦略をたて、効果的な情報受発信、地域全体を調整するといった機能を有する宗像版観光DMOの確立に向け支援を行っていきます。

また、DMOを中心に観光資源を生かした体験型観光メニューなどを組み合わせたツアーを造成し、団体客及び個人客の取り込みも行っていきます。

さらに、このような取組みを広域連携で展開し、国内はもとより海外からの観光客誘致にもつなげていきます。

観光拠点である道の駅むなかたや街道の駅赤馬館の周辺に、賑わいや新たな魅力を創出するため、観光、商業のための民間資本の誘導や新規店舗誘導を促進させていきます。

また、観光拠点施設周辺及び市内の回遊性を高めるため、二次交通の充実に向けた民間事業者との協議や新たな交通体系の検討を行っていきます。

さらに、観光施設として街道の駅赤馬館により多くの観光客を呼び込むため、施設運営のあり方や事業内容の見直しを行います。

戦略的取組

○協働

- ・観光協会、商工会や市内事業者と協働で観光情報の収集、共有や旅行会社、広告代理店、出版社などへの働きかけを行います。
- ・地域と協働で、市内の回遊性を高めるための地域観光ルートの設定、イベント、情報発信などを行います。

主な取組事業

- ・宗像版観光DMOを推進する体制づくりと機能強化
- ・宗像独自の旅行商品や体験型観光メニューの開発促進
- ・ターゲットを絞った旅行商品や体験型観光メニューの販売
- ・キャッシュレス^{*}推進による域外からの消費拡大
- ・体験型観光メニュー等を組み合わせた事業展開
- ・SNS^{*}やインフルエンサー^{*}を活用した観光情報の発信
- ・観光パンフレットの統合と多言語化、ネット配信
- ・広域連携による観光情報の受発信
- ・タイアップモデルツアーや海外PRの強化

- ・国道495号沿道での観光関連施設用地の確保
- ・国道495号沿道や唐津街道への民間資本や店舗の誘導と支援
- ・街道の駅赤馬館のあり方検討
- ・福岡、北九州からの直行便の促進
- ・観光に特化した市内交通網のあり方検討
- ・MaaS^{*}、自動運転、レンタカート^{*}などの実証に向けた調査、検討

○都市ブランド

- ・若い世代や子育て家族にとって魅力的な観光スポットの創出やサービスの提供を行います。
- ・観光資源などの情報発信による本市の認知度向上を図ります。

地域産業の 活性化①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、地域産業*の活性化に向けた取組みを掲載しています。

農業、水産業については、本市の豊かな自然に育まれた安全で安心な農産物、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、後継者の育成、経営規模の拡大、農産物や水産物の認知度向上、消費拡大を図るなど、農業者や漁業者などが安心して生産、漁獲できる取組みを展開していきます。

商工業、企業誘致については、市内の商工業発展へ向けた助成制度の充実や新たな雇用を生み出す企業誘致や起業支援への取組みを展開していきます。

前期の主な取組み

○地域おこし協力隊*を導入し、各隊員がもつノウハウやスキルなどを活用した事業を行いました。また、むなかた地域農業活性化機構*などと連携し、新規就農者の就業支援体制を拡充しました。さらに、鐘の岬活魚センター横の加工場においてHACCP*認証の衛生管理体制を構築するため製造工程図の作成などを行いました。加えて、宗像漁業協同組合が実施した製氷施設、給油施設、アワビ養殖施設、加工場などの漁業施設の改修の支援を行いました。

○「あまおう」の品質向上と収量増加による市場ブランド力の向上を目指し、ICT機器による栽培データ収集・分析システムを導入しました。また、宗像市水産物販売促進委員会を設立し、冬期の「鐘崎天然とらふく」、夏期の「宗像あなごちゃん」を中心に販売促進に取り組み、取引店舗を開拓するとともに、ネット通販など新たな販売チャンネルを構築しました。

○プレミアム商品券*の販売などをおして、市内事業者の利用促進につながる消費拡大が図られました。また、起業を希望する人に対して、セミナーの開催や補助金の創設などの支援を行いました。

施策区分とその現状・課題

地域産業の担い手の確保

農業においては、長引く農産物価格の低迷などにより所得水準が伸び悩み、農業就業者の減少と高齢化が進行しています。

水産業においては、魚価の低迷、燃油の高騰に加え、漁獲量の減少などから所得が伸び悩んでいます。また、漁業従事者の高齢化などにより、担い手不足が進んでいます。

商工業においては、人口の減少や後継者不在などにより、まちの賑わいづくりを新たに担う人手が不足しています。

関連するSDGsのゴール:2,8,9,11,12,14,15,17

生産、販売の基盤の強化

農業では、農業経営を改善し、安定させるためには、経営規模のさらなる拡大を図る必要があります。また、近年全国的に大規模な自然災害が多発しており、ため池など農業用施設の安全確保対策の拡充も求められています。

水産業では、鐘崎・神湊・大島・地島の各漁港において、荷捌き所、加工所、製氷冷蔵冷凍施設などの漁港施設の改修や新設が必要な箇所があります。

商工業では、市場の縮小などにより事業環境がさらに厳しくなっているため、経営基盤の強化に向けた事業者への支援が必要です。

関連するSDGsのゴール:8,9,11,12,14,15,17



創業セミナー

取組方針

農業については、むなかた地域農業活性化機構、宗像農業協同組合などと連携を図りながら、新規就農希望者向けの説明会を開催し、就農に向けた実践的な研修を実施するなど、引き続き次世代を担う新たな農業者の確保、育成に取り組めます。

水産業については、県や宗像漁業協同組合と連携し、県立水産高校の漁業ガイダンス*、新規就業セミナーなどへ参加し、漁業者の確保を行います。また、同組合と連携し、外部団体を活用したセミナーを開催するなどし、未来に向けて魅力ある水産業づくりに取り組んでいきます。

商工業については、商工会や金融機関、創業支援を専門とする民間企業などと連携した相談窓口の設置や創業セミナーを行うなど、宗像での創業（“宗業”（そうぎょう））を希望する人への支援を強化します。また、まちの賑わいづくりのため、北部観光ゾーン（国道495号沿道、御製広場など）における店舗誘致の強化に取り組み、新たな担い手の確保に取り組めます。

農業については、認定農業者*などへの農地集積や機械、施設の導入など、経営規模の拡大に向けた生産基盤の整備を進めます。また、決壊した場合の影響が大きいため池について、ハザードマップ*を作成するとともに、農業用施設の維持補強に取り組めます。

水産業については、宗像漁業協同組合と連携を図りながら、漁場の再生、資源回復、付加価値の高い水産物の養殖や蓄養の実施に向けた調査研究などを行い、生産性を高め、未来に向けて魅力ある水産業づくりに取り組んでいきます。あわせて、荷捌き所や製氷冷蔵冷凍施設など、鐘崎、神湊、大島、地島の漁業施設の整備を進めていきます。

商工業については、創業希望者への支援とともに、市内事業者が新たにチャレンジする販路拡大や生産性向上などへの取組みを積極的に支援し、事業者の稼ぐ力を強化します。



うに駆除の様子

主な取組事業

- ・後継者、新規就農者・新規就漁者の確保、育成
- ・漁業者の若手リーダー育成支援
- ・創業支援の充実、“宗業”者応援補助金の充実
- ・北部沿道商業地など新規出店補助金の充実

- ・農地集積などの推進、認定農業者などの経営改善支援
- ・農地の保全活動に対する支援
- ・農業用施設の維持補強の推進
- ・漁場再生事業の充実
- ・新荷捌き所（鐘崎）、製氷冷蔵冷凍施設、加工所などの漁業施設の整備
- ・市内中小企業への各種補助制度の充実

地域産業の 活性化②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、地域産業の活性化に向けた取組みを掲載しています。

農業、水産業については、本市の豊かな自然に育まれた安全で安心な農産物、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、後継者の育成、経営規模の拡大、農産物や水産物の認知度向上、消費拡大を図るなど、農業者や漁業者などが安心して生産、漁獲できる取組みを展開していきます。

商工業、企業誘致については、市内の商工業発展へ向けた助成制度の充実や新たな雇用を生み出す企業誘致や起業支援への取組みを展開していきます。

前期の主な取組み

○地域おこし協力隊を導入し、各隊員がもつノウハウやスキルなどを活用した事業を行いました。また、おなかつ地域農業活性化機構などと連携し、新規就農者の就農支援体制を拡充しました。さらに、鐘の岬活魚センター横の加工場においてHACCP※認証の衛生管理体制を構築するため製造工程図の作成などを行いました。加えて、宗像漁業協同組合が実施した製氷施設、給油施設、アワビ養殖施設、加工場などの漁業施設の改修の支援を行いました。

○「あまおう」の品質向上と収量増加による市場ブランド力の向上を目指し、ICT機器による栽培データ収集・分析システムを導入しました。また、宗像市水産物販売促進委員会を設立し、冬期の「鐘崎天然とらふく」、夏期の「宗像あなごちゃん」を中心に販売促進に取り組み、取引店舗を開拓するとともに、ネット通販など新たな販売チャンネルを構築しました。

○プレミアム商品券の販売などとおして、市内事業者の利用促進につながる消費拡大が図られました。また、起業を希望する人に対して、セミナーの開催や補助金の創設などの支援を行いました。

施策区分とその現状・課題

ブランド化、消費の拡大、連携の強化

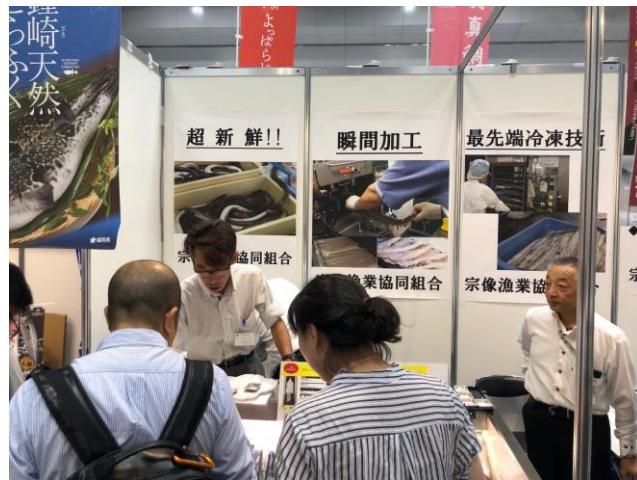
市内の農産物、水産物、加工品の品質は、非常に高いものがありますが、まだまだ市外での認知度は十分ではありません。これらの販売を促進するためには、産業団体をはじめ、関係機関と連携し、一体的なブランド構築、消費の拡大に取り組み、知名度を向上させ、市内はもとより、国内外での販路拡大や消費拡大を図り、地域産業を活性化させていく必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9,11,17

企業誘致

市内に新たな雇用の場を確保することは地域産業の活性化のみならず、定住の促進や税収の確保などにおいて、重要な要因であるといえます。今後、企業誘致をさらに推進するためには、企業が立地できる新たな産業用地の確保が必要です。また、まちの賑わいづくりのためには、店舗などの誘致にも積極的に取り組んでいく必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9,11,17



東京シーフードショー

取組方針

宗像農業協同組合、宗像漁業協同組合、宗像市商工会などと連携して、市内の農産物、水産物、加工品のブランド化を推進し、発信していきます。

ブランド化を推進することで、市外への販路の拡大を図っていきます。さらには、市内の飲食店、小売店舗などに市内の農産物、水産物、加工品の活用を働きかけるとともに、市民が市内で消費する仕組みづくりを検討することで、域内での消費を拡大させます。

民間企業、大学、県などと連携し、品質、加工、保存技術の向上に向けた調査研究などを行い、さらなる商品の高付加価値化を図っていきます。

新たな産業用地の確保に向け、第2次宗像市土地利用計画に位置付けられた宮若インターチェンジ近接地や国道3号沿いの産業用地の確保に取り組んでいきます。

また、工場や店舗などの立地に適する用地の情報を広く収集し、本市の優れた住環境や立地企業への優遇制度とあわせ、立地を希望する企業などに情報を提供していきます。

戦略的取組

○協働

農協、漁協、生産者だけでなく、食品加工事業者などとも協働して、6次産業化など農業、水産業の活性化に向けた取組みを推進します。

○都市ブランド

・宗像産の新鮮で安全安心な農水産物を提供します。
・創業地に選ばれる賑わいのあるまちづくりを目指します。



鐘崎天然とらふく

資源を活かした島の活性化①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、島の振興に向けた取組みを掲載しています。

貴重な島の資源を生かした交流人口の増加、島の産業振興により、島の担い手や外部人材を確保し、島の活性化につなげ、島民が島で元気に安心して生活できる環境の整備を行っていきます。

前期の主な取組み

○地域おこし協力隊を導入し、各隊員がもつノウハウやスキルなどを活用した事業を行いました。また、大島においては、七夕祭り、臨海学校、みあれ祭見学ツアーなど島の交流につながる事業を実施しました。さらに、光回線敷設事業、御嶽山展望台整備など、観光客などの利便性向上に努めました。地島においては、婚活、地引網、わかめ加工体験など島の移住、定住、交流につながる事業を実施しました。また、椿の植樹や椿ロードの整備など、観光客などの利便性向上に努めました。

○大島では、市場価値の高い柑橘類の栽培の支援を行いました。地島では、地島天然わかめのブランド化の取組みへの支援を行いました。

○観光客へのお土産対策として、宗像漁業協同組合によるお土産館(さよしま)の開店、ターミナルのお土産品の充実、タブレット※やコンシェルジュの配置などを行いました。

○大島小・中学校を義務教育学校大島学園として開校しました。また、地島については、漁村留学を継続し、島外からの子どもたちの受け入れを行うとともに、子どもたちの教育環境を充実させるため、離島体験交流施設を整備しました。

施策区分とその現状・課題

交流人口・関係人口の創出

自然や歴史、観光スポットなど恵まれた島特有の資源や島の施設を活用することで、市外に情報発信し、交流人口・関係人口の増加により島の賑わいを創出していく必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9

島の産業の強化

農業においては、農業の担い手が少なくなり、耕作放棄地が拡大する傾向にあります。水産業においては、魚価の低迷、燃油の高騰に加え、漁獲量の減少などから所得が伸び悩んでいます。そのため、農地の有効利用、資源の回復、島ならではの農産物、水産物に付加価値をつけるなど、島の主要産業である農業、水産業を強化していく必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9,11,14,15

取組方針

大島においては「うみんぐ大島」を、地島においては離島体験交流施設を島の交流拠点と位置づけ、地域資源を生かした産業の活性化、交流人口増加につながる漁業、農業、島生活などの体験プログラムやイベントを開発し、実施していきます。

また、大島では世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産※である宗像大社中津宮※と沖津宮遙拝所※や砲台跡、九州オルレ※コースなどを活用した島の観光推進や海外観光客誘致も視野に入れた島内イベントなどを検討していきます。地島では、椿まつりなどを活かした島の賑わいづくりに取り組んでいきます。

農業においては、農地の保全と有効活用を図るため、地域の特性を生かした付加価値の高い農産物栽培の奨励、体験農園などの観光への活用や農福商連携※に関する調査研究、花苗などの景観作物※の植栽などの取組みを支援していきます。

水産業においては、漁協と連携を図りながら、6次産業化の推進、漁場の再生、資源回復、付加価値の高い水産物の養殖に向けた調査研究などを行っていきます。

主な取組事業

- ・空き家活用による田舎暮らし体験事業の検討
- ・民泊による交流人口・関係人口の拡充
- ・遊休地※利活用事業の推進
- ・特産品開発の支援
- ・島内交通体系の再検討
- ・つばきロード、九州オルレコース、世界遺産の構成資産を活用したウォーキング・バスハイク事業の推進
- ・観光ボランティア養成事業の充実

- ・農業、水産業の6次産業化の推進
- ・中山間地域などの農業支援
- ・体験農園、景観作物栽培事業、農福商連携の調査研究
- ・地域おこし企業人など、民間活力を生かした事業の検討、実施



大島七夕まつり



地島地引網

資源を活かした島の活性化②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、島の振興に向けた取組みを掲載しています。

貴重な島の資源を生かした交流人口の増加、島の産業振興により、島の担い手や外部人材を確保し、島の活性化につなげ、島民が島で元気に安心して生活できる環境の整備を行っていきます。

前期の主な取組み

○地域おこし協力隊を導入し、各隊員がもつノウハウやスキルなどを活用した事業を行いました。また、大島においては、七夕祭り、臨海学校、みあれ祭見学ツアーなど島の交流につながる事業を実施しました。さらに、光回線敷設事業、御嶽山展望台整備など、観光客などの利便性向上に努めました。地島においては、婚活、地引網、わかめ加工体験など島の移住、定住、交流につながる事業を実施しました。また、椿の植樹や椿ロードの整備など、観光客などの利便性向上に努めました。

○大島では、市場価値の高い柑橘類の栽培の支援を行いました。地島では、地島天然わかめのブランド化の取組みへの支援を行いました。

○観光客へのお土産対策として、漁協によるお土産館(さよしま)の开店、ターミナルのお土産品の充実、タブレット[※]やコンシェルジュの配置などを行いました。

○大島小・中学校を義務教育学校大島学園として開校しました。また、地島については、漁村留学を継続し、島外からの子どもたちの受け入れを行うとともに、子どもたちの教育環境を充実させるため、離島体験交流施設を整備しました。

施策区分とその現状・課題

島での就業機会確保と移住の促進

少子高齢化や若者の島外流出により島の人口減少が進み、島の賑わいが失われ始めています。そのため、今後は主要産業である農水産業の強化に加えて、新たな産業を興し、島内の新たな就業機会の確保や企業誘致など、島への移住者を増加させる環境整備や支援を行っていく必要があります。

関連するSDGsのゴール:8,9,11

島独自の人材育成

島においては、コミュニティ運営協議会、島づくり団体を中心に地域づくりを進めていますが、少子高齢化や人口の減少によって、島民による自主的活動、自立的活動の担い手が不足し始めています。そのため、後継者の育成、外部人材の受け入れによる人材の確保、活用が必要となっています。

関連するSDGsのゴール:9,11



砂浜映画館

取組方針

新たな観光客を取り込むための民泊事業の支援をはじめ、ターミナルでのインフォメーション機能の向上、土産品の充実など、島の新たな産業として観光業を興すことで、島内の雇用確保や交流人口の増加を図り、島の魅力を向上させていきます。また、島の魅力を島外へ発信することで、企業誘致や移住の促進を図っていきます。加えて、観光客、島民が一緒に楽しめるイベントやお祭りなどを開催し、参加者をとおして島の魅力を島外へ発信していきます。

島での様々な課題を解決するため、島外の人とともに、島内と島外を結ぶ中間支援組織[※]を育成します。島外からの人材の確保は、大学、企業からの短期人材派遣の受け入れを行っていきます。また、島の魅力や誇りを実感できる授業を学校で行うことにより、後継者となりうる人材の育成を目指していきます。加えて、漁村留学により校区外の児童を受け入れ、教育活動の充実を図っていきます。

戦略的取組

○協働

- ・島の活性化につながる体験交流プログラムなどのメニューの開発を行います。
- ・市民活動団体、コミュニティ運営協議会、企業、大学などと協働し、島の担い手を確保するための人材の交流、育成を行います。

○都市ブランド

- ・島ならではの体験プログラムやイベントと様々な食事の提供に力をいれます。
- ・高付加価値の農産物の栽培や民泊などの観光客をもてなす新しいサービス産業を育てます。

主な取組事業

- ・空き家などの遊休資産活用による滞在型就業支援
- ・大島島内空き家の解放準備資金補助制度(仮)創設の検討
- ・農産物、水産物を活用した新たな観光産業の調査研究
- ・特産品開発による土産品の充実
- ・観光客、島民参加型イベントなどの実施

- ・島の伝統行事や空き家活用事業などにおける島内外交流事業の推進
- ・中間支援組織体制などの整備
- ・離島体験交流事業や人材育成事業の実施
- ・島独自の人材育成プログラムの実践

女性の活躍推進による 地域社会の活性化

SDGsのゴール



施策概要

このページは、女性の活躍の推進に向けた取組みを掲載しています。
女性が自らの意思によって個性と能力を十分に発揮し、家庭・仕事・地域など様々な分野において活躍することができるよう啓発と支援を行います。

施策区分とその現状・課題

女性の活躍推進

あらゆる分野で女性の活躍を推進していくためには、依然として低い施策や方針などの意思決定に参画する女性の割合を改善する必要があります。
また、働くことを希望する女性が、仕事と子育て・家事・介護などとの二者択一を迫られることなくその能力を十分に発揮し、活躍することができるようにするためには、男女がともに家事や育児に携わる家庭環境づくりとワーク・ライフ・バランスを応援する職場環境づくりが必要となります。
さらに、女性の活躍を推進するためには、女性活躍の機運の醸成や、自らの希望を実現して活躍できるよう支援をする必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,5,8,9,16

地域での活躍

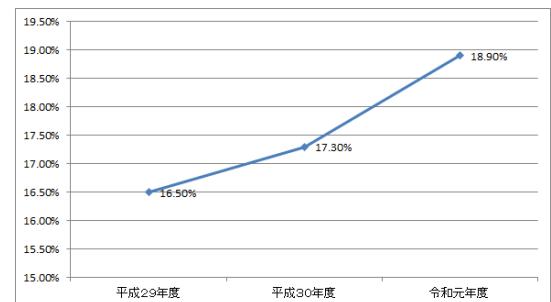
自治会やPTAなどの地域活動においては、これまで多くの女性が活動を担ってきましたが、高齢化や防災など、山積する課題に対応し、活力ある地域を維持するためには、女性が意思決定により参画し、男女共同参画の視点を反映させていくことが重要となっています。

関連するSDGsのゴール:4,5,8,16

就労、起業支援

女性の就労意識に変化が見られます。本市でも、結婚や出産に関わらず、ずっと職業を持ち続けることを希望する女性の割合が5割を超えるなど、就労支援の必要性が高まっています。
また、女性の起業は、経済活動への参画を促すとともに、新たな地域経済の担い手を創出し、地域社会を活性化するものとして期待されています。

関連するSDGsのゴール:4,5,8,9



自治会の会長・副会長における女性の割合

取組方針

女性の活躍を推進していくために、施策や方針などの意思決定の際に女性の意見が反映されるよう、附属機関など委員への女性の登用を図るほか、事業所などに対して女性活躍の機運の醸成を図ります。
ワーク・ライフ・バランスの確立に向けて、家庭や事業所に対する情報提供や、啓発を推進していきます。
あらゆる分野での女性の活躍を支援するため、女性活躍の機運醸成のための啓発に取り組むほか、知識や能力を習得するための講座や情報提供など、支援の充実を図ります。

意思決定の際に女性の意見が反映されるよう、地域活動の役職に女性の登用を図るほか、あらゆる地域活動において男女共同参画の推進に取り組みます。

女性の職業生活の支援については、子育て中の女性の再就職支援や働く女性のキャリアアップ支援、潜在的起業希望者や初期起業準備者を対象とした講座の開催などのほか、支援制度などの情報提供に取り組みます。

戦略的取組

○協働
市民活動団体、企業などと協働し、女性の就労・起業への支援を推進します。

○都市ブランド
あらゆる分野において、女性が活躍できるような環境整備を推進します。

主な取組事業

- ・附属機関などにおける施策や方針決定過程への女性の参画推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発
- ・両立支援*制度などの情報提供
- ・女性の活躍を支援する講座などの開催(再掲)

- ・地域における意思決定過程への女性の参画推進
- ・地域活動などにおける男女共同参画の推進

- ・女性の職業生活の支援につながる講座の開催
- ・支援制度などの情報提供

生涯を通じた 学習の振興①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、生涯学習活動、文化芸術活動の推進に向けた取組みを掲載しています。生涯学習活動や文化芸術活動をとおして、様々な分野を学んだり、鑑賞できる機会を創出するとともに、学んだ成果を広くまちづくりに生かす仕組みの構築や市民図書館を誰もが身近に感じることができるよう、充実を図り、市民一人ひとりの生きがいに繋がっていきます。

前期の主な取組み

- 市民学習ネットワーク*事業・大学連携事業などに取り組み、多岐にわたる市民の学習機会を提供することができました。
- 宗像ユリックスの長年にわたるいきいき出前コンサートなどの取組みが高く評価され、地域創造大賞*(総務大臣賞)を受賞しました。また、「音楽があふれるまち」を基本とした様々な事業に取り組み、広く市内で文化芸術活動を鑑賞できる場を提供できました。
- 宗像市読書のまちづくり推進計画を策定し、市民協働による読書活動推進事業を展開しました。また、電子図書館*サービスを導入し、多様な手段で本に親しむ環境を整備しました。

施策区分とその現状・課題

学びや活動ができる場の提供

市内では、市民学習ネットワークによる学習講座、市内2大学の公開講座、市主催のルックルック講座、各種養成講座など数多くの学習機会が提供されています。また、地域や市民活動団体の催し、活動をとおして、日常生活のなかに宗像の良さや伝統を学ぶ機会も提供されています。引き続き、各種団体と連携し、市民への情報の受発信や学びの成果を発揮できる場を提供していく必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,10,17

文化芸術活動の充実

市内で文化芸術活動を鑑賞できたり、体験できたりする場所は、その拠点である宗像ユリックス、一部の学校やコミュニティ・センターに限られている状況にあります。また、若手芸術家やプロを目指そうとする芸術家が市内で活動せず、福岡市などの大都市へその舞台を求めている状況もみられます。そのため、宗像ユリックスだけでなく、広く市内で文化芸術活動を鑑賞できる場の拡大、芸術家などが市内で活躍できる場の拡大や文化芸術を異分野で活用していくとともに、本市の文化芸術活動の拠点である宗像ユリックスの老朽化に伴う計画的な整備に取り組む必要があります。

関連するSDGsのゴール:10,17



ミアーレ吹奏楽団500人コンサート

取組方針

市民が自発的に学び、参加する機会を拡充するため、多様な媒体を活用した情報受発信の強化や生涯学習機会の充実を図っていきます。また、様々な活動のなかで自ら気づき、学ぶ機会を促していきます。さらに、市民学習ネットワーク、市民活動団体、地域、大学、企業などと連携して、学べる場の提供や学んだ成果を広くまちづくりに活かす活動の場を増やしていきます。

「音楽があふれるまち」を基本として、宗像ユリックスを中心とする文化芸術活動の情報発信や収集、若手芸術家に活動の場を提供しながら、市民が文化芸術に触れる仕組みづくりを整備していきます。あわせて、宗像ユリックスに足を運ぶことが困難な市民に対しては、芸術家を派遣し、市内のあらゆる場所で芸術鑑賞ができる場を設けていきます。また、市民による文化芸術活動を積極的に支援していきながら、医療、福祉や観光など異分野で波及させるための取組みを行っていきます。

主な取組事業

- ・情報の集約、定期的な情報発信、生涯学習機会の充実
- ・市民学習ネットワーク、市民活動団体、地域、大学、企業などとの連携による学べる場や活動の場の提供
- ・地域活動への参加、参画促進

- ・文化芸術活動の情報発信と収集の充実
- ・文化芸術活動団体、若手芸術家の活動支援
- ・音楽鑑賞出前事業の充実
- ・子どもの音楽活動支援事業の充実
- ・文化芸術活動のコーディネーターの養成
- ・文化芸術異分野活用のネットワーク化

生涯を通じた 学習の振興②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、生涯学習活動、文化芸術活動の推進に向けた取組みを掲載しています。生涯学習活動や文化芸術活動をとおして、様々な分野を学んだり、鑑賞できる機会を創出するとともに、学んだ成果を広くまちづくりに生かす仕組みの構築や市民図書館を誰もが身近に感じることができるよう、充実を図り、市民一人ひとりの生きがいにつなげていきます。

前期の主な取組み

- 市民学習ネットワーク事業・大学連携事業などに取り組み、多岐にわたる市民の学習機会を提供することができました。
- 宗像ユリックスの長年にわたるいきいき出前コンサートなどの取組みが高く評価され、地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞しました。また、「音楽があふれるまち」を基本とした様々な事業に取り組み、広く市内で文化芸術活動を鑑賞できる場を提供できました。
- 宗像市読書のまちづくり推進計画※を策定し、市民協働による読書活動推進事業を展開しました。また、電子図書館サービスを導入し、多様な手段で本に親しむ環境を整備しました。

施策区分とその現状・課題

市民に身近な図書館づくり

宗像市読書のまちづくり推進計画を策定し、すべての市民が読書に親しむことができる環境づくりに取り組んできました。
また、市民協働を推進し、おはなし会やイベントなどを連携して実施することで、充実した事業を展開しました。
今後はさらに、読書活動に関わる市民やボランティアの育成や支援を行う必要があります。

関連するSDGsのゴール：4,11

取組方針

ライフステージ※に応じて、いつでもどこでも読書に親しめる環境をつくっていきます。
「読書月間」の周知を図り、図書館や地域、学校などで読書イベントを開催します。
市民やボランティアとの協力、連携を一層図るため、人材の育成や支援に引き続き取り組みます。

主な取組事業

- ・学校、家庭、地域などにおける子どもの読書活動の推進
- ・高齢者や障がい者が利用しやすい環境の整備
- ・読書ボランティアの育成、活動の場の提供
- ・市民に身近な場所でのイベントの開催
- ・電子図書館サービスの充実

戦略的取組

○協働

- ・市民活動団体、コミュニティ運営協議会、宗像ユリックスなどと協働し、文化芸術活動の場づくりや学習機会の充実を図ります。
- ・ボランティア、市民活動団体コミュニティ運営協議会と協働で、小さなころから本に親しむ機会を創出します。

○都市ブランド

- ・将来を担う子どもに宗像ユリックスやコミュニティセンターなど身近な場所で、音楽など本物の文化芸術にふれることができる機会を提供します。
- ・子育て世代が何度も行きたくなるような図書館のサービスを提供します。



読み聞かせ講座



図書館まつり

スポーツの 多面活用①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、スポーツの魅力や可能性を引き出す取組みを掲載しています。

本市ではスポーツ推進計画^{*}に基づき、スポーツをとおして、市民の健康づくりや地域活動の増進を図っていきます。

また、市民がライフステージに応じて、スポーツと親しめるように、機会や場の提供、施設の整備などスポーツ環境の充実にも努めます。

さらに、スポーツをとおした観光事業を実施していきます。

前期の主な取組み

○コミュニティ単位の住民交流プログラムの企画に取り組み、各地区でプログラムが定着したことで、地域活動を増進することができました。

○スポーツサポートセンターを開設し、きっかけづくりとなるスポーツプログラムの提供やスポーツ指導者派遣をとおし、支援する体制を整えました。

○市民が利用しやすい施設の提供に取り組み、公共施設予約の窓口を一本化しました。

○東京2020オリンピック競技大会のブルガリア柔道代表チームとロシア7人制ラグビー女子代表チームとのキャンプ実施についての協定を締結し、事前キャンプの受け入れを行いました。

施策区分とその現状・課題

スポーツ、運動を通じた健康づくり、地域活動の増進

週1回以上スポーツ・運動を行う成人の割合は約43.5%となっており、国のスポーツ基本計画に定める65%程度を達成できていないため、スポーツ・運動をはじめの人を増やす必要があります。

各地区コミュニティでは、各種スポーツイベント、スポーツ・運動教室などを開催しており、スポーツ・運動を手段とした住民交流を行うことがまちの活性につながっています。

各コミュニティでは地域特性に応じた様々な住民間の交流事業を行い、更に「絆」を深める取組みが必要です。

関連するSDGsのゴール:3,9,17

ライフステージに応じたスポーツ活動の増進

児童生徒が「生きる力」を身に付けるため、学校体育は大きな役割を担っており、学習指導要領に基づいて体育科の授業を行っています。今後も楽しく運動しながら体力の向上を図る必要があります。しかしながら、本市の子どもたちの体力は、ここ5年間全国傾向と同じくほぼ横ばいの傾向で、昭和60年頃の水準には至っていません。

また、市民が生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を営むため、ライフステージに対応したスポーツ・運動プログラムの提供及び活動支援をするための取組みを行う必要があります。

本市の障がい者スポーツ支援は、スポット的な支援に留まっており、日常的に障がい者のスポーツ・運動活動を支援できる仕組みづくりの検討が必要です。

関連するSDGsのゴール:3,4,9



多目的体験プログラム「トライMUNAKATA」でホッケーをする子どもたち

取組方針

スポーツ・運動を単に市民の自主、自発的な活動にまかせるだけでなく、習慣で楽しくスポーツ・運動をする市民を増やすための仕組みや機会を提供し、健康づくりにつなげます。

市民スポーツ団体などが地域と連携しながら、各地区の特性を生かしたスポーツ・運動活動を推進します。

市民一人ひとりの体力や健康状態に応じた運動やスポーツプログラムを提供、支援していく仕組みづくりを整えていきます。

コミュニティ内の住民交流をスポーツ・運動活動をとおして促進するためのサポート体制を整備します。

児童生徒のスポーツ・運動活動の支援については、楽しく体を動かす運動や遊びなどの新たな機会の提供や複数種目実施の推進をしながら、体力の向上及び将来にわたってスポーツ、運動をすることが好きになる子どもを増やしていく取組みを推進します。

ライフステージに応じたスポーツ・運動活動を推進するため、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツ・運動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を図ります。

障がい者スポーツ支援については、障がいの種類や程度に応じて、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ・運動活動ができる環境整備や取組みについて調査研究し、必要な措置を講じていきます。



サニックスワールドラグビーユース交流大会

主な取組事業

- ・市民ウォーキング大会などの情報提供やコース整備の検討などによるウォーキングの普及・推進
- ・大学、企業、地域などとの連携による市民の健康活動の促進
- ・市全域を対象とした総合型地域スポーツクラブの設立・運営
- ・スポーツ、運動をとおしたコミュニティ活動の活発化

- ・子どもの育成年代に応じたスポーツ・運動活動の支援
- ・スポーツ指導者の育成及び活動支援などによるスポーツ指導者の体制の整備
- ・スポーツ未実施者などのライフステージに応じたスポーツ・運動プログラムの開発、実施
- ・障がい者のスポーツ、運動活動の支援

スポーツの 多面活用②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、スポーツの魅力や可能性を引き出す取組みを掲載しています。

本市ではスポーツ推進計画に基づき、スポーツをとおして、市民の健康づくりや地域活動の増進を図っていきます。

また、市民がライフステージに応じて、スポーツと親しめるように、機会や場の提供、施設の整備などスポーツ環境の充実にも努めます。

さらに、スポーツをとおした観光事業を実施していきます。

前期の主な取組み

○コミュニティ単位の住民交流プログラムの企画に取り組み、各地区でプログラムが定着したことで、地域活動を増進することができました。

○スポーツサポートセンター[※]を開設し、きっかけづくりとなるスポーツプログラムの提供やスポーツ指導者派遣をとおし、支援する体制を整えました。

○市民が利用しやすい施設の提供に取り組み、公共施設予約の窓口を一本化しました。

○東京2020オリンピック競技大会のブルガリア柔道代表チームとロシア7人制ラグビー女子代表チームとのキャンプ実施についての協定を締結し、事前キャンプの受け入れを行いました。

施策区分とその現状・課題

地域スポーツ環境の整備

市内には、様々なスポーツ施設・団体などがあり多種多様なスポーツ資産を有していますが、それぞれの情報が集約されておらず、市民が有効に活用できていません。スポーツは「する」だけでなく「観る」「支える」ことで参加し、楽しむ方法もあることを広く市民に周知していますが、市民意識の向上にはつながっていません。

また、既存の3つの市営体育館や屋外スポーツ関連施設について、改修などを含めた今後の方向性を示す必要があります。

関連するSDGsのゴール:3,9,17

スポーツ観光の推進

民間スポーツ施設のグローバルアリーナでは、国際大会をはじめとする様々なスポーツ大会の誘致や開催、スポーツ合宿の誘致をとおして多くの人が市に訪れています。

本市は、スポーツ施設やホテル、旅館などの宿泊施設を有していますが、全市的にスポーツ観光を推進する体制が未整備で、宿泊客を増加させる取組みが不足しています。また、スポーツ大会・合宿に係る来訪客の市内観光を促進する仕組みが不十分で、地域経済活動の活性化に繋がっていません。

そのため、スポーツ関連で来訪する人たちへの宿泊・市内観光の促進につながる取組みが必要です。

関連するSDGsのゴール:9,17



子どもたちと交流するブルガリア柔道代表選手

取組方針

市内の企業スポーツ団体、大学、民間スポーツ施設、宗像市スポーツ協会などと連携し、それらが有するノウハウ、人材、施設などのスポーツ資産を有効活用して、地域スポーツ活動を活発化させるための推進体制を整備します。

スポーツを「する」だけでなく、「観る」「支える」視点からも捉え、市内でのトップスポーツ観戦機会の提供やスポーツ大会などを創り手、担い手として参画する市民ボランティアを育成していきます。

今後増加が見込まれるスポーツ人口に対応するために、高校・大学、民間スポーツ施設の活用、近隣市町のスポーツ施設の相互利用について検討し、必要な「スポーツ活動の場の確保」を図ります。

各スポーツ関連施設のあり方については、将来を見据えた調査研究を行っていきます。

スポーツ観光を推進し、市内外に情報発信を行うことにより、宗像の魅力の新たな形成やイメージアップ及び交流人口・関係人口の増加につなげます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのキャンプ地誘致の取組実績を生かし、国、九州レベルでのスポーツ大会や興行、合宿などの誘致、宿泊を伴う広域スポーツ大会やイベントなどを開催するため、スポーツコミッション[※]組織を整備し、スポーツによる地域経済の活性化を図っていきます。

戦略的取組

○協働

- ・地域や大学などと協働で、市民のスポーツ参加機会の拡充や体力づくり支援などを行います。
- ・市民活動団体、地域、企業と協働で、スポーツ大会の誘致やイベントの開催を行います。

○都市ブランド

- ・地元の大学と連携し学校体育や学童スポーツの支援を拡充させ、スポーツ、運動が好きな子どもたちを増やすことで体力を向上させます。
- ・スポーツ観光の充実により市の認知度向上を図ります。

主な取組事業

- ・スポーツサポートセンターの機能の充実
- ・スポーツ情報の集約
- ・トップスポーツ試合の地元観戦機会の提供とトップアスリート[※]との交流事業の実施
- ・スポーツボランティアの活用・充実
- ・スポーツ関連施設の運営、整備、活用

- ・全国、九州レベルのスポーツ大会、スポーツ興行の誘致、開催支援
- ・宿泊を伴うスポーツ合宿の誘致
- ・宗像版スポーツコミッション組織の設立、支援
- ・宿泊や市内周遊につながるスポーツ大会の開催、支援

防災対策の強化

SDGsのゴール



施策概要

このページは、災害への備えや災害発生時の対応に向けた取組みを掲載しています。市民への被害を最小限にとどめるため、防災に対する啓発や地域での活動の支援などを強化するとともに、台風や集中豪雨などの被害の防止と復旧事業を迅速に実施していきます。

前期の主な取組み

- 宗像警察署や県土整備事務所、宗像地区消防本部といった関係機関と連携し、梅雨時期前に水害対応訓練の実施や、年に1度総合防災訓練[※]を実施しました。また、毎年2月には災害対策本部[※]を設置して図上訓練[※]を実施し、その結果によって災害対策本部マニュアルの見直しを行いました。
- 平成29年3月に作成した防災マップ[※]の全戸配布や、防災士[※]養成講座を実施し、防災士の育成を行いました。
- 自主防災組織[※]の結成率が100%を達成しました。
- 緊急情報伝達システムやTwitter[※]など、情報ツールを活用して災害情報の発信を行いました。また、各地区コミュニティに対して避難所運営マニュアルを配布し、有事の際の避難所運営について留意事項などを説明するとともに資機材訓練も実施しました。
- 災害時における福祉避難所[※]の設置運営に関する協定の締結を進めました。
- 災害発生時、公共施設の見回りを実施し、被害状況の把握に努めるとともに、二次災害[※]の防止に取り組みました。また、災害による被害が発生した際は、県土整備事務所や消防本部などの関係機関と連携して復旧活動を実施しました。そのほか、道路や河川などの公共土木施設の被災については、二次災害防止のため、迅速に応急工事などを行いました。

施策区分とその現状・課題

防災に対する啓発

災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるためには、日頃から防災意識を高めておくことが重要です。加えて、近年は災害が頻発化していることから、各自が災害に対する危機感を持ち、有事の際の行動につなげるため、防災知識を高める必要があります。そのため、防災意識を高めるための意識啓発や地域が行っている防災活動に対する支援が必要です。

関連するSDGsのゴール：11,13,17

災害に備えた活動支援

災害発生時には、市民が即時に情報を入手することができ、避難を必要とする場合には避難所生活での支障を抑制することが重要です。そのため、迅速に情報を発信することや指定避難所に整備した防災資機材の適宜更新などが必要です。

関連するSDGsのゴール：11,13,17

被害拡大の防止と復旧対策の実施

市民などの安全を確保するためには、災害の発生や被害の拡大を防ぐことが重要です。そのため、災害が発生した場合には宗像警察署・宗像地区消防本部・県などの関係機関と協力して、被害を最小限に止めるよう、迅速な対応が必要です。

関連するSDGsのゴール：11,13,17



水害対応訓練

取組方針

日頃から防災意識を高めるために、市民や関係団体などとの合同による防災訓練、様々な災害に迅速かつ的確に対応できるように災害対策本部の設置及び運営訓練を行うことで、それぞれの役割に対応した行動や連携の確認を行っていきます。

また、市が作成する防災マップを配布することで、市内の指定避難所[※]や危険地域の情報を周知していきます。

自治会で組織する自主防災組織については、活動計画の作成や、防災訓練などの活動支援を行っていきます。さらに、防災士[※]を中心に自主防災組織のリーダー育成を行っていきます。

災害に備えた活動として、情報の伝達収集については、その情報を的確に伝えるために、気象情報や市内の浸水状況などを含めた情報収集に努め、迅速にかつ様々な手法で情報発信できる体制を整えていきます。

また、指定避難所に整備した防災資機材などの適切な管理や更新のほか、避難所の運営方針の見直しを行っていきます。

さらに、災害時における避難行動要支援者など、指定避難所での生活が困難な人を緊急に受け入れるために、社会福祉施設などを運営している法人との協定締結を推進していきます。

加えて、災害時のペット対策や医療対策、要援護者対策[※]を推進していきます。

災害が発生した場合には、市内の被害状況を把握し、応急対応を指示し、速やかに対応することで、被害の拡大や二次災害の防止に努めていきます。

また、被害が生じた場所については、迅速に復旧活動を行っていきます。

戦略的取組

○協働

地域の防災力強化のために、市民や地域と協働し、地域のニーズにあわせた防災訓練などの活動を実施します。

主な取組事業

- ・市民や関係団体、行政などが一体となった総合防災訓練の実施
- ・災害対策本部の設置及び運営訓練の実施
- ・地域の防災活動に対する支援
- ・自主防災組織リーダー育成支援の強化
- ・自主防災組織の活動支援

- ・迅速かつ適切な情報の収集と新情報配信システム[※]による発信
- ・幅広い情報発信手法の調査研究
- ・指定避難所に整備された防災資機材の管理と更新、操作方法の習得
- ・避難所運営マニュアルなどの見直し
- ・社会福祉法人などとの「福祉避難所開設・運営に関する協定[※]」の締結推進

- ・国土強靱化地域計画の策定及び運用
- ・災害が発生した場合の情報収集
- ・災害が発生した場合の応急対応や復旧工事の実施

防犯・交通安全・消費生活対策の充実による安全・安心して生活できる環境整備

SDGsのゴール



施策概要

このページは、防犯や交通安全、消費者保護の充実に向けた取組みを掲載しています。市民が安全で安心して生活できる環境を整備することは、まちづくりの原点ともいえます。犯罪や交通事故、消費生活上のトラブルなどから市民を守り、支え合うまちづくりを実現していきます。

前期の主な取組み

- 宗像警察署や交通安全協会と連携して防犯活動を実施しました。また、集落間の防犯灯について、整備を実施しました。
- 管理不全な空き家の行政代執行や、改善提案書などの要望について、空き家の所有者に適正な管理をするよう指導を行いました。
- 高齢者の運転免許証自主返納^{*}を促しました。また交通事故抑制のため、区画線や防護柵、カーブミラーの設置を行いました。そのほか、子どもが安全に通学できるように歩道のない通学路の路肩へカラー塗装を施しました。
- 相談員の研修を充実させ、多様化する消費者問題に対応できる体制を強化しました。また、消費者安全確保推進協議会を発足させ、福祉分野の窓口との連携を図りました。そのほか、日赤看護大学・福岡教育大学と連携して学生に対する説明会や講座など、消費者問題の啓発活動を行いました。

施策区分とその現状・課題

防犯対策の充実

平成22年以降、市内での刑法犯認知件数は1,000件を下回っていますが、今以上に犯罪件数を減少させるためには、地域によるきめ細かな防犯活動が不可欠です。そのため、地域、警察と一体となり、安全で安心して生活できるよう防犯活動を強化する必要があります。また、適正に管理されておらず、防災、防火及び防犯上問題がある空き家について、周辺住民から対処を求められることも増えているため、被害をもたらす恐れがある家屋に対処する必要があります。

関連するSDGsのゴール:3,11,16,17

交通安全対策の充実

近年、市内での交通事故の発生件数は、減少傾向にありますが、平成30年は456件発生しています。また、近年は高齢者による交通事故が多発しています。そのため、交通ルールや運転マナーの向上に加え、事故が発生しないような道路環境づくりも必要です。加えて、高齢者を対象とした交通安全教室の実施などに取り組む必要があります。また、交通安全に対する地域や市民活動団体による取組みについても、継続した活動が必要です。

関連するSDGsのゴール:16,17

消費生活相談の充実

消費生活センターへの相談件数は、毎年1,000件を超え、悪質かつ巧妙な手口による詐欺被害、インターネットや携帯電話の普及に伴うトラブルも増えています。今後は、高齢者のみならず、若者のインターネットや携帯電話によるトラブルの増加も懸念されます。そのため、消費者が安心して暮らしていくための取組みが求められています。

関連するSDGsのゴール:16,17



年末年始特別警戒出動式

取組方針

防犯に対する取組みとして、関係機関や市民活動団体との協働による防犯に関する啓発事業の促進や防犯パトロールなどの活動支援を行っていきます。また、痴漢などの性犯罪件数が多い場所には、警察と連携し防犯カメラの設置をすることで、犯罪の抑止につなげていきます。空き家の適正管理については、利活用を含めて住宅施策の推進とともに、進めていきます。

関係機関との連携による交通安全教室などを開催し、交通ルールやマナーを啓発していくことで、飲酒運転の撲滅や交通事故ゼロを目指し、子どもをはじめとする市民生活の安全性を高めていきます。防護柵や区画線、カーブミラーなどの設置により、交通事故が発生しにくい道路環境を整備していきます。地域や市民活動団体などが継続して取り組んでいる子どもの登下校時の見守り活動に対する支援など通学路の安全確保に努めていきます。

消費生活センターによる相談窓口の強化を図っていきます。また、警察などとの連携により、消費者トラブルに関する情報を迅速に収集し、啓発活動の充実や情報発信を行い消費者トラブルの防止に努めていきます。さらに、消費者トラブルの低年齢化を防ぐとともに、将来にわたって消費者トラブルに巻き込まれることのないように、学校、家庭と連携した消費者教育を促進していきます。

戦略的取組

○協働

地域や市民活動団体と協働し、地域の安全性を高めるための防犯活動や交通安全活動に取り組めます。

○都市ブランド

子どもたちが安全安心に過ごせるように、犯罪や交通事故、消費者トラブルのないまち宗像を目指します。

主な取組事業

- ・市民活動団体との協働による啓発事業の促進
- ・地域の防犯活動に対する支援
- ・警察との連携による子どもに対する啓発事業の実施
- ・自治会に対する防犯カメラ設置の補助
- ・所有者などによる空き家の適切な管理の推進
- ・特定空き家などに対する措置

- ・運転免許証自主返納に対する啓発の実施
- ・交通ルールやマナーに対する市民啓発の実施
- ・関係機関との連携による交通安全教育の実施
- ・関係機関との連携による子どもに対する交通安全教室の実施
- ・安全性の向上に向けた交通安全施設の設置
- ・子どもの登下校時の見守り活動に対する支援

- ・相談員の育成による相談窓口の強化
- ・啓発活動の充実
- ・多様な媒体を活用した情報発信の検討
- ・学校との連携による消費者教育の促進

快適な生活環境の 保全①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、生活環境の保全に向けた取り組みを掲載しています。
市民が快適な生活を送るため、市民、事業者、行政などとの主体的かつ協働によるごみの減量や資源としての有効活用、生活公害の防止に関する取り組みを進めています。
また、環境教育の充実を図ることで、生活環境の保全に対するさらなる意識の向上を目指していきます。

前期の主な取り組み

- 地域、資源物受入施設、スーパーなどの店頭での資源ごみの回収、ダンボールコンポスト生ごみ堆肥化講座、資源集団回収奨励金の交付など、市民などとの協働により家庭系ごみの減量化・資源化に取り組みました。
- 多量排出事業者に減量化等計画書の提出を求め、事業系ごみの減量と適正処理の指導を行いました。
- 不法投棄対策については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動などを実施しました。
- 公害への苦情に対し、保健福祉環境事務所などと連携し速やかに対応しました。また、警報や注意報発令時にはHPなどをおして速やかに情報を周知しました。
- 下水道施設の長寿命化基本計画を策定し、劣化状況を確認するとともに計画的に改築・更新を行いました。また、ごみ処理施設の法定整備と定期整備を毎年実施したほか、平成28年度から平成30年度の3年間でガス化溶融施設[※]の機械・プラントなどについて基幹的改修を実施しました。

施策区分とその現状・課題

ごみの減量と適正処理

市民との協働によりごみの減量化・資源化に積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指した結果、家庭から排出されるごみは減少し、リサイクル率も他の自治体よりも高い水準で推移しています。一方で、事業所から排出されるごみは減量化が進んでいないため、事業所に対しては、ごみの削減につなげるための取り組みを充実させる必要があります。
ごみの適正処理については、ごみの収集運搬から最終処分に至るまでの過程を適切に管理し、環境負荷の低減や安全性の向上に努めることを今後も継続して行う必要があります。
ごみの不法投棄は、パトロールや防犯カメラの設置により未然の防止策を講じているものの、後を絶たないのが現状です。今後も、市民や事業者と連携して不法投棄防止のための取り組みを推進していく必要があります。
大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物などを円滑に処理するために、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

関連するSDGsのゴール:7,12,14,15,17

生活環境の向上

住宅地域やその周辺での野外焼却、雑草繁茂、犬猫の飼い方のマナーなど生活環境面の苦情が寄せられています。
そのため、モラルやマナーの向上など、地域と協力した地道な啓発の推進が必要です。
また、騒音や振動、悪臭、水質汚染などの典型7公害[※]のほか、光化学オキシダント[※]やPM2.5、農薬、施設を管理するうえで使用する薬品などの化学物質や環境汚染物質への迅速な対応も求められています。

関連するSDGsのゴール:12,14,15,17

取組方針

循環型社会の形成に向け、意識・行動の変化をさらに促す取り組みを行います。
3R[※]の推進に向けた啓発事業や、市民及び事業者の自主的な取り組みに対する支援を行い、ごみのさらなる減量化・資源化に取り組みます。
また、引き続き事業所への訪問などを行い、ごみ排出状況の実態を把握して、ごみの減量及び適正処理の指導を行っていきます。
ごみの適正処理については、施設や体制の適正な運営と、ごみ処理の一連の過程においてさらなる環境負荷の低減や安全性の向上に努めます。
不法投棄については、市民や事業者、コミュニティとの連携によるパトロールを実施するなど、未然の防止策の充実を図ります。
ごみの資源化や不法投棄の防止を推進していくためには、子どもの頃からの環境教育が重要なため、環境について学び、考え、実践する機会の充実を図ります。
災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための処理体制の整備について検討を進めます。

市民活動団体やコミュニティ運営協議会、学校と連携して、子どもから大人までを対象とした生活環境に関するモラルやマナー向上のための啓発を行います。
関係機関と連携して、騒音や振動、悪臭、水質汚濁などの典型7公害について、迅速に対応していきます。
光化学オキシダントやPM2.5などの環境汚染物質については、緊急情報伝達システムを活用し、その対応方法も含め積極的に情報を発信していきます。
環境汚染物質、化学物質に関する健康被害などについては、関係機関と連携を図りながら、対応方法などを含む注意喚起や状況に関する情報の発信を行います。

主な取組事業

- ・3Rに関する情報発信や環境教育の推進
- ・食品ロス削減や生ごみ堆肥化などの生ごみ減量の取り組みの充実
- ・事業所に対するごみの減量と適正処理の指導の強化
- ・市民などとの協働による不法投棄対策の充実
- ・災害廃棄物など処理体制の整備

- ・生活環境面でのモラルやマナー向上の啓発活動の推進
- ・典型7公害への対応
- ・環境汚染物質などに対する対応方法などの迅速な情報発信
- ・化学物質に関する情報提供
- ・主要道路における自動車騒音測定

快適な生活環境の 保全②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、生活環境の保全に向けた取組みを掲載しています。
 市民が快適な生活を送るため、市民、事業者、行政などの主体的かつ協働によるごみの減量や資源としての有効活用、生活公害の防止に関する取組みを進めています。
 また、環境教育の充実を図ることで、生活環境の保全に対するさらなる意識の向上を目指していきます。

前期の主な取組み

- 地域、資源物受入施設、スーパーなどの店頭での資源ごみの回収、ダンボールコンポスト生ごみ堆肥化講座、資源集団回収奨励金の交付など、市民などとの協働により家庭系ごみの減量化・資源化に取り組めました。
- 多量排出事業者に減量化等計画書の提出を求め、事業系ごみの減量と適正処理の指導を行いました。
- 不法投棄対策については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動などを実施しました。
- 公害への苦情に対し、保健福祉環境事務所などと連携し速やかに対応しました。また、警報や注意報発令時にはHPなどをおして速やかに情報を周知しました。
- 下水道施設の長寿命化基本計画を策定し、劣化状況を確認するとともに計画的に改築・更新を行いました。また、ごみ処理施設の法定整備と定期整備を毎年実施したほか、平成28年度から平成30年度の3年間でガス化溶融施設の機械・プラントなどについて基幹的改修を実施しました。

施策区分とその現状・課題

生活基盤施設の管理運営

上下水道施設やごみ処理施設などの生活環境を保全するために必要な生活基盤施設は、引き続き適切な維持管理や更新が必要です。
 特に、上下水道施設については、開始から50年近くが経過し、老朽化などへの対応が急務です。
 上水道については、管路の耐震化を推進するとともに、有収率の向上に取り組みながら、水の安定供給に努めるよう、宗像地区事務組合*と連携していくことが必要です。
 下水道施設は、今後も老朽化が進行していくことから継続した改築が必要ですが、人口減少に伴う使用料金収入の減少も懸念されるため経営環境は厳しくなることが予測されます。
 し尿処理施設は、将来的に廃止する予定となっているため、今後の受入体制の検討が必要です。

関連するSDGsのゴール:6,17



地域分別収集

取組方針

上下水道施設については、施設の劣化状況などを把握したうえで、長寿命化対策を含む計画的な改築や更新、維持管理を行い、老朽化施設の適正かつ効率的な管理を行っていきます。
 ごみ処理施設についても、改修や維持管理を行っていきます。
 また、老朽化による維持更新費用の増大が想定されるなか、効率的な事業の運営と施設の管理を推進するため、民間などを活用した事業運営の検討を行っていきます。
 上水道による水の安定供給については、宗像地区事務組合が策定した水道ビジョンに基づき、安定した事業経営に取り組むよう、引き続き宗像地区事務組合との連携を充実させていきます。
 市内で発生したごみについては、引き続き、環境への影響を考慮した処理に取り組むよう、事業主体である玄界環境組合*と連携していきます。
 し尿処理施設の廃止に伴い、新たにし尿受入施設が必要となってくることから、同施設の整備について検討を行っていきます。

主な取組事業

- ・長寿命化計画の実施
- ・下水道ストックマネジメント計画*の策定と実施
- ・計画的な維持管理の実施
- ・水道施設の耐震化事業の拡充
- ・水道事業の有収率向上対策の実施
- ・環境に配慮したごみ処理の実施
- ・し尿受入施設の整備の検討

戦略的取組

- 協働
 市民、市民活動団体、事業所と協働し、ごみの減量や適正処理に加えて、不法投棄の防止などの日常生活マナーの向上に取り組むことで、快適な生活環境を維持します。



生ごみ堆肥化講座



資源物受入施設

自然環境の 保全と再生

SDGsのゴール



施策概要

このページは、自然環境の保全に向けた取組みを掲載しています。

市民とともに釣川やさつき松原、森林の荒廃防止に取り組むことで、美しい自然を身近に感じ、市民が安らぎを感じることができ取組みを進めています。

また、再生可能エネルギー*を活用した二酸化炭素の排出量削減による温暖化防止に取り組むことで、地球環境の保全につなげていきます。

さらに、子どもの頃から、環境教育の充実を図ることで、市域のみならず地球環境を守るという意識を持つ子どもを育てていきます。

前期の主な取組み

○第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会が宗像市をメイン会場に開催されました。

○宗像国際環境100人会議*が継続して開催され、宗像における環境の取組みが広く発信されています。

○市の花カノコユリと触れ合えるよう、山田ホテルの里公園に植栽を行いました。また、市民や各種団体とともにさつき松原のアダプト・プログラム*、松苗植え、松枝拾いなどの取組みを実施しました。

○地域でのエコ出前講座、小学校でのエコ出前授業や夏休みの親子再生エネルギー学習会を開催しました。

○河東小・河東中学校に太陽光発電システム*を設置したほか、小中学校体育館やユリックスの改修にあわせ照明をLED*化しました。あわせて、街路灯や道路補助灯、公園内の照明、地域の防犯灯ほぼ全てをLED化しました。

○終末処理場*に消化ガス発電設備*を整備し、平成28年9月から発電を開始しました。

施策区分とその現状・課題

環境保全に対する取組みの推進

本市は、三方を囲む標高300m前後の山々、中央部を貫流する釣川、さつき松原に代表される美しい海岸線、大島、地島、勝島、沖ノ島の島々、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれています。

しかし、釣川水源地域の森林荒廃による保水能力の低下、さつき松原の松くい虫被害の拡大、海岸の漂着物など、優れた自然環境が失われる可能性があるため、自然環境の保全に向けた取組みを、行政だけでなく地域や市民活動団体などとの連携により行っていくことが必要です。

また、自然環境を保全することの必要性を育むことにつなげるため、この恵まれた自然に親しみ、ふれることができる環境を整備することも必要です。

関連するSDGsのゴール:6,14,15

温暖化防止対策の推進

市から排出される温室効果ガスの大半を占めるのは二酸化炭素です。市民の省エネ*に対する意識の醸成や市民、事業所と協力した省エネ行動の取組みが重要です。

そのため、子どもの頃から省エネに対する意識を生活習慣として学ぶ取組みや市民、事業所、行政などが連携し温暖化防止対策を促進していくことが必要です。

また、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー*の導入を推進することも必要です。

関連するSDGsのゴール:7,13,14,15



海岸清掃

取組方針

本市の豊かな自然環境は、水と緑の”いやし”の空間として大きな働きをしているため、市民の憩いの場、レクリエーションの場、自然体験の場のほか、貴重な地域資源として活用していきます。

森林荒廃の対策については、荒廃した森林の再生を図るため、間伐や枝落し、竹の伐採を進めていきます。特に、荒竹林の拡大を防ぐため、竹の伐採を促進し、竹林を活用する調査研究を行っていきます。

また、釣川やさつき松原、海岸の保全活動については、市民とともに清掃や植林活動を促進し、保全につなげていきます。

さらに、地域で取り組んでいる清掃などの活動を支援することで自然環境を保全し、身近に自然とふれあうことのできる機会の創出につなげていきます。

温暖化防止対策を推進するため、省エネ行動などの啓発活動に積極的に取り組んでいきます。特に、子どもに対する環境教育に積極的に取り組むことで、省エネ行動の生活習慣化を目指していきます。

さらに、公共施設への太陽光発電システムの設置や街灯などのLED化を推進するなど、率先して二酸化炭素排出量の削減活動に取り組んでいきます。

終末処理場についても、場内で発生するメタンガス*を活用した発電を行い、場内電力として利用することで、二酸化炭素排出量の削減に努めていきます。

戦略的取組

○協働

市民活動団体やコミュニティ運営協議会などと協働し、自然環境を保全するため、清掃や啓発などの環境美化活動を行います。

○都市ブランド

さつき松原や釣川、四塚連山など宗像ならではの美しい自然を守り、自然と共生できる暮らしを提供します。

主な取組事業

- ・水と緑の“いやし”の空間としての活用
- ・荒廃森林再生事業の推進
- ・荒竹林の拡大防止と活用のための調査研究
- ・市民と一体となった釣川や海岸の保全活動の実施
- ・さつき松原の保全活動の支援
- ・市民などによる清掃活動の支援

- ・温暖化防止を推進するための啓発活動の実施
- ・防犯灯や街灯のLED化の推進
- ・終末処理場消化ガス発電の実施
- ・エコファミリー事業*の推進
- ・熱中症などに対する情報提供の実施

世界遺産と歴史文化の保存と活用

SDGsのゴール



施策概要

このページは、世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」をはじめ、本市の歴史文化、伝統文化の保存、継承、活用に向けた取組みを掲載しています。「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は世界遺産登録後も、その価値が失われないように保存していきます。また、海の道むなかた館をとおして、市民がこれら貴重な歴史文化、伝統文化に対する理解を深め、まちに愛着や誇りを持つような取組みを行っていきます。

前期の主な取組み

○「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界遺産に登録されました。また、本遺産が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく、保存・活用し、次の世代に引き継いでいくため「宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例[※]」を制定しました。さらに、市民や関係団体と協働し、登録周年記念イベントやみあれ祭、宗像大社秋季大祭など様々な機会を捉えて世界遺産を広くPRしました。

○田熊石畑遺跡歴史公園「いせきんぐ宗像」を開園し、市民協働による管理運営体制を確立しました。また、「八所宮本殿・拝殿」を市指定有形文化財に指定するとともに、劣化の進んでいた土堀・石垣の保存修理事業への補助を行いました。

○新修宗像市史[※]編さんに取り組み、第1巻「自然編」を刊行しました。また、「宗像大社みあれ祭」や「八所宮神幸行事」を市指定無形民俗文化財に指定し、伝統文化継承への取組みを強化しました。

○歴史文化の発信事業として海の道むなかた館で特別展や館長講座などを開催し、市民の文化財への関心を高めることができました。また、地域学芸員[※]第3期生養成に取り組み、むなかた館ガイド体制の強化に努めました。

施策区分とその現状・課題

世界遺産の保存と活用

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、平成29年7月、世界文化遺産に登録されました。この遺産群が有する価値を損なうことなく、保存・活用し、次の世代に引き継いでいくことが必要です。そのため、多くの人たちにその価値を理解してもらう活動を行うとともに、市、県、国、所有者、市民及び関連団体などと連携・協働した保存と活用の取組みが求められます。

関連するSDGsのゴール:4,11,14,15,17

歴史文化の保存と活用

市内には田熊石畑遺跡、桜京古墳などの史跡や宗像大社、鎮国寺や八所宮などの寺社など多くの文化財が点在し、地域の人々の誇りとなっています。それら貴重な文化財も「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と同様に大切に保存する必要があります。また、認知度及び地域資源としての活用が不十分な状況でもあり、海の道むなかた館を核として周知活動を推進する必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,11,14,15,17

伝統文化の継承と活用

市内には寺社の祭礼や地域のまつりなど、伝統文化が数多くありますが、あまり認知されておらず、資源としても活用されていない状況です。また、担い手不足などが原因で継承が困難なものもあります。そのため、伝統文化の次世代への継承や理解を深めるための周知活動を推進する必要があります。

関連するSDGsのゴール:4,11,14,15,17



沖ノ島

取組方針

世界遺産への理解促進のため、世界遺産ガイダンス施設である「海の道むなかた館」を拠点とした情報の受発信や、多様な媒体を活用した情報発信、世界遺産学習を核としたふるさと学習や地域、学校及び団体などへの学びの場の提供に取り組みます。

また、保存についての取組みとして、構成資産の保存管理、開発に対する措置や、市民協働による清掃活動などによる周辺環境の保全並びに経過観察などを行っていきます。

加えて、本遺産群の世界的な価値を損なうことがないよう、沖ノ島を除いた構成資産周辺施設の適切な活用及び観光誘導に努めます。

宗像大社、鎮国寺などにある指定文化財はもとより、未指定の文化財についても市民と協働で調査研究を行い、総合的な文化財の保存と活用について定める「文化財保存活用地域計画[※]」を策定し、伝統文化を含めた貴重な歴史文化遺産を適切に保存していきます。

また、田熊石畑遺跡歴史公園や海の道むなかた館を生涯学習や学校教育で活用するため、展示や歴史講座、体験学習などを行っていきます。さらに、地域学芸員や次世代の歴史文化遺産の担い手を養成するとともに、海の道むなかた館を核にした情報発信に努めます。

海の道むなかた館をとおして市民が郷土の歴史や伝統文化に触れ、学べる場を提供するとともに、継承活動に対する支援をとおして担い手づくりを進めていきます。

また、すでに合併前に編さんしている旧宗像市史、玄海町誌、大島村史をもとに、最新の研究成果や新たな調査による知見を加えた新修宗像市史を編さんし、次世代に引き継いでいきます。

戦略的取組

○協働

- ・「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値を共有するため、市民や他自治体と協働でイベントや講演会などの啓発活動、資産の見回りや清掃などの保全活動を実施します。
- ・貴重な歴史文化、芸能、伝統文化を保存、継承するため、市民活動団体、コミュニティ運営協議会などと協働で調査、管理などを行います。

主な取組事業

- ・宗像市世界遺産市民の会など市民と協働した保存と活用の実践
- ・世界遺産を核としたふるさと学習の推進
- ・市民団体や教育機関などと連携した学びの場の提供
- ・「海の道むなかた館」、「大島交流館」などを拠点とした理解促進のためのイベント開催、情報発信の充実
- ・構成資産の保存、管理及び経過観察の実施
- ・他自治体や関係機関との連携による世界遺産センター[※]整備の検討

- ・重要な文化財の指定や保存
- ・文化財保存活用地域計画の策定と実施
- ・海の道むなかた館での体験学習の充実
- ・地域学芸員、歴史観光ボランティアの養成や支援の充実
- ・歴史文化財の展示やイベントの実施
- ・市民との協働による田熊石畑遺跡の活用と周辺整備
- ・むなかた電子博物館[※]などICTを活用した情報の発信

- ・伝統文化の学校教育での活用
- ・伝統文化財の展示やイベントの実施
- ・むなかた電子博物館などICTを活用した情報の発信
- ・新修宗像市史の編さんと刊行
- ・歴史文化・伝統文化の継承活動への支援の充実

○都市ブランド

- ・郷土の歴史文化、芸能、伝統文化、自然環境などを次世代の子どもたちに伝え、住みたい、住み続けたいと思えるまちにします。
- ・「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値の理解を促し、活用することでブランド力を高め、世界に誇れる宗像市を目指します。

調和のとれた 土地利用と魅力ある 景観の形成

SDGsのゴール



施策概要

このページは調和のとれた土地利用と景観の創出に向けた取組みを掲載しています。市民が豊かな自然を実感でき、自然と調和した住環境のなかで、快適に生活することができるような土地利用を進める必要があります。また、景観の保全や魅力ある景観を創出することで、街の魅力を高め、個性ある住みよいまちづくりを実現していきます。

前期の主な取組み

○集約型都市構造^{*}の実現に向けて「立地適正化計画^{*}」を策定しました。また、市役所周辺や宗像ユリックスなどを市街化区域^{*}に編入し、拠点や沿道市街地、特化施設地区の土地利用の幅を広げました。そのほか、地域の特性を生かした土地利用がなされるよう、道の駅地区やエコパーク地区などの地区計画の決定・変更を行いました。

○歴史的風致維持向上計画の策定、景観重要公共施設の指定及び屋外広告物条例^{*}の制定を行いました。これらに基づき、JR東郷駅から宗像大社辺津宮に向かう道路付属施設の修景や周辺景観に調和した案内板の設置など、沿道景観の整備を行い、魅力ある景観形成を図りました。

施策区分とその現状・課題

調和のとれた土地利用の推進

本市では、恵まれた自然環境と都市生活及び都市活動との調和を図るため、無秩序な市街化を抑制し、地域特性に応じた土地利用を進めています。

一方、人口減少・高齢化社会の進展に伴い、バスのサービス水準や生活サービス機能^{*}の低下、空き家・空き地の増加、地域コミュニティの衰退などが懸念されます。

このため、身近な場所で一定水準の生活ができる環境の維持に加え、拠点などにおける都市機能の集積と居住の誘導を図り、多様な世代が安心して住み続けられる環境を整える必要があります。

国道3号沿道などにおいては立地の良さを生かして新たな産業用地を確保するとともに、国道495号沿道は、集落の活性化につながる沿道商業地としての土地利用を検討する必要があります。

関連するSDGsのゴール：11,14,15

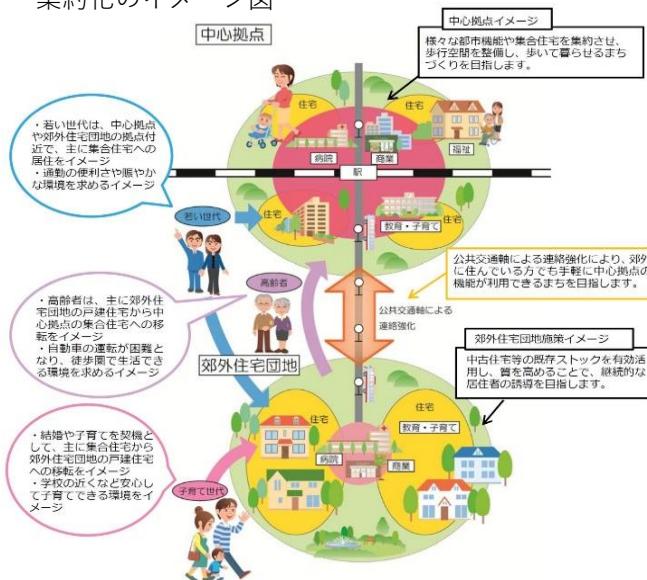
魅力ある景観の形成

市民が誇りと愛着を持ち、来訪者にとっても魅力的な住み良い都市であり続けるため、海、山、川などの自然や宗像大社を始めとする歴史資源を貴重な景観資源として認識し、このような資源と一体となった景観を維持、保全、継承していかなければなりません。

また、市全体で良好な景観を形成するために、地域特性を生かした景観の創出に取り組むことが必要です。

関連するSDGsのゴール：11,14,15

立地適正化計画における
集約化のイメージ図



取組方針

集約型都市構造を実現するため、駅周辺や交通拠点などに都市機能の集約を図るための土地利用を検討するとともに、公共交通を中心とした交通体系の強化を図ります。

地域の特性を生かした地域中心の形成を進め、一定の人口を集積することで、コミュニティの維持活性化を図っていきます。

農業・漁業集落においては、農業・漁業の振興を図りつつ、自然や歴史文化などの地域資源を保全・活用して、魅力ある地域づくりにつなげます。

都市としての自立度を高めるため、既存の交通ネットワークや周辺環境の保全に配慮して、雇用の場を創出する商業、工業用地などを確保します。

主な取組事業

- ・中心拠点の形成に向けた土地利用の検討
- ・コミュニティの維持活性化方策の調査研究
- ・新たな産業用地の確保
- ・国道495号沿道の観光・レクリエーションと連携した商業サービス機能を付加する土地利用の検討

自然や歴史を生かした良好な景観を形成するため、景観計画^{*}、景観条例^{*}及び屋外広告物条例の適切な運用を推進していきます。

世界遺産の構成資産周辺においては、その価値を維持向上させる景観の保全、創出を図ります。

市内外からの主要なアクセス軸について、利用者にとって魅力的な沿道となるよう景観に配慮した整備に取り組んでいきます。

- ・歴史的風土や周辺の景観と調和する建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠^{*}や高さなどの誘導
- ・地域特性を生かした景観の形成
- ・市民主体の景観まちづくり活動への支援
- ・宗像大社(辺津宮、中津宮、沖津宮遥拝所)へ導く現代版参道としての魅力的な沿道景観の整備

戦略的取組

○協働

市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、企業などと協働し、歴史的かつ文化的な景観の保全や創出のための様々な活動に取り組めます。

○都市ブランド

- ・子育て世代の利便性の向上につながるような土地利用の見直しを行います。
- ・自然と都市が調和した景観を形成し、魅力ある住環境を提供します。



さつき松原

唐津街道原町



都市再生の推進

SDGsのゴール



施策概要

このページは都市再生の推進に向けた取組みを掲載しています。

JRの各駅や市役所など各拠点への都市機能の集積や、都市機能及び公共交通の利便性が高い地域への居住誘導、拠点を連絡する公共交通の充実を促進し、人口減少や少子高齢化などの情勢の変化に対応した都市機能の高度化[※]及び都市の居住環境の向上を図ります。

施策区分その現状・課題

まちなか居住の推進

市街化区域全域で均等に人口減少が進むと低密度な市街地が広がり、利用者が減少して生活サービス機能や公共交通の運営が困難になることが予測されます。

また、東郷駅周辺や赤間駅北側など市街化区域の中心部においても低未利用地が多数存在しており、人口減少や高齢化の進展に伴って今後、人口の低密度化が進む恐れがあります。

このため、まちなか居住の推進を図り、都市のスポンジ化対策[※]と賑わい創出に取り組む必要があります。

関連するSDGsのゴール：9,11,17

既成住宅団地の活性化

昭和40年代から造成された大規模住宅団地は、建物の老朽化や住民の高齢化が進行しています。それに伴い、空き家・空き地の増加や商店の撤退とも重なって、賑わいが減少しつつあります。

そのため、既成住宅団地を活性化し、まちの賑わいを取り戻すことが必要です。

関連するSDGsのゴール：9,11,17

空き家・空き地の利活用

人口減少に伴い空き家・空き地の増加が予測されます。

空き家対策は早めの対応が効果的であるにもかかわらず物件として不動産流通市場に出ないことが課題となっています。

また、居住の集約を図りつつ人口を維持していくためには、新たな居住地の拡大によらずに街区再編[※]、活性化を図ることが求められています。

このため、空家などの既存ストックを地域の資源と捉え、不動産流通市場を活性化して、空き家の利活用を促進することで地域の魅力向上につなげることが必要です。

関連するSDGsのゴール：9,11,17



UR日の里団地のまちなみ

取組方針

生活サービス機能や公共交通の利便性が高い拠点へ居住を誘導するため、都市機能誘導区域[※]において、賑わいのある拠点形成に向け都市機能の誘導・集積、公共施設の再構築などに取り組むことで、商業施設や医療・福祉施設、住宅などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、これらの施設などに公共交通でアクセスできるなど、歩いて暮らせるまちづくりを官民連携により推進します。

民間が主体となった賑わいの創出や公共空間の活用などをとおして、地域の価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント[※]に取り組むことで、既存住宅団地の再生を推進します。

空き家などの所有者が抱える課題を把握し、不動産流通への機運を高めるため、空き家・空き地の利活用に関する啓発事業を実施します。

あわせて、住宅関連事業者と連携して多様な利活用方策に取り組み、居住者を誘導しやすい環境づくりを推進します。

戦略的取組

○協働

市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、企業などと協働し、コンパクトで暮らしやすいまちづくりのための様々な活動に取り組めます。

○都市ブランド

子育て世代が安全安心に生活できるまちづくりを行います。

主な取組事業

- ・官民連携による都市機能の誘導
- ・民間活力を活用した中心商業地などの活性化
- ・空き店舗の活用などによる中心商業地の活性化
- ・世代や家族構成に応じた住まいの提案
- ・広域拠点への都市開発の誘導

- ・公共空間の活用による賑わい創出
- ・エリアマネジメント推進体制の構築
- ・駅前空き店舗の活性化
- ・公共施設の再整備による住環境の向上
- ・子育て支援、高齢者支援サービス機能の充実

- ・空き家などの利活用に関する啓発・相談事業
- ・空き家関連ビジネスの創出支援
- ・ライフスタイルの多様化に対応する住宅供給の促進
- ・空き家・空き地バンク[※]の活用
- ・空き家賃貸活用の促進
- ・空き家などの流通の促進

住宅施策の推進



SDGsのゴール



施策概要

このページは、住宅や居住環境の充実に向けた取組みを掲載しています。

安全で安心、そして快適な居住環境に対する相談体制の充実や整備に加え、空き家の増加などによる防犯上の問題などに対応するための取組みを行っています。

また、賑わいの創出と市民が安全、安心して生活することができるよう、住宅開発の誘導や既存住宅地を再生するための事業を行っています。

前期の主な取組み

○市民公益活動団体へ住宅相談窓口業務を委託することで、住宅に関する相談窓口の一元化を実現しました。また、専門性の高い内容については、民間住宅関連事業者と連携しながら相談体制を充実させました。

○子育て世帯向けに住宅関連セミナーを開催しました。また、空き家・空き地バンクへ情報を登録する所有者などに対する奨励金制度を確立しました。

○都市機能誘導区域内に生活サービス機能などの都市機能を集約するため、助成金制度を確立し、その周辺にある居住誘導区域内における住宅開発の機運を高め、若い世代の定住化の促進に取り組みました。

○OUR日の里団地東地区の再生事業では、UR都市機構と連携し、地域医療福祉の推進や日の里ファーム^{*}の効果的な活用を検討しました。また、東郷駅前空き店舗の活用では、エリアマネジメント活動の支援を行い、「団地の賑わい広場CoCokaraひのさと」が開設され、駅前の賑わいが戻りつつあります。

施策区分とその現状・課題

安全安心な住生活の推進

市内の住宅については、建築後25年以上の住宅が約半数を占め、建築後35年以上の住宅は約3割に上っています。このように建築されて長年経過した住宅は、老朽化による改修工事や建替えのほか、居住者の年齢や世帯員数の変化などに対応するため、現在の居住者の生活にあわせた住宅のリフォームも必要となってきます。

また、耐震基準に満たない住宅については、耐震補強等改修工事の必要も生じていることから、適切な被害防止策を講じる必要があります。

関連するSDGsのゴール：9,11,17

定住施策の推進

本市の人口は緩やかな増減を繰り返しながら約97,000人に達しましたが、いよいよ人口減少の局面を迎えます。

今後も持続可能な都市経営を行っていくために、若者・子育て世代を中心とした多くの人に本市の住環境の良さや魅力を伝え、定住してもらう必要があります。

関連するSDGsのゴール：11

住宅開発の誘導

本市の人口は、昭和40年代以降の相次ぐ住宅団地開発に起因する急増期を終えて、高齢化率が上昇するなか、ほぼ横ばいの状態となっています。そのため、新たな賑わいの創出や活性化のためには、一定規模の住宅地開発の誘導が必要です。

関連するSDGsのゴール：8,9,11,17

取組方針

老朽化による改修工事や建替えのほか、居住者が快適な生活を送るために行うバリアフリーなどのリフォーム工事には、専門性の高い知識が必要となるため、民間住宅関連事業者との連携による相談体制の充実を図っていきます。

地震などの災害時に、倒壊などによる被害を防止するため、住まいの耐震診断や耐震改修工事の促進を図ります。

住居表示^{*}が分かりにくいと感じている地域については、より分かりやすい表示に変更していきます。

「子育て世代に選ばれる都市イメージ」の確立を引き続き目指し、定住人口増加に向けた、PRなどの啓発事業や、若者・子育て世代などに対する定住促進事業に取り組んでいきます。

市街化区域のなかでも特に居住誘導区域への新たな住宅開発を誘導し、若い世代を中心とした定住の促進に取り組んでいきます。

主な取組事業

- ・住宅のリフォームや耐震に関する情報提供や相談体制の充実
- ・耐震基準に満たない木造戸建て住宅への耐震改修の促進支援

- ・定住PRの実施
- ・子育て世代などへの住宅取得費用、賃貸入居費用の支援
- ・三世帯同居、近居のための住宅取得などへの費用の支援

- ・居住誘導区域への住宅開発の誘導
- ・民間事業者と連携したまちづくりの推進

住宅施策の推進

②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、住宅や居住環境の充実に向けた取組みを掲載しています。

安全で安心、そして快適な居住環境に対する相談体制の充実や整備に加え、空き家の増加などによる防犯上の問題などに対応するための取組みを行っています。

また、賑わいの創出と市民が安全、安心して生活することができるよう、住宅開発の誘導や既存住宅地を再生するための事業を行っています。

前期の主な取組み

○市民公益活動団体へ住宅相談窓口業務を委託することで、住宅に関する相談窓口の一元化を実現しました。また、専門性の高い内容については、民間住宅関連事業者と連携しながら相談体制を充実させました。

○子育て世帯向けに住宅関連セミナーを開催しました。また、空き家・空き地バンクへ情報を登録する所有者などに対する奨励金制度を確立しました。

○都市機能誘導区域内に生活サービス機能などの都市機能を集約するため、助成金制度を確立し、その周辺にある居住誘導区域内における住宅開発の機運を高め、若い世代の定住化の促進に取り組みました。

○OUR日の里団地東地区の再生事業では、UR都市機構と連携し、地域医療福祉の推進や日の里ファームの効果的な活用を検討しました。また、東郷駅前空き店舗の活用では、エリアマネジメント活動の支援を行い、「団地の賑わい広場CoCokaraひのさと」が開設され、駅前の賑わいが戻りつつあります。

施策区分とその現状・課題

空き家等の適正管理

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い、空き家が年々増加しています。このような空き家のなかには、適切な管理が行われておらず、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

関連するSDGsのゴール：9,11,17

取組方針

適正に管理されておらず、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者に対し空き家の適切な管理を促すとともに、そのまま放置すれば倒壊など著しく危険となる恐れのある場合には、必要に応じて行政代執行*などの措置を行います。

主な取組事業

- ・所有者などによる空き家の適切な管理の促進
- ・特定空家等に対する措置の実施
- ・空き家管理ビジネスの支援



子育て家族向けイベントでの定住PR

戦略的取組

○協働

企業や大学などの研究機関と協働し、空き家や空き地の流動化促進をはじめとする居住環境の整備を行います。

○都市ブランド

若い世代に好まれ、定住につながるような魅力ある居住環境を提供します。

都市基盤の整備①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、道路、公園、河川などの都市基盤の整備に向けた取組みを掲載しています。

市民や市外から訪れる人が、快適に市内を移動することができる道路網の整備、公園や河川などの良好な環境を維持するための効率的かつ適正な維持管理に努めています。

前期の主な取組み

○世界遺産構成資産への玄関口となるJR東郷駅宗像大社の駅前広場の整備を実施しました。

○主要幹線道路の舗装打換工事や橋梁長寿命化修繕工事、誘導標識の設置や幹線を補完する道路の整備を行いました。また、駅周辺の道路を中心に、セミフラット化^{*}を行いました。そのほか、歩道の無い通学路の路肩へカラー塗装を施しました。

○地元市民をメンバーとするワークショップによる再整備計画に基づき、自由ヶ丘11号公園の改修を行いました。また、利用者アンケートを実施して、ふれあいの森総合公園の大型遊具更新を行いました。そのほか、遊具やフェンスなどの公園施設の補修・更新や、公園灯のLED化を進めました。

○土砂の堆積が著しく、流下に支障となっている河川や雨水幹線^{*}の浚渫^{*}を行いました。また、損傷した護岸の改修工事や河川断面内に倒れてきた倒木などの処理を行いました。そのほか、県と連携して地元調整を行い、山田川や阿久住川の河川改修工事を進めました。

施策区分とその現状・課題

効果的な道路整備の推進

市内外の自動車交通量は増加傾向にあり、市街地や観光施設へ円滑に移動するための対応が求められています。

そのため、市外とのアクセス性を高め、市内の都市軸^{*}となるような幹線道路を整備し、分散する市街地をつなぐ路線の強化を図ることが必要です。

関連するSDGsのゴール: 9

安全で快適な道路の確保

自動車の交通量の増加に伴い、混雑している道路が増えています。

そのため、自動車が円滑に走行することができるための道路整備や安全に走行できるための道路、橋梁の適切な維持管理を行うことが必要です。

また、子どもや高齢者を含むすべての歩行者の安全に配慮し、快適に歩行できる歩道を整備することも必要です。

関連するSDGsのゴール: 11

安全な公園整備の推進

公園の整備については、一定水準の整備がなされてきましたが、多くの公園は施設の老朽化が進み、市民から安全性の確保や利便性の向上が求められています。

そのため、公園を整備、改修する際には、安全性の確保やニーズに応じた施設整備に配慮し、適正な維持管理を行うことや、民間事業者などと連携することが必要です。

関連するSDGsのゴール: 11

取組方針

国道3号や九州縦貫自動車道などの広域的道路網から市街地へのアクセス性の向上につなげるため、市内の道路を整備していきます。

道路の計画的な補修や更新、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく補修など効率的な維持管理を行い、道路の安全性を確保していきます。

さらに、自動車が市内を円滑に走行できるように、混雑箇所や区間を解消するための道路整備に取り組んでいきます。

また、中心市街地、観光施設周辺などの歩行者が比較的多い場所を中心に、歩行者と自転車の分離や段差が小さいセミフラット形式の歩道など、安全性と快適性を確保した道路の整備を行い、通学路についても、子どもが安全に登下校できるような整備を行います。

公園を整備、改修する際には、市民の意見を聞きながら、誰もが利用しやすい通路や遊具など、安全性や利便性に配慮し、地域の実態にあった整備を行います。

また、既存の公園について、利用者が安全に利用できるように、民間活力の有効利用を含め、計画的な改修や更新を行うとともに、維持管理費用の削減に努めていきます。

主な取組事業

- ・都市計画道路の整備
- ・市街地を効果的につなぐ道路の整備
- ・都市計画道路の必要性の調査研究
- ・国や県との連携による道路の整備

- ・計画的な維持管理の実施
- ・橋梁の長寿命化修繕計画に基づく修繕や架替の実施
- ・市街地を結ぶ道路の整備
- ・混雑箇所解消のための道路の整備
- ・歩道整備やカラー塗装などによる安全な通学路の整備
- ・歩行者・自転車ネットワーク形成^{*}に向けた道路整備

- ・必要に応じた公園の整備
- ・公園のユニバーサルデザイン^{*}の推進
- ・計画的な施設の維持管理の実施
- ・市民などによる清掃活動の支援
- ・民間事業者などとの連携による施設整備

都市基盤の整備②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、道路、公園、河川などの都市基盤の整備に向けた取組みを掲載しています。
 市民や市外から訪れる人が、快適に市内を移動することができる道路網の整備、公園や河川などの良好な環境を維持するための効率的かつ適正な維持管理に努めていきます。

前期の主な取組み

- 世界遺産構成資産への玄関口となるJR東郷駅宗像大社口の駅前広場の整備を実施しました。
- 主要幹線道路の舗装打換工事や橋梁長寿命化修繕工事、誘導標識の設置や幹線を補完する道路の整備を行いました。また、駅周辺の道路を中心に、セミフラット化[※]を行いました。そのほか、歩道の無い通学路の路肩へカラー塗装を施しました。
- 地元市民をメンバーとするワークショップによる再整備計画に基づき、自由ヶ丘11号公園の改修を行いました。また、利用者アンケートを実施して、ふれあいの森総合公園の大型遊具更新を行いました。そのほか、遊具やフェンスなどの公園施設の補修・更新や、公園灯のLED化を進めました。
- 土砂の堆積が著しく、流下に支障となっている河川や雨水幹線[※]の浚渫[※]を行いました。また、損傷した護岸の改修工事や河川断面内に倒れてきた倒木などの処理を行いました。そのほか、県と連携して地元調整を行い、山田川や阿久住川の河川改修工事を進めました。

施策区分とその現状・課題

河川改修及び適正な管理の推進

近年は、局地的な豪雨の発生など気象変化が激しくなっており、河川や雨水排水路[※]などの増水や氾濫の危険性が高まっています。また、小規模な河川法面の崩壊などが発生しています。
 そのため、河川や雨水排水路の法面保護などの整備や浚渫などの適正な維持管理が必要です。

関連するSDGsのゴール: 11, 13, 15



JR東郷駅

取組方針

市が管理している河川については、増水や氾濫を予防するため、土砂堆積状況の確認を実施し、必要に応じ随時浚渫を行います。
 また、河川法面の補修などの適正な維持管理を行うとともに、河川改修の際の護岸整備や雨水排水路整備を進めていきます。
 県が管理している河川については、県と連携し、河川改修などを推進していきます。

主な取組事業

- ・浚渫工事の推進
- ・法面の補修など維持管理の実施
- ・県との連携による河川の改修及び浚渫工事などの推進

戦略的取組

○協働

コミュニティ運営協議会と協働し、地域に密着した道路や公園、河川の美観を守る活動に取り組みます。

○都市ブランド

段差の小さい歩道の整備など子育て世代のニーズに即した道路整備や公園整備を行います。

公共交通の 利便性の向上

SDGsのゴール



施策概要

このページは、公共交通機能の維持と利便性向上に向けた取組みを掲載しています。市民の快適な日常生活の確保に加え、定住や観光事業を推進していくため、公共交通による移動の利便性向上を図っていきます。

前期の主な取組

○宗像市公共交通網形成計画^{*}に基づき、地域住民からの要望をもとにふれあいバス・コミュニティバス^{*}の運行内容を隔年で見直しています。また、毎月の利用状況や利用者アンケートの情報を対象地区コミュニティ運営協議会に提供しています。

○島を訪れる観光客の利便性向上を図るため、渡船とバスなどの他の公共交通機関と接続の調整を行いました。また、島民の意見を聴取し、観光客の声も踏まえたうえで、宗像市航路改善協議会^{*}を開催し、航路改善計画^{*}を策定しました。そのほか、フェリーおおしまのリプレイスを行い、船員の安全研修や訓練などを実施しました。

○日の里団地入口(国道3号)バス停に駐車場を整備し、パークアンドライド^{*}が可能な環境を整備しました。また、路線バスのバス停上屋についても、設置者不明のものについては補修・再建を行い待合環境を維持しました。

施策区分とその現状・課題

バスでつながるまちづくりの促進

路線バス及びふれあいバス・コミュニティバスの運行により市内の交通空白地域はほぼ解消されています。また、ふれあいバス・コミュニティバスについては、定期的に運行内容の見直しを行ったことで、利用者が増加傾向にあります。

一方で、路線バスの減便、廃線やふれあいバス・コミュニティバスにおいても利用率が低い路線、時間帯などがあることを踏まえ、持続可能な運行のあり方について、多方面から検討する必要があります。

関連するSDGsのゴール:9,10,11

船でつながるまちづくりの促進

大島及び地島への航路は、島民の移動手段や生活物資の輸送など、島における日常生活にとって必要不可欠な公共交通機関として、今後も引き続き、運航を維持していくことが求められています。

また、大島及び地島では島の特色を生かし、観光や産業の活性化につながる事業を進めていることから、観光客などに対する利便性にも配慮する必要があります。

関連するSDGsのゴール:9,10,11

公共交通体系の整備

市内外の円滑な交通手段の確保は、定住や観光を推進するうえで重要な要素であり、さらなる利便性の向上に取り組む必要があります。

関連するSDGsのゴール:9,11



フェリーおおしま

取組方針

ふれあいバス・コミュニティバスの運行については、これまで同様に各地区コミュニティ運営協議会とともに定期的に運行内容の見直しを実施して、利便性の向上を図ります。これにあわせて路線バスへの乗り継ぎや路線バスのバス停への集約につながる視点での見直しについても提案・協議していきます。また、ふれあいバス・コミュニティバス以外の新たな公共交通体系の構築についても検討していきます。

路線バス機能の維持に向け、運行事業者とともに利用促進に取り組めます。

ふれあいバス・コミュニティバスの運賃については、路線バス運賃とのバランスを考慮した見直しを検討します。

渡船は、島民の日常生活に必要な移動手段であるため、安全かつ快適な運航を維持することに加え、島を訪れる観光客などの利便性も考慮した、効率的な運航形態を整えていきます。

加えて、安全かつ快適な運航を確保するため、船舶の維持管理、船員の安全研修や訓練などを適宜実施していきます。

また、渡船事業の厳しい運営状況も考慮した持続可能な事業計画策定にも取り組めます。

市内外へ効率的に移動することができるように、路線バス機能の維持に向けた民間の交通事業者に対する要望を継続していきます。

また、交通結節点の機能向上に向けて、引き続き駅周辺やバス停周辺の機能整備に取り組めます。

戦略的取組

○協働

コミュニティ運営協議会と協働し、ふれあいバスとコミュニティバスの路線及び時刻表の見直しを行い、利用者の利便性の向上に取り組めます。

主な取組事業

- ・利用者ニーズの把握と効果的な運行の改定
- ・利用促進につなげる啓発の実施
- ・ふれあいバス・コミュニティバス運賃の見直し
- ・新たな交通手段導入の検討

- ・安全かつ快適な運航の確保
- ・他の公共交通機関との連携の推進
- ・船舶及び附帯施設の適正な維持管理
- ・船員に対する研修や訓練の充実
- ・持続可能な事業計画の策定

- ・民間公共交通機関への各種要望、運行再編協議
- ・交通結節点へのパークアンドライド機能の整備
- ・駐車場・駐輪場など、駅周辺やバス停周辺の機能維持・整備

○都市ブランド

整理縮小が進む路線バス環境のなか、通勤や通学などの公共交通の利便性を確保するため公共交通ネットワーク^{*}の維持に取り組めます。

地域の特色を 活かした コミュニティ活動の 推進①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、コミュニティ運営協議会や市民活動団体などとの連携、活動の支援に向けた取組みを掲載しています。

市の大切なパートナーであるコミュニティ運営協議会や市民団体などが、多様な地域課題の解決や特色ある事業展開の実現に向けて、それぞれの地域の特色を生かしながら充実していくための支援を実施します。

前期の主な取組み

○持続可能なコミュニティ活動を目指し、コミュニティ運営協議会やその基盤となる自治会の活動に関する負担軽減策を検討し、実施してきました。

○コミュニティ間の連携を促進するため、コミュニティ運営協議会会長会会議や事務局長会議などにおいて、各地区の地域課題や活動状況などに関する情報共有を進めました。このことにより複数の地区で共有する地域課題を解決するための活動を連携して行うことができるように支援しました。

○多様化する地域課題の解決や地域資源^{*}を活用したまちづくりを目的とする地域創造ビジネス^{*}事業において、7件のプロジェクトの実践支援を行ってきました。

施策区分とその現状・課題

コミュニティの基盤強化

地域住民の自主的な組織であり、地域分権^{*}の担い手であるコミュニティ運営協議会は、コミュニティ・センターを拠点として、各地区の特性に応じた活発なコミュニティ活動を行っています。

今後は、コミュニティ運営協議会の体制の安定と継続を図り、持続可能なコミュニティ活動を目指していく必要があります。

今後もコミュニティ活動を安定して継続していくためには、活動を担う人材の掘り起こしや育成を行うとともに、活動の活性化に伴い、これまで増大し続けてきたコミュニティ活動に対する負担感を軽減していく必要があります。

また、コミュニティの基盤となる自治会への加入率が低下傾向にあり、地域住民の連帯感の希薄化などの課題があるため、自治会活動が継続できる体制づくりを行う必要があります。

関連するSDGsのゴール：11,17

コミュニティ間の連携の強化

現在、地区の特性に応じて各地区が主体的に実施しているコミュニティ活動を、今後も継続、発展させていくためには、高齢者に関する課題や青少年の健全育成に関する課題など地域が抱える様々な課題をコミュニティ運営協議会が中心となり主体的に解決していく必要があります。

これらの地域課題を解決するにあたり、複数の地区で連携して取り組んだ方が効果的、効率的に解決できる場合があるので、各地区が交流、連携、協力し、地域課題の解決に取り組める体制づくりを行います。

今後は、各地区の個性や特色を生かしたコミュニティ活動を継続、強化するとともに、地区同士の広域的な連携を進めることで各地区の活動の活性化を図り、互いに補完しあうだけではなく、相乗効果を図るなど、それぞれの持つ個性や特色を生かしていく必要があります。

関連するSDGsのゴール：4,11,16,17



赤間地区コミュニティ
「ラジオ体操&軽トラ朝市」

取組方針

地域住民の出会い、交流、学びの場としてコミュニティ・センターの維持、活用を進めながら、各地区の特性に応じたコミュニティ活動が継続できるような体制を構築し、協働のまちづくりを進めていきます。

青少年育成、環境整備、地域づくりなど様々な分野にわたるコミュニティ活動に必要な多様な人材を確保、育成するため、各種の研修などを継続して行うとともに、まちづくりの担い手である市民活動団体、大学、企業などとの交流の機会をつくり、必要に応じた連携が進められ、負担感の軽減につながるような取組みを行います。

また、コミュニティ活動の基盤である自治会活動が今後も継続できるように、自治会が主体的に実施する高齢者対策や防災対策などをおして自治会活動の重要性を再認識してもらうことで、自治会加入促進につなげていきます。

職員が、コミュニティ運営協議会に積極的に関わる環境を整備し、協働のまちづくりを推進します。

特色あるコミュニティ活動の支援を行うことに加えて、コミュニティ間が情報共有や情報交換などを活発に行うことができる場づくりを実施していきます。

また、複数のコミュニティが連携し、地域課題の解決につながるような交流事業が開催できるよう積極的に支援していきます。

主な取組事業

- ・コミュニティ・センターの運営と利用の推進
- ・まちづくり交付金^{*}による活動支援
- ・市民活動団体、大学、企業との連携強化
- ・負担感軽減策の検討、実施
- ・目的、役割に応じた研修会の実施
- ・自治会加入促進に向けた取組みの支援
- ・職員向けコミュニティ研修の強化

- ・コミュニティ会長会会議や事務局長会議などをおした各地区活動内容の情報共有
- ・情報交換会の開催
- ・つながり(小学校区や中学校区、釣川、四塚、唐津街道など)を活用した取組みへの支援
- ・イベント、講習会、講座などの共同開催への支援



河東地区コミュニティ
「どろリンピック」

地域の特色を 活かした コミュニティ活動の 推進②

SDGsのゴール



施策区分とその現状・課題

地域創造ビジネスの推進

コミュニティ運営協議会や市民活動団体などでは、祭りなどの地域交流事業や高齢者生活支援などの課題解決型事業^{*}に取り組んでいます。

しかし、少子高齢化の進展や地域住民の価値観の多様化などによって、地域を取り巻く環境が変化していることに伴い、地域課題も多様化し、その対応が求められています。

そのため、これまで以上にその地域が抱える課題の解決に取り組む必要があります。この地域課題解決への取り組みでは、持続可能な地域づくりを重要な視点として取り入れ、実践していくことが必要です。

関連するSDGsのゴール:3,11,17

取組方針

課題解決に向けた事業を安定的、継続的に行うために、ビジネス手法を活用した地域創造ビジネスの実践を支援していきます。

地域ごとに、その地域が有する課題を抽出し、それぞれの地域の特性に応じた課題解決に向けて、コミュニティ運営協議会や市民活動団体などと協働で調査研究し、事業化に向けた環境整備や各種の取組みを進めていきます。

主な取組事業

- ・協働によるモデル事業の調査研究、事業化支援
- ・先進的な取組みに関する研修会などの実施
- ・コミュニティ運営協議会や市民活動団体などと有識者とのコーディネート

施策概要

このページは、コミュニティ運営協議会や市民活動団体などとの連携、活動の支援に向けた取組みを掲載しています。

市の大切なパートナーであるコミュニティ運営協議会や市民団体などが、多様な地域課題の解決や特色ある事業展開の実現に向けて、それぞれの地域の特色を生かしながら充実していくための支援を実施します。

前期の主な取組み

○持続可能なコミュニティ活動を目指し、コミュニティ運営協議会やその基盤となる自治会の活動に関する負担軽減策を検討し、実施してきました。

○コミュニティ間の連携を促進するため、コミュニティ運営協議会会長会会議や事務局長会議などにおいて、各地区の地域課題や活動状況などに関する情報共有を進めました。このことにより複数の地区で共有する地域課題を解決するための活動を連携して行うことができるように支援しました。

○多様化する地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを目的とする地域創造ビジネス^{*}事業において、7件のプロジェクトの実践支援を行ってきました。



地域創造ビジネス支援事業(若手農家のひるイチ!)

戦略的取組

○協働

- ・コミュニティ運営協議会と協働で、地域課題解決に向けた地域創造ビジネスの調査研究を行い、その事業化に向けた支援を実施します。

○都市ブランド

- ・地域で開催される祭りやイベントのほか、地域間での交流事業など、地域への愛着を育むような事業を支援します。
- ・子どもの交流や学びの支援など、地域の子どもの地域で育てる取組みを推進します。



地域創造ビジネス支援事業(むなかた大豆プロジェクト)

市民活動の推進

施策区分とその現状・課題

市民活動の活性化

市民活動は、自治会、コミュニティ運営協議会、ボランティア団体などが中心となって進めています。しかしながら、担い手不足、高齢化、後継者育成といった課題や活動にあたっての事故やけがなどへの不安も抱えています。また、市民活動は多岐にわたりますが、その情報の集約、提供が十分にできておらず、円滑に活動ができているとは言えません。さらなる市民活動の充実のためには、そのような課題や不安の解消に向けた環境整備が必要です。

関連するSDGsのゴール：4,11,17

市民とつくるまちの推進

市民力を生かしたまちづくりを推進するため、市民参画や協働の手続きなどを定めた「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例^{*}」に基づき、市民、自治会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、大学、企業と連携した協働のまちづくりを推進しています。市民参画については、附属機関の設置やパブリック・コメントの手続きをとおして市民意見を各種計画や事業実施に反映させています。協働のまちづくりをさらに推進していくためには、市民、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、大学、企業など様々な主体が気軽にまちづくりに参加、参画できる環境づくりが必要です。

関連するSDGsのゴール：11,17



人づくりでまちづくり・元気な島づくり事業補助金交付式

取組方針

市民活動の活性化に向けた環境整備への取組みとして、市民活動に必要な人材や団体の育成とネットワーク化などを行い、安心して活動できる支援制度を充実させていきます。各種団体の活動機会や活動場所の提供、様々な情報の集約、発信に取り組みます。また、お互いの特性や能力を生かして新たな活動を展開できるように、市民、自治会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、大学、企業の連携をコーディネートします。

「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」に基づき、市が行う意思決定の過程に、より多くの市民の参画を促すため、この条例の周知、啓発を推進していくことで、行政内外での認識を高めていきます。条例の周知、啓発にあわせて、複数の市民参画の手続きによる参画機会の拡充や意見を提出しやすい環境づくりなど、参画しやすい環境整備についても推進していきます。また、「宗像、カタロウ～参加・参画・協働による魅力あるまちづくりの基本指針～」に基づき、協働を促進するための取組みを継続して実施していきます。

戦略的取組

○協働

・市民、自治会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体などと協働でまちづくりを行い、市民活動の活性化に向けた支援を行います。

主な取組事業

- ・人材や団体の育成のためのセミナーの開催
- ・人材や団体のネットワーク化を目的としたイベントの実施
- ・各種補助金などによる活動支援
- ・情報発信機能の充実
- ・コーディネート相談窓口の設置
- ・市民活動総合補償制度^{*}の運営

- ・市民参加、市民参画、協働に関する制度などの周知、啓発
- ・市民参加、市民参画、協働に関する研修会などの実施
- ・市民参画等推進審議会における協働に関する助言など

○都市ブランド

・学びや体験、交流などの様々な活動をとおり、子育て世代が安心して子どもを育てることができ、子どもが元気に育つような取組みを市民活動団体などと協働で推進します。

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市民活動の推進に向けた取組みを掲載しています。

市民活動やボランティア活動、市民参画などを促進するための環境を整備し、市民力^{*}がつくる生きがいのあるまちを創造していきます。

前期の主な取組み

○より幅広い世代の市民がまちづくりに関われるようにするため、人材育成講座のローカルデザインアカデミー^{*}を実施してきました。また、そこで習得した知識・経験をまちづくりの実践に生かす場として地域活動体験プログラムのロープレむなかた^{*}を実施してきました。

○パブリック・コメント^{*}や市民説明会など、市民参画の手続きによる参画機会を提供しました。また、より多くの市民などが参加し、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくため「参加・参画・協働による魅力あるまちづくりの基本指針^{*}」を策定しました。

情報受発信の充実

施策区分とその現状・課題

取組方針

主な取組事業

広報広聴の充実

情報を発信する手段はさらに多様化し、市民が利用しやすい媒体も変化し続けていることから、情報を発信する際には、実情に即した効果的な手段を選択することが必要です。

同様に、市民からの多様なニーズを聴取することについても、その方法などについてさらに検討する必要があります。

関連するSDGsのゴール：11,16

多くの人にとってアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に向け、媒体を工夫していきます。

また、幅広い世代から意見を聴取し、まちづくりに生かすことができるよう、「市民が意見を発信しやすい」環境づくりを行っていきます。

- ・わかりやすい市政情報の発信
- ・SNSなどによる情報の受発信
- ・広聴*機能の充実

シティプロモーションの充実

平成29年に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産への登録が実現し、宗像市の知名度や認知度はこれまで以上に高まったと言えます。しかし、市の魅力やイメージの定着は十分であるとは言えず、今後も市の魅力を創造、発掘して効果的に情報発信していくことが必要です。

また、観光や定住の候補地として本市が選ばれるためには、これまでとは異なるプロモーションの視点が必要です。

さらに、行政での情報発信では、広がりや持続性が乏しいため、宗像市に関連する様々な人々が連携しながらプロモーションを行っていく必要があります。

関連するSDGsのゴール：11,17

本市が目指す「子育て世代に選ばれる都市イメージ」の確立に向け、市内での暮らしや子育て環境について、市内外の人たちと共感をつくり出せるよう、情報を整理し、発信していきます。

また、認知度を向上させ、宗像市に行ってみよう、関わってみよう、住んでみよう、住み続けたいと思ってもらえるよう、歴史、自然、食、文化、子育て環境や地域で活躍する人材といった、本市特有の魅力による相乗効果を狙いながら、ターゲットを明確にした、プロモーションを行っていきます。

さらに、市民と一体となった情報発信や企業、大学、市と関わりを持つ多様な主体との連携など、産学官民協働*による取組を行い、より発展的で持続的なプロモーションを実現していきます。

- ・都市イメージ確立に向けた情報の発信
- ・ターゲットを明確にしたプロモーションの実施
- ・都市ブランドや子育て、観光などの個別のサイト*を用いた情報の発信
- ・産学官民の連携強化

戦略的取組

○協働

- ・選ばれるまちを目指すため、市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業など宗像市に関連する様々な人々がシティプロモーションの担い手となり、情報受発信に取り組めます。

○都市ブランド

- ・山、海、街中など多様な暮らしが選べる宗像の魅力を受発信して内外で共有し、共感を得ることで、子育て世代に選ばれる都市イメージの確立を目指します。



広報紙むなかたタウンプレス

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市の情報受発信の充実に向けた取組を掲載しています。

市内には、魅力ある資源がたくさんあります。これらの情報を広く発信、共有していくことで、選ばれるまちを目指していきます。

前期の主な取組み

○情報を見やすく、分かりやすくするために、平成27年にホームページのリニューアルを、平成30年に広報紙の紙面改善を行いました。また、FacebookやYouTubeといったSNSを活用し、タイムリーな情報発信や双方向のコミュニケーションに努めました。

○世界遺産をPRする新たなロゴマーク*を作成し、積極的に活用しました。また、ターゲット、地域に応じたプロモーション*、産学官民連携によるプロモーションや、市が持つ様々な魅力を組み合わせながら情報発信を行いました。



FB_宗像大社秋季大祭



FB_みあれ祭

連携による まちの経営

施策区分とその現状・課題

取組方針

主な取組事業

広域連携の推進

少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化により、市が抱える地域課題も多様化しています。そのなかには、市単独でなく広域的に解決すべき事項も生じてきています。
持続可能な行政経営に向けた行財政改革の推進についても、市単独としてのみならず、広域的に新たな取組みを進めていく必要性が生じています。

関連するSDGsのゴール：11,17

広域的に解決すべき地域課題への取組みとして、共通の課題への対応を目的とした幅広い連携を行っていきます。
今後も引き続き、さらなる行政事務の量的拡大や質的高度化に効率的に対応できるよう、事務の共同処理や機関の共同設置など広域連携への取組みを進めていきます。
さらに、自治体が各々自立し、持続可能な経営を行いながらも、効率的に解決すべき問題を補完しあう関係性の構築を行います。

- ・地域課題解決に向けた広域連携の推進
- ・福岡都市圏^{*}、北九州都市圏^{*}、宗像地区、路線沿線自治体、隣接自治体など多様な連携事業の展開

地域資源の連携の推進

これからの都市経営は、市内外に関わらず、人々とのつながりや市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業などの相互連携が重要になってきます。
都市経営のなかで、このようなつながりや連携を生かしたまちづくりを展開することで、それぞれが有する特性や役割などを活用した地域課題の解決やまちの発展、成長につなげていく必要があります。

関連するSDGsのゴール：11,17

市政や都市経営の強化、地域課題の解決、地域活動への参画に向けて、市民や市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業、専門機関などが連携できる仕組みづくりを行っていきます。

- ・都市経営への市民などの参画の促進
- ・大学、企業などとの連携、支援の強化
- ・相互連携へのコーディネートなどの支援の強化

戦略的取組

○協働

・まちづくりの主役であるという意識を持った、市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業などが、相互連携に取り組み、都市経営を強化します。

○都市ブランド

・市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業などの多様な主体同士が協働していくことで、子育てや暮らしに対するニーズに対応した取組みを進めます。



海の環境保全をテーマとした、
企業との共同開発商品



企業との連携協定締結式の様子

SDGsのゴール



施策概要

このページは、地域課題の解決や利便性の高い行政サービスの提供に向けた広域連携の推進や市内外の地域資源^{*}をつなぐための取組みを掲載しています。
近隣自治体など市外の組織との広域的な連携や市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業、行政などの地域資源の相互連携により都市経営の強化を図っていきます。

前期の主な取組み

○近隣市町と共同で、世界遺産の登録・推進活動や鳥獣加工処理施設の運営を行いました。また、福岡都市圏消防協働指令センターの運用開始など、近隣市町で連携した取組みを行いました。そのほか、フリーWi-Fi^{*}環境について、福岡市と相互利用できるようにしました。

○市民活動団体やコミュニティ運営協議会が企業や大学との協働事業を望む場合の相談窓口となり、コーディネートを実施しました。

情報化の推進 情報の適正管理

SDGsのゴール



施策概要

このページは、情報化の推進、個人情報の保護などに関する取組みを掲載しています。行政や地域のなかでICTを活用し、行政事務の効率化、市民の利便性の向上を図っていきます。

また、市が保有している情報は、開かれた行政経営のため、積極的に公開していきます。

一方で、市民の個人情報については、漏えい防止や保護に努めていきます。

前期の主な取組み

○基幹系システム（住民情報システム）の大幅な見直しを行いました。また、ビッグデータの研究とオープンデータ[※]の検証を行い、平成30年度に宗像市オープンデータカタログサイトを開設しました。そのほか、情報化推進会議を開催し、大学関係者や商工会関係者などと情報共有を行い、多角的な課題の抽出を行いました。

○情報公開請求[※]があったときは、適宜、条例に基づき情報公開を行いました。また毎年、宗像市統計書を作成しHPで公開することで、幅広く情報を提供しました。そのほか、宗像市オープンデータカタログサイトを作成し、利用しやすいデータ形式での情報提供も行いました。

○ネットワークの強靱化を実施し、セキュリティの強化を行いました。また、広報・HPにおいて、マイナンバーカードの機能や安全性の紹介、取得促進、コンビニ交付などの新たなサービスの周知を図るとともに、個人番号カードの交付にあたっては目視に加え機械による本人照合や、暗証番号の適正管理、紛失の際の対応方法の周知などを丁寧に行いました。

施策区分とその現状・課題

情報化の推進

国ではオープンデータ、リーサス[※]の活用を促進する動きが今まで以上に高まり、付加価値を創造し、ニーズに即したサービスの提供、行政事務の効率化などに活用しようとする検討が引き続き行われています。

本市においては、この動きを踏まえ、市民サービスのさらなる向上に向けた行政事務の再構築と、社会的課題の解決が求められています。

関連するSDGsのゴール：9,10

情報共有化の推進

市民の知る権利を尊重することや開かれた行政経営、市民に対する説明責任を果たすためには、今まで以上に市民ニーズに応じた情報の公開や提供を行っていく必要があります。

関連するSDGsのゴール：9,10,16

情報の適正管理

市は、市民の様々な個人情報を日常的に取り扱っていることから、情報セキュリティについての適正な運用が求められています。

また、個人番号カードの利用促進と、それに伴うカードを活用した制度の普及が今後進んでいくなかで、個人によるカードの適切な管理を促す必要が増えています。

関連するSDGsのゴール：9,16



個人情報に関する職員研修

取組方針

市民サービスの向上に向けて、新たな情報システム、ICTの導入の検討や電子申請[※]の範囲の拡大を行うことで、行政事務の効率化を図っていきます。

既存の情報システムについては、更新時において、適切に見直しを行っていきます。

情報資産の管理や情報技術の活用、情報分析など、広範で専門性の高い分野について企業や大学などの連携を図っていきます。

市民などからの情報公開請求に対しては、引き続き個人情報の保護に配慮しつつ、宗像市情報公開条例[※]に基づいて公開していきます。

また、宗像市統計書などの市の基本情報の公開と、正確で迅速な市政情報の提供にも引き続き努めていきます。

市民の個人情報については、適正な保護と管理に努めるとともに、そのデータについても、情報セキュリティポリシー[※]を適正に運用することによって、管理、保護していきます。

また、新たな情報システム、ICTの導入や、既存の情報システムの更新時においても、これらの情報管理について、個人情報への適切なアクセス制御の実施など、必要なセキュリティの強化を進めていきます。また、そのうえで業務効率の向上を検討し、時代にあわせた情報の適正管理を目指します。

「社会保障・税番号制度」や交付される個人番号カード及び記録される個人情報などに対する理解を深めてもらうとともに、なりすましなどのトラブルの発生を防止するため、適正管理や紛失した際の早急な届け出の必要性について、広報紙や市ホームページで十分に周知していきます。

なお、職員についても、個人情報に関する職員研修を適宜実施していきます。

戦略的取組

○協働

・市民ニーズの調査、新たな情報技術の導入効果やビッグデータの活用などの検討について、市民、企業、大学などと協働して取り組みます。

○都市ブランド

・市民ニーズの調査、新たな情報技術の導入効果やオープンデータの活用などの検討について、市民、企業、大学などと協働して取り組みます。

主な取組事業

- ・電子申請に対応するサービスの拡充
- ・新たな情報システム、ICTの導入の検討
- ・既存システム更新時の適切な見直し
- ・行政事務の効率化、省資源化
- ・「社会保障・税番号制度[※]」に向けたシステムの構築
- ・オープンデータの活用に関する検討

- ・法令や条例に基づく情報公開
- ・個人番号制度に基づく情報提供
- ・統計データの公表と他市町村との比較データの公表

- ・個人情報保護[※]、管理体制の推進
- ・情報セキュリティポリシーの適切な見直し
- ・新たなICTへのセキュリティ対策
- ・新たなインフラへのセキュリティ対策
- ・市民に向けた個人情報保護の啓発
- ・効果的な職員研修の実施

公共施設等 公共資産の管理 最適化の実践

SDGsのゴール



施策概要

このページは、市の資産である公共施設や公共インフラの維持管理や更新に向けた取組を掲載しています。

公共施設や公共インフラのあり方についての検討を行い、老朽化対策や長寿命化対策を計画的に行うことにより、将来的な財政負担の縮減を図っていきます。

前期の主な取組み

○平成27年度に、「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」を策定し、公共施設・公共インフラの適正化及び年度別・施設別の維持更新の指針として活用しました。

○宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画の第1期の前期(平成27年度から令和元年度)期間について検証と見直しを実施しました。

施策区分とその現状・課題

公共施設等の効率的な維持更新の推進

市の資産である公共施設の多くは更新時期を迎え、早急な老朽化対策や改修、更新などが求められています。

また、公共インフラについても、将来の更新費用などの投資的経費^{*}を軽減していくことが求められています。

そういった資産の管理に係る財源を、厳しい財政状況のなかで適正な範囲で確保し、持続可能な運営を続けていく必要が生じています。

引き続き、将来予測をとおした長期的な視点で、管理に係る計画を綿密に作成し、中長期の財政見とおしや最適規模の見極め、管理運営のあり方についての方向性を示す必要があります。

関連するSDGsのゴール:9,11,17

公共施設等の保全と長寿命化の推進

公共施設や公共インフラの老朽化に伴い、改修が必要となるものも数多くなり、その維持管理費用も高額となります。

大規模で高額な改修が必要となる前に、施設毎の改修の必要性を詳細まで把握し、適正な規模の細かい改修を行い、維持管理費用を削減する長寿命化へ取り組む必要があります。

関連するSDGsのゴール:9,11



改築事業を行う城山中学校

取組方針

公共施設や公共インフラの最適規模の見極めや、効果的かつ効率的な管理運営のあり方について、将来世代に過度の負担を残すことがないように、適切な管理運営手法を検討していきます。

公共施設については、その設置目的や利用状況、地域の将来人口、需要予測、将来的な必要性など総合的な視点から、施設規模の適正化や最適配置に加え、統廃合や機能転換、広域的相互利用などを含めた総量の圧縮^{*}などを検討し、その実践に向けた取組を進めていきます。

また、公共インフラについては、財政負担の平準化や新たなニーズへの対応などについての方針を示して、段階的に取り組んでいきます。

これらを進めるにあたっては、受益者である市民に対して、適宜必要な情報を提供し、市民との情報共有に努めていきます。

公共施設や公共インフラの規模や損傷の状況を常に把握し、これらの効率的な維持管理を行っていきます。

また、計画的な保全、長寿命化に努めるとともに、保全後のランニングコスト^{*}の削減に努め、将来的な財政負担の縮減を図っていきます。そのために施設ごとのランニングコストがわかる個別施設カルテを順次作成していきます。

戦略的取組

○協働

・公共施設の利活用の検討について、企業、コミュニティ、公共施設に関係ある団体と協働して取り組みます。



宗像ユリックス

主な取組事業

- ・公共施設の適正規模や最適配置の検討
- ・公共施設の統廃合や機能転換など最適配置による総量圧縮の実施
- ・民間活用による公共施設の更新、管理運営のあり方の検討
- ・広域による公共施設の相互利用
- ・公共インフラへの対応方針の策定
- ・市民との情報共有の促進
- ・庁内推進体制の検討

- ・長寿命化に向けた民間技術の活用
- ・長寿命化計画の実施
- ・公共インフラへの対応方針の策定

計画的かつ 効率的な行政経営

①

SDGsのゴール



施策概要

このページは、行政経営の継続的な安定に向けた取組みを掲載しています。

質の高い行政サービスの提供や事務事業を実施するために、職員の能力開発や意欲の向上、組織の強化、健全な財政運営に努め、市民が納得できる行政経営を行っています。

前期の主な取組み

○行財政改革アクションプラン^{*}に基づき、補助金の見直し、ふるさと寄附^{*}の推進、基金の運用を行いました。また、事業の優先順位付け、新規取組の優先順位付けなどにより、事業の取捨選択に取り組むとともに、附属機関による評価の仕組みを導入しました。

○将来人口の推計に基づき財政需要の変化を予測し、財政安定化プラン^{*}の見直しを行いました。また、基金の運用や公有財産の売却、ふるさと寄附の推進などをおして、様々な収入確保を行いました。

○階層別研修^{*}やカフェテリア研修^{*}、互助会活動などをおして職員の能力向上・職員間の連携強化の場づくりを行いました。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を定め、女性職員が能力を発揮できる環境整備を行いました。そのほか、任期付職員制度による、専門スキルを持つ人材を活用や、民間企業などと職員の派遣交流を行うことで、行政サービス品質の向上に努めました。

施策区分とその現状・課題

持続可能な行政経営

社会情勢の変化を鑑み、行財政改革を進めるなかで、官民の役割分担を明確にし、相互に補いあいながら事業を実施することがこの先さらに必要となります。「持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた政策実現のための改革」を推進していくためには、経営資源の効率的な活用はもとより、新たな行政経営の手法の検討・実施が必要です。

関連するSDGsのゴール：11,16,17

健全な財政運営

生産年齢人口の減少による税収の減少に加え、少子高齢化による社会保障経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、地方財政は今後さらに厳しくなることが予想されます。

このような状況のなかで、健全な財政を維持していくためには、財政の中長期的な見とおしを踏まえた財政運営に努めていく必要があります。綿密な計画の策定による支出の削減・収入の確保が求められています。

交流人口、関係人口の増加による域内消費の拡大と、若い世代の定住人口の増加による税収の確保にも、引き続き努めていかなければいけません。

関連するSDGsのゴール：11,16,17

取組方針

効率的な行政運営という認識を強く持ち、事業や予算・人員の管理を行っていきます。

施策から重点的に取り組む事業と、ゼロベースで見直す事業とを明確化し、予算や人員などの限られた経営資源を、安定的に長く活用できるようにしていきます。

行政サービスや事務事業の選択にあたっては、引き続き官民の役割や受益の範囲、重要度、優先度などの多くの基準を設定し、総合的な観点から評価し、選択を行っていきます。業務のICT化も踏まえた新たな行政経営の手法も検討・実践します。

また、重要な施策や事業の実施にあたっては、市民に対して十分な説明責任を果たし、将来への投資として実施していきます。

支出の削減と、収入の確保双方について、計画的な管理・運営を行っていきます。財政需要の変化を確実にとらえ、引き続き将来世代に過度な負担を残さない財政運営を行っていきます。

補助金・負担金・使用料の見直しを引き続き行い、事務事業の見直しから計画的な流れで支出の削減を図ります。

また、引き続き観光施策や定住施策などの実施とともに、市税の適正課税や収納率の維持向上などに努め、財源の確保を図っていきます。

遊休地などの売却や貸し付け、基金の効果的な運用など、市が保有する財産を有効活用していくとともに、ふるさと寄附や地方創生応援税制^{*}（企業版ふるさと納税）などの収入の確保にも努めていきます。

主な取組事業

- ・事務事業評価、施策評価の仕組みの見直し
- ・施策から見た事業の取捨選択
- ・主要事業の進捗管理の仕組みの再構築
- ・市民との協働による総合計画進捗確認
- ・業務のICT化に関する手法の検討、実施
- ・自治体SDGsへの取組みの推進
- ・地方創生の推進に関する取組みの強化

- ・予算編成制度の見直し
- ・財政安定化プランの随時見直し
- ・税収など収入の確保
- ・事業などの見直しによる支出の削減



新規採用職員を対象とした研修①



新規採用職員を対象とした研修②

計画的かつ 効率的な行政経営

②

SDGsのゴール



施策概要

このページは、行政経営の継続的な安定に向けた取組みを掲載しています。質の高い行政サービスの提供や事務事業を実施するために、職員の能力開発や意欲の向上、組織の強化、健全な財政運営に努め、市民が納得できる行政経営を行っています。

前期の主な取組み

- 行財政改革アクションプランに基づき、補助金の見直し、ふるさと寄附の推進、基金の運用を行いました。また、事業の優先順位付け、新規取組の優先順位付けなどにより、事業の取捨選択に取り組むとともに、外部委員による評価の仕組みを導入しました。
- 将来人口の推計に基づき財政需要の変化を予測し、財政安定化プランの見直しを行いました。また、基金の運用や公有財産の売却、ふるさと寄附の推進などをおして、様々な収入確保を行いました。
- 階層別研修[※]やカフェテリア研修[※]、互助会活動などをおして職員の能力向上・職員間の連携強化の場づくりを行いました。また、女性活躍推進法[※]に基づく特定事業主行動計画を定め、女性職員が能力を発揮できる環境整備を行いました。そのほか、任期付職員制度による、専門スキルを持つ人材の活用や、民間企業などと職員の派遣交流を行うことで、行政サービス品質の向上に努めました。

施策区分とその現状・課題

人材の育成・活用と組織力の強化

多様化し、増大する地方自治体の業務量に、現在、限られた人材で対応していかなければならない状況にあり、今後もこの状況は継続していくと考えられます。個々の職員の能力向上と、協働意識の向上により、時代の流れにあわせた効率的な業務の遂行を行う必要があります。専門的人材を含む多様な人材の活用、総合計画を実践するための組織体制の整備にも引き続き取り組んでいかなければいけません。

関連するSDGsのゴール：11,17

取組方針

働き方改革の観点から、職員のワーク・ライフ・バランスの維持を推進するとともに、市民への対応力や協働の意識をより一層高めるため、研修などをおした職員間の連携強化に努め、職員の健康増進・組織の活性化による市民サービスの向上を図ります。また、今後定年延長がなされることも見据え、職員一人ひとりが長くいきいきと働けるよう、キャリア形成の支援を行っていきます。女性活躍推進法に基づく、特定事業主行動計画を定め、女性職員の係長級以上への積極的な登用、職域の拡大、各種研修の実施などにより、昇任意欲の喚起とキャリア形成の支援を行っています。今後さらに、男女を問わず充分に能力を発揮できる環境の実現に向けた取組みを強化していきます。また、効率的な行政サービスを継続して実施するため、職員の技術力の継承や育成を図りながら、任用制度を含め、民間企業からの派遣、再任用職員や会計年度任用職員[※]など多様な任用、勤務形態を活用していきます。将来を見据えた行政経営の推進や総合計画の実践に向け、業務のICT化なども含めた機能的かつ戦略的な組織改編などに取り組み、組織力を強化していきます。

戦略的取組

- 協働
 - ・市民や関係団体と協働して、将来を見据えた施策や事業の評価を行います。

主な取組事業

- ・各種職員研修の実施
- ・人事考課[※]など能力向上に向けた人事制度の強化
- ・職員の自己啓発への支援の強化
- ・多様な人材の活用
- ・戦略的な組織改編と人事異動
- ・主管課[※]制度の再編と強化

第2次宗像市総合計画 後期基本計画

(資料編 ①)

第2次宗像市総合計画基本構想

第1章 | 目指す将来の姿

1 節

将来像

総合計画で掲げる将来像とは、市民憲章の理念を踏まえ、平成27年度から平成36年度までの10年間にわたる本市の目指すべき姿を表現したものです。

将来像

ときと紡ぎ
躍動するまち

将来像の考え方

人・まち・自然が共生するまち

“人^{*}とまちとの共生”とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していることを言います。

“人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心和む景観や「山の幸」、「海の幸」といった恵みを与えられていることを言います。

“まちと自然との共生”とは、海、川、山、田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していることを言います。

宗像市は、まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指します。

人がつながり躍動するまち

人がつながることは、市内・市外にかかわらず、人と人が対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させていきます。

本市は、アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市両政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道3号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を活かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させます。

宗像市は、市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指します。

歴史文化を継ぎ育むまち

本市には、二千年にわたる歴史があり、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた歴史文化があります。それらの歴史文化は、世代を超えた共有の財産でもあります。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいきます。

さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していきます。宗像市は、貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指します。

みんなの思い【ワークショップでの意見や提案】

想像力 宗像力 創造力

● 釣川さくらプロジェクト

少ない予算で中途半端な事業をいくつか行うよりも、市内全土に「花」をたくさん植え、宗像といたら花の街と言われるくらいにしたい。

● 自然があるところはある、都市としても栄えてこの二つのバランスが良い。

● なんだかいつもほっとする～つながる・あふれる共育のまち～

まちの自然を残しながら、いろいろな人と交流し、人とまちが共に育ってほしい。

● いろいろな地域で活動している人同士がつながる。

別冊「みんなの意見集」から抜粋

2 節 将来人口

本市は、昭和30～40年代の大型団地開発を背景として順調に人口が増加し、住宅都市として発展してきました。

しかし、平成24年に行ったコーホート要因法※を用いた将来人口の推計では、平成24年をピークに人口が減少していく結果となりました。将来人口の推計時(平成24年)と比較すると、第2次宗像市総合計画の計画期間が終了する平成36年度末には約3,000人の人口減少という推計結果となり、本市においても人口減少に転じると見込

まれます。

また、高齢化率は上昇の一途をたどり、平成24年で23.2%であった高齢化率は、平成37年には30%を超えるという推計結果となっています。

平成22年の国勢調査による人口と平成37年の推計人口を比較した場合、0～4歳及び20～34歳の減少幅は大きく、逆に70～79歳の増加幅は大きくなっており、少子高齢化及び生産年齢人口の減少が大きく影響していると言えます(表、図1～3)。

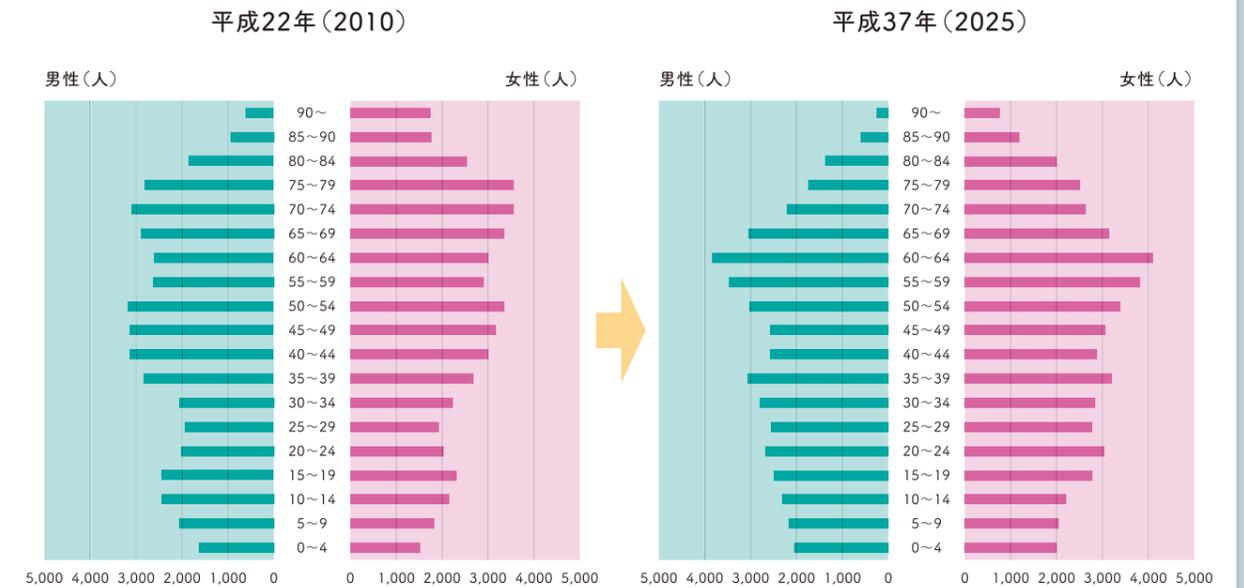


図3 人口ピラミッド(推計値)

資料:宗像市経営企画課 将来推計人口2012年3月

将来推計人口どおりに高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が続いた場合には、空き家や空き地が増加することによる住環境の悪化、地域の住民活動の停滞、集落維持の困難などの問題が予想されます。また、高齢者人口の増加による医療費や介護保険の給付の増加に、生産年齢人口

の減少による税収減少が加わり、行政サービスを維持することが困難になることや、地域経済への影響も懸念されます。

これらの問題や課題の抑止に努め、住みよいまちづくりを目指すため、この10年間は、現在の人口96,000人の維持を目指していきます。

人口 3月31日	総人口	年少者人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢者人口(65歳以上)	
				うち後期高齢者人口 (75歳以上)	
平成24年 【総人口比】	95,996	13,120 【13.7%】	60,569 【63.1%】	22,307 【23.2%】	11,025 【11.5%】
平成37年 【総人口比】 (対24年比)	92,987 (▲3,009)	11,643 【12.5%】 (▲1,477)	52,609 【56.6%】 (▲7,960)	28,735 【30.9%】 (6,428)	15,815 【17.0%】 (4,790)

(単位:人)

表 人口の推移

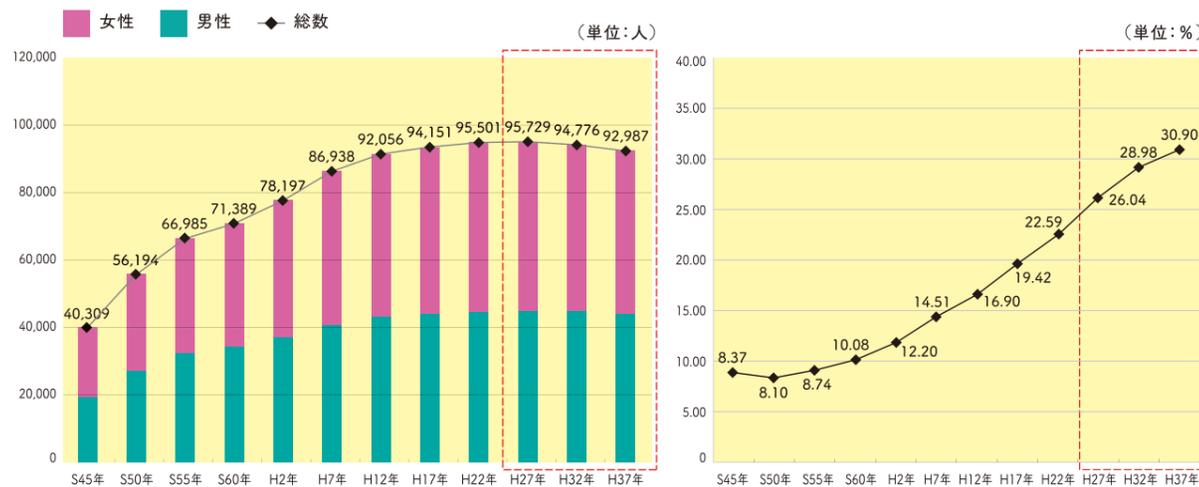


図1 男女構成別の人口の推移

図2 高齢化率の推移

みんなの思い [ワークショップでの意見や提案]



- 宗像人口急増!!
- 宗像の出生率2.5人を目指す!
- もっと若者の人口を増やす。
- 宗像の空き家が残りわずか!住んで都!
- 高齢化の現状から目を背けてはならない。
- 子どもをもっと産むべき!
- 人口を増やすのではなく、減らさないことが大切である。

別冊「みんなの意見集」から抜粋

第2章 | 基本方針

1 節

将来像の実現を目指して

少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化及び高度化など、社会情勢の急激な変化のなかで、本市のまちづくりは大きな転換期を迎えています。以前のような飛躍的な人口増加が期待できないなか、第2次宗像市総合計画の計画期間は、これまでのまちづくりを踏まえ、将来に向けたまちづくりの礎を築く10年です。

本市が掲げる将来像「ときを紡ぎ 躍動するまち」を実現していくためには、行政活動に加え、「市民や企業*などによる活動の拡大」、「相互連携や協働の拡充」が今以上に重要となってきます。そのため、市民活動、行政活動、企業活動の量的増加や質的向上、付加価値の創造に向けた取組みを推進していきます。

2 節

安全で安心なまちを 基盤として展開する 「まちの成長」と「まちの成熟」

市民が安心して日々の生活を送るためには、安全で安心なまちの環境を整備することが何よりも優先されるべきであり、このことは、まちづくりの原点ともいえます。「安全で安心なまち」とは、そこに暮らしている市民だけでなく、本市を訪れる人もそう思うことができるまちであり、「安全で安心なまち」の基盤があって初めてまちづくりを進めることができます。

そのため、「安全で安心なまち」をまちづくりの基盤とし、防災、防犯、交通安全に対する取組みを引き続き進めながら、量的増加を伴う取組みを「まちの成長」、質的向上及び付加価値の創造を伴う取組みを「まちの成熟」と位置づけ、今後10年間のまちづくりを進めていきます。



図4 「まちづくりの基盤」と「まちの成長、まちの成熟」との関係

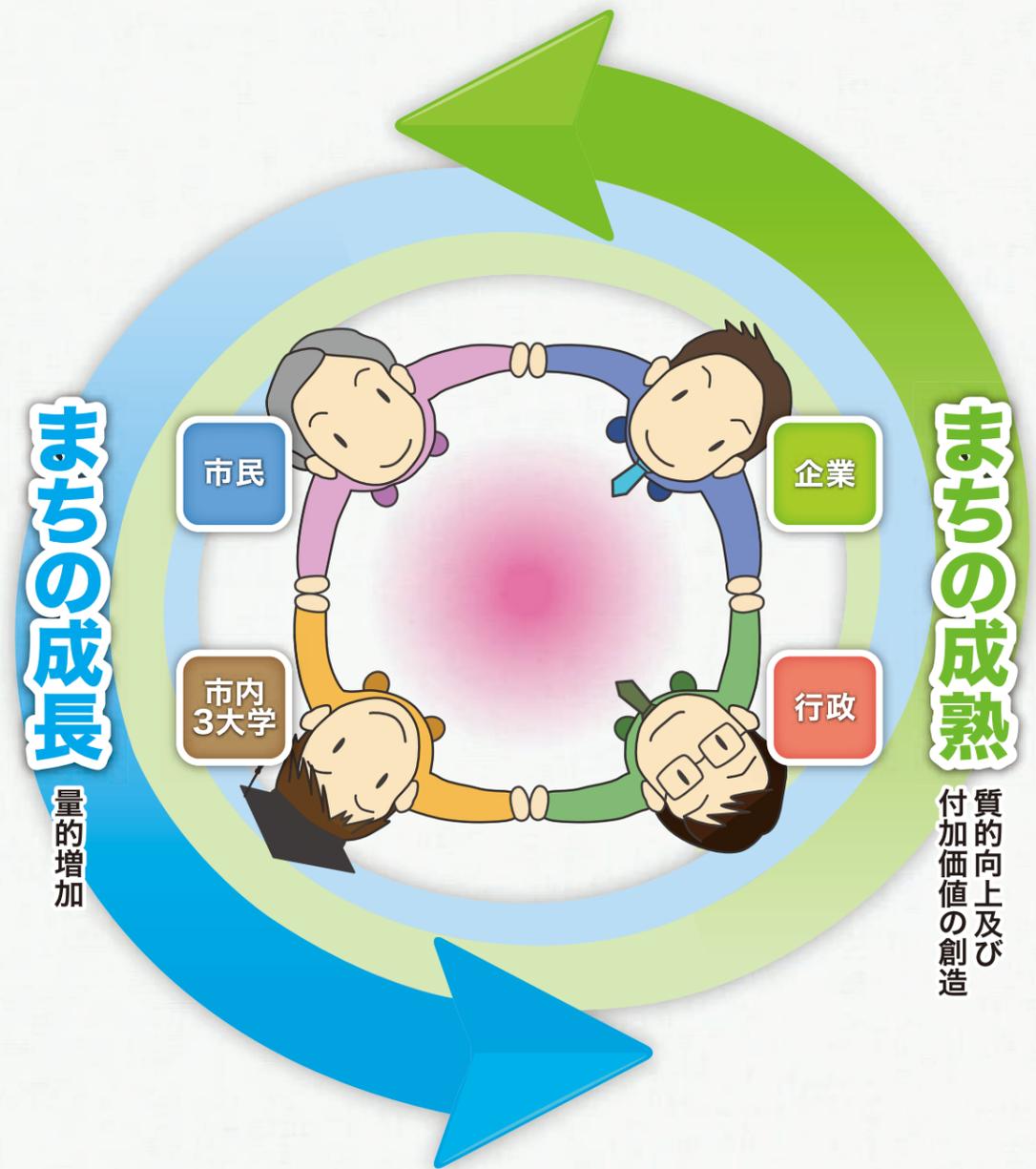


図5 連携によるまちの活性化のイメージ

まちづくりを構成している市民活動、企業活動、行政活動がそれぞれ連携するだけでなく、市内3大学を介した連携を行っていくことで、「まちの成長」が「まちの成熟」を促し、さらに「まちの成熟」が「まちの成長」を促すことにつながり、それぞれの活動がより活性化されることが期待されます。それらが渦を描くように大きくなっていくことで、まちはさらなる発展を遂げていきます。

※については、巻末の語句解説集を参照してください。

まちの成長



まちの成長とは、「量的増加」を目指すものです。まちづくりは、市民活動、企業活動、行政活動で構成されています。それぞれの活動については、その量を増加させることで、まちの成長を目指していきます。

市民活動において、市内で地域活動を行う市民や団体が増加することは、より自律*したまちへとつながっていきます。

企業活動において、市内で活動を行う企業及び起業が増加することや、市民活動などから新たな

な起業が生まれることは、活気あふれるまちへとつながっていきます。

行政活動において、他自治体などの広域連携や市民活動及び企業活動に対する支援が拡大することは、暮らしやすいまちへとつながっていきます。

また、それぞれの活動において、市内3大学とも連携しながら、自律し、活気あふれ、暮らしやすいまちを目指すことで、持続可能な元気なまちづくりへとつながっていきます。



みんなの思い【ワークショップでの意見や提案】



- 無限に広がる 仲間たち 活気づく 楽しい街
- 宗像の企業は若者の就業先No.1
- 子育てボランティア団体が多い。
- もっとお店を増やしたい。
- 宗像市役所だけでなく、他の市役所と連携することで実現可能なこともある。

別冊「みんなの意見集」から抜粋

まちの成熟



まちの成熟とは、「質的向上」と「付加価値の創造」を目指すものです。

市民活動、企業活動、行政活動が相互に連携することで、新たに付加価値が創造され、まち全体の質の向上を目指していきます。

市民活動において、活動の質が向上することは地域活動が活発化し、自律したまちへとつながっていきます。

企業活動において、活動の質が向上することは地域産業や地域経済が活性化し、活気あふれるま

ちへとつながっていきます。

行政活動において、活動の質が向上することは質の高いサービスを引き続き提供することができ、暮らしやすいまちへとつながっていきます。

また、それぞれの活動において、市内3大学とも連携しながら、自律し、活気あふれ、暮らしやすいまちを目指すことで、持続可能な元気なまちづくりへとつながっていきます。



みんなの思い【ワークショップでの意見や提案】



- つながりを深めることで地域が活気づく。
- 市内3大学と連携し、特産物を加えることで付加価値をつけて販売する。
- 将来を担う子どもの利益を考え、質の高い教育を提供する。
- 一人ひとりが生産力や能力を身に付ける。
- これからのまちづくりは、事業の熟度をあげる必要がある。

別冊「みんなの意見集」から抜粋

本市には豊かな自然や歴史、文化、住環境、コミュニティ、市内3大学などの大切な資源が多くあります。この資源は、一度失うと取り戻すことは決して容易ではなく、まちは徐々にその魅力や活動する力を失い、将来においてまちの衰退にもつながり兼ねません。この大切な資源を失うことなく“次世代に引き継ぐ”という意識を持ちながら、次の4つの柱を将来像実現のために政策として展開していきます。

- 政策① 元気を育むまちづくり 政策② 賑わいのあるまちづくり
 政策③ 調和のとれたまちづくり 政策④ みんなで取り組むまちづくり

これらの政策を実現するにあたっては、基本方針に掲げている「まちの成長」と「まちの成熟」を踏まえた取組みを実施していくことが必要です。この「まちの成長」と「まちの成熟」への取組みとして、交流人口の増加、定住人口の増加、宗像の魅力（まちの魅力や人の魅力）の向上に取り組んでいきます。

元気

子育て・教育・健康福祉など



賑わい

産業振興・歴史文化・スポーツなど



調和

安全安心・環境・都市基盤など



みんな

コミュニティ・市民活動・行財政基盤など



図6 まちづくりの柱の関係性イメージ

総合計画に掲げる各施策を展開するうえで、常に意識しなければならない視点や積極的かつ戦略的に取り組むべき事項を示したものです。

1 節 協働の推進

①「協働」推進の必要性

本市は、古より交通や文化の要衝として、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちであり、協働の精神が脈々と受け継がれてきました。近年では昭和50年代ごろから市民活動団体の組織化がみられ、都市の成長にあわせて活動の活発化と広がりを見せてきました。コミュニティ施策に取り組んで18年が経過しました。その結果、各地区での住民主体による地域自治は、市内全域に浸透し、定着してきています。加えて、近年大学や企業でも地域貢献に注力してお

り、学外や社外へ向けた取組みが進展しつつあります。このようななか、本市では、平成17年に策定した「第1次宗像市総合計画」、平成18年に制定した「市民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を基に、各施策に協働の理念を反映させ、「協働のまちづくり」を進めるとともに、他市町村に先駆けて市民活動団体やコミュニティ運営協議会などとの連携を図り、協働の推進に取り組んできました。今後も協働の理念を基本として、さらなる協働によるまちづくりを推進していきます。

②推進の取組み

市民ニーズの多様化などによって、今後は、行政サービスも拡大し、行政だけでは適切な対応ができない状況が増加していくことが想定されます。そのため、市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業、行政が対等な関係で、互いの特性や能力を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。第2次宗像市総合計画においても、

これまで築いてきた「協働のまちづくり」を引き継ぎ、進めていきます。また、協働の推進については、「都市経営」の視点を市民等と共有しながら、「協働の推進」に大きな役割を果たしている市民活動団体やコミュニティ運営協議会などとの相互連携を拡充し、今まで以上に協働への取組みを強化していきます。

みんなの思い 【ワークショップでの意見や提案】

想像力

宗像力

創造力

- 子ども、若者、シニア世代の人たちがつながり、生き生きとして住みやすい宗像市になるべき。
- 自律し、地縁を大切に市民が単身でも心豊かに暮らせるまちが素晴らしい。
- 地域の「絆」を再構築し、地域の密なつながりのあるまちを目指す。
- つながることができる場をつくる。
- 他人任せではなく自主的に日常生活にアプローチし、住民生活に役立つ取組みを行う。

別冊「みんなの意見集」から抜粋

第2次宗像市総合計画 後期基本計画

(資料編 ②)

SDGsのゴールとターゲット

出典：総務省ホームページ



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

End poverty in all its forms everywhere

ターゲット	指標(仮訳)
<p>1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 By 2030, eradicate extreme poverty for all people everywhere, currently measured as people living on less than \$1.25 a day</p>	<p>1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション(都市/地方)別) Proportion of population below the international poverty line, by sex, age, employment status and geographical location (urban/rural)</p>
<p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。 By 2030, reduce at least by half the proportion of men, women and children of all ages living in poverty in all its dimensions according to national definitions</p>	<p>1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢別) Proportion of population living below the national poverty line, by sex and age</p> <p>1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合(全年齢) Proportion of men, women and children of all ages living in poverty in all its dimensions according to national definitions</p>
<p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 Implement nationally appropriate social protection systems and measures for all, including floors, and by 2030 achieve substantial coverage of the poor and the vulnerable</p>	<p>1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別) Proportion of population covered by social protection floors/systems, by sex, distinguishing children, unemployed persons, older persons, persons with disabilities, pregnant women, newborns, work-injury victims and the poor and the vulnerable</p>
<p>1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 By 2030, ensure that all men and women, in particular the poor and the vulnerable, have equal rights to economic resources, as well as access to basic services, ownership and control over land and other forms of property, inheritance, natural resources, appropriate new technology and financial services, including microfinance</p>	<p>1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合 Proportion of population living in households with access to basic services</p> <p>1.4.2 (a)土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有している全成人の割合(性別、保有の種類別) (b)土地の権利が安全であると認識している全成人の割合(性別、保有の種類別) Proportion of total adult population with secure tenure rights to land, (a)with legally recognized documentation and (b)who perceive their rights to land as secure, by sex and by type of tenure</p>
<p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 By 2030, build the resilience of the poor and those in vulnerable situations and reduce their exposure and vulnerability to climate-related extreme events and other economic, social and environmental shocks and disasters</p>	<p>1.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 (指標11.5.1及び13.1.1と同一指標) Number of deaths, missing persons and directly affected persons attributed to disasters per 100,000 population (repeat of 11.5.1 and 13.1.1)</p> <p>1.5.2 グローバルGDPに関する災害による直接的経済損失 Direct economic loss attributed to disasters in relation to global gross domestic product (GDP)</p> <p>1.5.3 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 (指標11.b.1及び13.1.2と同一指標) Number of countries that adopt and implement national disaster risk reduction strategies in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030 (repeat of 11.b.1 and 13.1.2)</p> <p>1.5.4 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 (指標11.b.2及び13.1.3と同一指標) Proportion of local governments that adopt and implement local disaster risk reduction strategies in line with national disaster risk reduction strategies (repeat of 11.b.2 and 13.1.3)</p>

<p>1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。 Ensure significant mobilization of resources from a variety of sources, including through enhanced development cooperation, in order to provide adequate and predictable means for developing countries, in particular least developed countries, to implement programmes and policies to end poverty in all its dimensions</p>	<p>1.a.1 政府によって貧困削減計画に直接割り当てられた国内で生み出された資源の割合 Proportion of domestically generated resources allocated by the government directly to poverty reduction programmes</p> <p>1.a.2 総政府支出額に占める、必要不可欠なサービス(教育、健康、及び社会的な保護)への政府支出総額の割合 Proportion of total government spending on essential services (education, health and social protection)</p> <p>1.a.3 貧困削減計画に直接割り当てられた助成金及び非譲渡債権の割合(GDP比) Sum of total grants and non-debt creating inflows directly allocated to poverty reduction programmes as a proportion of GDP</p>
<p>1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 Create sound policy frameworks at the national, regional and international levels, based on pro-poor and gender-sensitive development strategies, to support accelerated investment in poverty eradication actions</p>	<p>1.b.1 女性、貧困層及び脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資 Proportion of government recurrent and capital spending to sectors that disproportionately benefit women, the poor and vulnerable groups</p>



ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

ターゲット	指標（仮訳）
<p>2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>By 2030, end hunger and ensure access by all people, in particular the poor and people in vulnerable situations, including infants, to safe, nutritious and sufficient food all year round</p>	<p>2.1.1 栄養不足蔓延率(PoU) Prevalence of undernourishment</p>
	<p>2.1.2 食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重度な食料不安の蔓延度 Prevalence of moderate or severe food insecurity in the population, based on the Food Insecurity Experience Scale (FIES)</p>
<p>2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。</p> <p>By 2030, end all forms of malnutrition, including achieving, by 2025, the internationally agreed targets on stunting and wasting in children under 5 years of age, and address the nutritional needs of adolescent girls, pregnant and lactating women and older persons</p>	<p>2.2.1 5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度(WHO子ども成長基準で、年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満) Prevalence of stunting (height for age <-2 standard deviation from the median of the World Health Organization (WHO) Child Growth Standards) among children under 5 years of age</p>
	<p>2.2.2 5歳未満の子供の栄養不良の蔓延度(WHOの子ども成長基準で、身長に対する体重が、中央値から標準偏差+2超又は-2未満)(タイプ別(やせ及び肥満)) Prevalence of malnutrition (weight for height >+2 or <-2 standard deviation from the median of the WHO Child Growth Standards) among children under 5 years of age, by type (wasting and overweight)</p>
<p>2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>By 2030, double the agricultural productivity and incomes of small-scale food producers, in particular women, indigenous peoples, family farmers, pastoralists and fishers, including through secure and equal access to land, other productive resources and inputs, knowledge, financial services, markets and opportunities for value addition and non-farm employment</p>	<p>2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額 Volume of production per labour unit by classes of farming/pastoral/forestry enterprise size</p>
	<p>2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入(性別、先住民・非先住民の別) Average income of small-scale food producers, by sex and indigenous status</p>
<p>2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。</p> <p>By 2030, ensure sustainable food production systems and implement resilient agricultural practices that increase productivity and production, that help maintain ecosystems, that strengthen capacity for adaptation to climate change, extreme weather, drought, flooding and other disasters and that progressively improve land and soil quality</p>	<p>2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合 Proportion of agricultural area under productive and sustainable agriculture</p>

<p>2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。</p> <p>By 2020, maintain the genetic diversity of seeds, cultivated plants and farmed and domesticated animals and their related wild species, including through soundly managed and diversified seed and plant banks at the national, regional and international levels, and promote access to and fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of genetic resources and associated traditional knowledge, as internationally agreed</p>	<p>2.5.1 中期又は長期保存施設に保存されている食料及び農業のための植物及び動物の遺伝資源の数</p> <p>Number of plant and animal genetic resources for food and agriculture secured in either medium or long-term conservation facilities</p>
<p>2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。</p> <p>Increase investment, including through enhanced international cooperation, in rural infrastructure, agricultural research and extension services, technology development and plant and livestock gene banks in order to enhance agricultural productive capacity in developing countries, in particular least developed countries</p>	<p>2.5.2 絶滅の危機にある、絶滅の危機にはない、又は、不明というレベルごとに分類された在来種の割合</p> <p>Proportion of local breeds classified as being at risk, not-at-risk or at unknown level of risk of extinction</p>
<p>2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。</p> <p>Correct and prevent trade restrictions and distortions in world agricultural markets, including through the parallel elimination of all forms of agricultural export subsidies and all export measures with equivalent effect, in accordance with the mandate of the Doha Development Round</p>	<p>2.a.1 政府支出における農業指向指数</p> <p>The agriculture orientation index for government expenditures</p> <p>2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ(ODA及び他の公的支援の流れ)</p> <p>Total official flows (official development assistance plus other official flows) to the agriculture sector</p>
<p>2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。</p> <p>Adopt measures to ensure the proper functioning of food commodity markets and their derivatives and facilitate timely access to market information, including on food reserves, in order to help limit extreme food price volatility</p>	<p>2.b.1 農業輸出補助金</p> <p>Agricultural export subsidies</p> <p>2.c.1 食料価格の変動指数(IFPA)</p> <p>Indicator of food price anomalies</p>



最終更新日：2019年8月

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

ターゲット	指標(仮訳)
3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。 By 2030, reduce the global maternal mortality ratio to less than 70 per 100,000 live births	3.1.1 妊産婦死亡率 Maternal mortality ratio
	3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産の割合 Proportion of births attended by skilled health personnel
3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 By 2030, end preventable deaths of newborns and children under 5 years of age, with all countries aiming to reduce neonatal mortality to at least as low as 12 per 1,000 live births and under 5 mortality to at least as low as 25 per 1,000 live births	3.2.1 5歳未満児死亡率 Under-five mortality rate
	3.2.2 新生児死亡率 Neonatal mortality rate
3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 By 2030, end the epidemics of AIDS, tuberculosis, malaria and neglected tropical diseases and combat hepatitis, water-borne diseases and other communicable diseases	3.3.1 非感染者1,000人当たりの新規HIV感染者数(性別、年齢及び主要層別) Number of new HIV infections per 1,000 uninfected population, by sex, age and key populations
	3.3.2 10万人当たりの結核感染者数 Tuberculosis incidence per 100,000 population
	3.3.3 1,000人当たりのマラリア感染者数 Malaria incidence per 1,000 population
	3.3.4 10万人当たりのB型肝炎感染者数 Hepatitis B incidence per 100,000 population
	3.3.5 「顧みられない熱帯病」(NTDs)に対して介入を必要としている人々の数 Number of people requiring interventions against neglected tropical diseases
3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて三分の一減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 By 2030, reduce by one third premature mortality from non-communicable diseases through prevention and treatment and promote mental health and well-being	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率 Mortality rate attributed to cardiovascular disease, cancer, diabetes or chronic respiratory disease
	3.4.2 自殺率 Suicide mortality rate
3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 Strengthen the prevention and treatment of substance abuse, including narcotic drug abuse and harmful use of alcohol	3.5.1 物質使用障害に対する治療介入(薬理的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス)の適用範囲 Coverage of treatment interventions (pharmacological, psychosocial and rehabilitation and aftercare services) for substance use disorders
	3.5.2 1年間(暦年)の純アルコール量における、(15歳以上の)1人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用(0) Harmful use of alcohol, defined according to the national context as alcohol per capita consumption (aged 15 years and older) within a calendar year in litres of pure alcohol
3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 By 2020, halve the number of global deaths and injuries from road traffic accidents	3.6.1 道路交通事故による死亡率 Death rate due to road traffic injuries

<p>3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 By 2030, ensure universal access to sexual and reproductive health-care services, including for family planning, information and education, and the integration of reproductive health into national strategies and programmes</p>	<p>3.7.1 近代的手法によって、家族計画についての自らの要望が満たされている出産可能年齢(15~49歳)にある女性の割合 Proportion of women of reproductive age (aged 15-49 years) who have their need for family planning satisfied with modern methods</p> <p>3.7.2 女性1,000人当たりの青年期(10~14歳;15~19歳)の出生率 Adolescent birth rate (aged 10-14 years; aged 15-19 years) per 1,000 women in that age group</p>
<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 Achieve universal health coverage, including financial risk protection, access to quality essential health-care services and access to safe, effective, quality and affordable essential medicines and vaccines for all</p>	<p>3.8.1 必要不可欠な保健サービスのカバー率(一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、感染性疾患、非感染性疾患、サービス能力とアクセスを含む追跡可能な介入を基にした必要不可欠なサービスの平均的なカバー率と定義) Coverage of essential health services (defined as the average coverage of essential services based on tracer interventions that include reproductive, maternal, newborn and child health, infectious diseases, non-communicable diseases and service capacity and access, among the general and the most disadvantaged population)</p> <p>3.8.2 家計の支出又は所得に占める健康関連支出が大きい人口の割合 Proportion of population with large household expenditures on health as a share of total household expenditure or income</p>
<p>3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 By 2030, substantially reduce the number of deaths and illnesses from hazardous chemicals and air, water and soil pollution and contamination</p>	<p>3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率 Mortality rate attributed to household and ambient air pollution</p> <p>3.9.2 安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではないWASH(基本的な水と衛生)にさらされていること)による死亡率 Mortality rate attributed to unsafe water, unsafe sanitation and lack of hygiene (exposure to unsafe Water, Sanitation and Hygiene for All (WASH) services)</p> <p>3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率 Mortality rate attributed to unintentional poisoning</p>
<p>3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 Strengthen the implementation of the World Health Organization Framework Convention on Tobacco Control in all countries, as appropriate</p>	<p>3.a.1 15歳以上の現在の喫煙率(年齢調整されたもの) Age-standardized prevalence of current tobacco use among persons aged 15 years and older</p>
<p>3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 Support the research and development of vaccines and medicines for the communicable and non-communicable diseases that primarily affect developing countries, provide access to affordable essential medicines and vaccines, in accordance with the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health, which affirms the right of developing countries to use to the full the provisions in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights regarding flexibilities to protect public health, and, in particular, provide access to medicines for all</p>	<p>3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合 Proportion of the target population covered by all vaccines included in their national programme</p> <p>3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値 Total net official development assistance to medical research and basic health sectors</p> <p>3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品コアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合 Proportion of health facilities that have a core set of relevant essential medicines available and affordable on a sustainable basis</p>
<p>3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 Substantially increase health financing and the recruitment, development, training and retention of the health workforce in developing countries, especially in least developed countries and small island developing States</p>	<p>3.c.1 医療従事者の密度と分布 Health worker density and distribution</p>
<p>3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 Strengthen the capacity of all countries, in particular developing countries, for early warning, risk reduction and management of national and global health risks</p>	<p>3.d.1 国際保健規則(IHR)キャパシティと健康危機への備え International Health Regulations (IHR) capacity and health emergency preparedness</p>



最終更新日：2019年8月

仮訳

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

ターゲット	指標(仮訳)
<p>4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 By 2030, ensure that all girls and boys complete free, equitable and quality primary and secondary education leading to relevant and effective learning outcomes</p>	<p>4.1.1 (i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと) (a)2～3学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時 Proportion of children and young people: (a) in grades 2/3; (b) at the end of primary; and (c) at the end of lower secondary achieving at least a minimum proficiency level in (i) reading and (ii) mathematics, by sex</p>
<p>4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 By 2030, ensure that all girls and boys have access to quality early childhood development, care and pre-primary education so that they are ready for primary education</p>	<p>4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している5歳未満の子供の割合(性別ごと) Proportion of children under 5 years of age who are developmentally on track in health, learning and psychosocial well-being, by sex</p>
	<p>4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の時点で)体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと) Participation rate in organized learning (one year before the official primary entry age), by sex</p>
<p>4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 By 2030, ensure equal access for all women and men to affordable and quality technical, vocational and tertiary education, including university</p>	<p>4.3.1 過去12か月に学校教育や学校教育以外の教育に参加している若者又は成人の割合(性別ごと) Participation rate of youth and adults in formal and non-formal education and training in the previous 12 months, by sex</p>
<p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 By 2030, substantially increase the number of youth and adults who have relevant skills, including technical and vocational skills, for employment, decent jobs and entrepreneurship</p>	<p>4.4.1 ICTスキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別) Proportion of youth and adults with information and communications technology (ICT) skills, by type of skill</p>
<p>4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 By 2030, eliminate gender disparities in education and ensure equal access to all levels of education and vocational training for the vulnerable, including persons with disabilities, indigenous peoples and children in vulnerable situations</p>	<p>4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指標のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、障害状況、先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ) Parity indices (female/male, rural/urban, bottom/top wealth quintile and others such as disability status, indigenous peoples and conflict-affected, as data become available) for all education indicators on this list that can be disaggregated</p>
<p>4.6 2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 By 2030, ensure that all youth and a substantial proportion of adults, both men and women, achieve literacy and numeracy</p>	<p>4.6.1 実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口割合(性別ごと) Proportion of population in a given age group achieving at least a fixed level of proficiency in functional (a) literacy and (b) numeracy skills, by sex</p>

<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 By 2030, ensure that all learners acquire the knowledge and skills needed to promote sustainable development, including, among others, through education for sustainable development and sustainable lifestyles, human rights, gender equality, promotion of a culture of peace and non-violence, global citizenship and appreciation of cultural diversity and of culture's contribution to sustainable development</p>	<p>4.7.1 ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル Extent to which (i) global citizenship education and (ii) education for sustainable development, including gender equality and human rights, are mainstreamed at all levels in (a) national education policies, (b) curricula, (c) teacher education and (d) student assessment</p>
<p>4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 Build and upgrade education facilities that are child, disability and gender sensitive and provide safe, non-violent, inclusive and effective learning environments for all</p>	<p>4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な設備・教材、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い施設(WASH指標の定義別) Proportion of schools with access to: (a) electricity; (b) the Internet for pedagogical purposes; (c) computers for pedagogical purposes; (d) adapted infrastructure and materials for students with disabilities; (e) basic drinking water; (f) single-sex basic sanitation facilities; and (g) basic handwashing facilities (as per the WASH indicator definitions)</p>
<p>4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 By 2020, substantially expand globally the number of scholarships available to developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and African countries, for enrolment in higher education, including vocational training and information and communications technology, technical, engineering and scientific programmes, in developed countries and other developing countries</p>	<p>4.b.1 奨学金のためのODAフローの量(部門と研究タイプ別) Volume of official development assistance flows for scholarships by sector and type of study</p>
<p>4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。 By 2030, substantially increase the supply of qualified teachers, including through international cooperation for teacher training in developing countries, especially least developed countries and small island developing States</p>	<p>4.c.1 各国における適切なレベルでの教育を行うために、最低限度化された養成研修あるいは現職研修(例:教授法研修)を受けた(a)就学前教育、(b)初等教育、(c)前期中等教育、(d)後期中等教育に従事する教員の割合 Proportion of teachers in: (a) pre-primary; (b) primary; (c) lower secondary; and (d) upper secondary education who have received at least the minimum organized teacher training (e.g. pedagogical training) pre-service or in-service required for teaching at the relevant level in a given country</p>



ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

Achieve gender equality and empower all women and girls

ターゲット	指標(仮訳)
<p>5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 End all forms of discrimination against all women and girls everywhere</p>	<p>5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか Whether or not legal frameworks are in place to promote, enforce and monitor equality and non-discrimination on the basis of sex</p>
<p>5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 Eliminate all forms of violence against all women and girls in the public and private spheres, including trafficking and sexual and other types of exploitation</p>	<p>5.2.1 これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合(暴力の形態、年齢別) Proportion of ever-partnered women and girls aged 15 years and older subjected to physical, sexual or psychological violence by a current or former intimate partner, in the previous 12 months, by form of violence and by age</p> <p>5.2.2 過去12か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合(年齢、発生場所別) Proportion of women and girls aged 15 years and older subjected to sexual violence by persons other than an intimate partner, in the previous 12 months, by age and place of occurrence</p>
<p>5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 Eliminate all harmful practices, such as child, early and forced marriage and female genital mutilation</p>	<p>5.3.1 15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合 Proportion of women aged 20–24 years who were married or in a union before age 15 and before age 18</p> <p>5.3.2 女性性器切除を受けた15歳～49歳の少女や女性の割合(年齢別) Proportion of girls and women aged 15–49 years who have undergone female genital mutilation/cutting, by age</p>
<p>5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 Recognize and value unpaid care and domestic work through the provision of public services, infrastructure and social protection policies and the promotion of shared responsibility within the household and the family as nationally appropriate</p>	<p>5.4.1 無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合(性別、年齢、場所別) Proportion of time spent on unpaid domestic and care work, by sex, age and location</p>
<p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 Ensure women's full and effective participation and equal opportunities for leadership at all levels of decision-making in political, economic and public life</p>	<p>5.5.1 国会及び地方議会において女性が占める議席の割合 Proportion of seats held by women in (a) national parliaments and (b) local governments</p> <p>5.5.2 管理職に占める女性の割合 Proportion of women in managerial positions</p>
<p>5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 Ensure universal access to sexual and reproductive health and reproductive rights as agreed in accordance with the Programme of Action of the International Conference on Population and Development and the Beijing Platform for Action and the outcome documents of their review conferences</p>	<p>5.6.1 性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳～49歳の女性の割合 Proportion of women aged 15–49 years who make their own informed decisions regarding sexual relations, contraceptive use and reproductive health care</p> <p>5.6.2 15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数 Number of countries with laws and regulations that guarantee full and equal access to women and men aged 15 years and older to sexual and reproductive health care, information and education</p>

<p>5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 Undertake reforms to give women equal rights to economic resources, as well as access to ownership and control over land and other forms of property, financial services, inheritance and natural resources, in accordance with national laws</p>	<p>5.a.1 (a)農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合(性別ごと) (b)農地所有者又は権利者における女性の割合(所有条件別) (a) Proportion of total agricultural population with ownership or secure rights over agricultural land, by sex; and (b) share of women among owners or rights-bearers of agricultural land, by type of tenure</p> <p>5.a.2 土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組(慣習法を含む)を有する国の割合 Proportion of countries where the legal framework (including customary law) guarantees women's equal rights to land ownership and/or control</p>
<p>5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 Enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology, to promote the empowerment of women</p>	<p>5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合(性別ごと) Proportion of individuals who own a mobile telephone, by sex</p>
<p>5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 Adopt and strengthen sound policies and enforceable legislation for the promotion of gender equality and the empowerment of all women and girls at all levels</p>	<p>5.c.1 ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合 Proportion of countries with systems to track and make public allocations for gender equality and women's empowerment</p>



ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all

ターゲット	指標(仮訳)
<p>6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。 By 2030, achieve universal and equitable access to safe and affordable drinking water for all</p>	<p>6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合 Proportion of population using safely managed drinking water services</p>
<p>6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 By 2030, achieve access to adequate and equitable sanitation and hygiene for all and end open defecation, paying special attention to the needs of women and girls and those in vulnerable situations</p>	<p>6.2.1 (a)安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合、(b)石けんや水のある手洗い場を利用する人口の割合 Proportion of population using (a)safely managed sanitation services and (b) a hand-washing facility with soap and water</p>
<p>6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 By 2030, improve water quality by reducing pollution, eliminating dumping and minimizing release of hazardous chemicals and materials, halving the proportion of untreated wastewater and substantially increasing recycling and safe reuse globally</p>	<p>6.3.1 安全に処理された排水の割合 Proportion of wastewater safely treated</p>
	<p>6.3.2 良好な水質を持つ水域の割合 Proportion of bodies of water with good ambient water quality</p>
<p>6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 By 2030, substantially increase water-use efficiency across all sectors and ensure sustainable withdrawals and supply of freshwater to address water scarcity and substantially reduce the number of people suffering from water scarcity</p>	<p>6.4.1 水の利用効率の経時変化 Change in water-use efficiency over time</p>
	<p>6.4.2 水ストレスレベル: 淡水資源量に占める淡水採取量の割合 Level of water stress: freshwater withdrawal as a proportion of available freshwater resources</p>
<p>6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 By 2030, implement integrated water resources management at all levels, including through transboundary cooperation as appropriate</p>	<p>6.5.1 統合水資源管理(IWRM)実施の度合い(0-100) Degree of integrated water resources management implementation (0-100)</p>
	<p>6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合 Proportion of transboundary basin area with an operational arrangement for water cooperation</p>
<p>6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 By 2020, protect and restore water-related ecosystems, including mountains, forests, wetlands, rivers, aquifers and lakes</p>	<p>6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化 Change in the extent of water-related ecosystems over time</p>
<p>6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 By 2030, expand international cooperation and capacity-building support to developing countries in water- and sanitation-related activities and programmes, including water harvesting, desalination, water efficiency, wastewater treatment, recycling and reuse technologies</p>	<p>6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量 Amount of water- and sanitation-related official development assistance that is part of a government coordinated spending plan</p>
<p>6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。 Support and strengthen the participation of local communities in improving water and sanitation management</p>	<p>6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合 Proportion of local administrative units with established and operational policies and procedures for participation of local communities in water and sanitation management</p>



最終更新日：2019年8月

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

ターゲット	指標(仮訳)
<p>7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 By 2030, ensure universal access to affordable, reliable and modern energy services</p>	<p>7.1.1 電気を受電可能な人口比率 Proportion of population with access to electricity</p>
	<p>7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率 Proportion of population with primary reliance on clean fuels and technology</p>
<p>7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 By 2030, increase substantially the share of renewable energy in the global energy mix</p>	<p>7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率 Renewable energy share in the total final energy consumption</p>
<p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 By 2030, double the global rate of improvement in energy efficiency</p>	<p>7.3.1 エネルギー強度(GDP当たりの一次エネルギー) Energy intensity measured in terms of primary energy and GDP</p>
<p>7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 By 2030, enhance international cooperation to facilitate access to clean energy research and technology, including renewable energy, energy efficiency and advanced and cleaner fossil-fuel technology, and promote investment in energy infrastructure and clean energy technology</p>	<p>7.a.1 クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー International financial flows to developing countries in support of clean energy research and development and renewable energy production, including in hybrid systems</p>
<p>7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。 By 2030, expand infrastructure and upgrade technology for supplying modern and sustainable energy services for all in developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their respective programmes of support</p>	<p>7.b.1 持続可能なサービスへのインフラや技術のための財源移行におけるGDPに占めるエネルギー効率への投資(%)及び海外直接投資の総量 Investments in energy efficiency as a proportion of GDP and the amount of foreign direct investment in financial transfer for infrastructure and technology to sustainable development services</p>

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all

ターゲット	指標(仮訳)
<p>8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。 Sustain per capita economic growth in accordance with national circumstances and, in particular, at least 7 per cent gross domestic product growth per annum in the least developed countries</p>	<p>8.1.1 一人当たりの実質GDPの年間成長率 Annual growth rate of real GDP per capita</p>
<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 Achieve higher levels of economic productivity through diversification, technological upgrading and innovation, including through a focus on high-value added and labour-intensive sectors</p>	<p>8.2.1 就業者一人当たりの実質GDPの年間成長率 Annual growth rate of real GDP per employed person</p>
<p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 Promote development-oriented policies that support productive activities, decent job creation, entrepreneurship, creativity and innovation, and encourage the formalization and growth of micro-, small- and medium-sized enterprises, including through access to financial services</p>	<p>8.3.1 農業以外におけるインフォーマル雇用の割合(性別ごと) Proportion of informal employment in non-agriculture employment, by sex</p>
<p>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 Improve progressively, through 2030, global resource efficiency in consumption and production and endeavour to decouple economic growth from environmental degradation, in accordance with the 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production, with developed countries taking the lead</p>	<p>8.4.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たりMF及びGDP当たりのMF (指標12.2.1と同一指標) Material footprint, material footprint per capita, and material footprint per GDP(repeat of 12.2.1)</p>
	<p>8.4.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC (指標12.2.2と同一指標) Domestic material consumption, domestic material consumption per capita, and domestic material consumption per GDP(repeat of 12.2.2)</p>
<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 By 2030, achieve full and productive employment and decent work for all women and men, including for young people and persons with disabilities, and equal pay for work of equal value</p>	<p>8.5.1 女性及び男性労働者の平均時給(職業、年齢、障害者別) Average hourly earnings of female and male employees, by occupation, age and persons with disabilities</p>
	<p>8.5.2 失業率(性別、年齢、障害者別) Unemployment rate, by sex, age and persons with disabilities</p>
<p>8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 By 2020, substantially reduce the proportion of youth not in employment, education or training</p>	<p>8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない15~24歳の若者の割合 Proportion of youth (aged 15-24 years) not in education, employment or training</p>

<p>8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 Take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms</p>	<p>8.7.1 児童労働者(5~17歳)の割合と数(性別、年齢別) Proportion and number of children aged 5-17 years engaged in child labour, by sex and age</p>
<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment</p>	<p>8.8.1 致命的及び非致命的な労働災害の発生率(性別、移住状況別) Frequency rates of fatal and non-fatal occupational injuries, by sex and migrant status</p> <p>8.8.2 国際労働機関(ILO)原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利(結社及び団体交渉の自由)における国内コンプライアンスのレベル(性別、移住状況別) Level of national compliance of labour rights (freedom of association and collective bargaining) based on International Labour Organization (ILO) textual sources and national legislation, by sex and migrant status</p>
<p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 By 2030, devise and implement policies to promote sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products</p>	<p>8.9.1 全GDP及びGDP成長率に占める割合としての観光業の直接GDP Tourism direct GDP as a proportion of total GDP and in growth rate</p> <p>8.9.2 全観光業における従業員数に占める持続可能な観光業の従業員数の割合 Proportion of jobs in sustainable tourism industries out of total tourism jobs</p>
<p>8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。 Strengthen the capacity of domestic financial institutions to encourage and expand access to banking, insurance and financial services for all</p>	<p>8.10.1 成人10万人当たりの商業銀行の支店数及びATM数 (a) Number of commercial bank branches per 100,000 adults and (b) number of automated teller machines (ATMs) per 100,000 adults</p> <p>8.10.2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、又はモバイルマネーサービスを利用する成人(15歳以上)の割合 Proportion of adults (15 years and older) with an account at a bank or other financial institution or with a mobile money service provider</p>
<p>8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。 Increase Aid for Trade support for developing countries, in particular least developed countries, including through the Enhanced Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to Least Developed Countries</p>	<p>8.a.1 貿易のための援助に対するコミットメントや支出 Aid for Trade commitments and disbursements</p>
<p>8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。 By 2020, develop and operationalize a global strategy for youth employment and implement the Global Jobs Pact of the International Labour Organization</p>	<p>8.b.1 国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無 Existence of a developed and operationalized national strategy for youth employment, as a distinct strategy or as part of a national employment strategy</p>

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation

ターゲット	指標(仮訳)
<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。Develop quality, reliable, sustainable and resilient infrastructure, including regional and transborder infrastructure, to support economic development and human well-being, with a focus on affordable and equitable access for all</p>	<p>9.1.1 全季節利用可能な道路の2km圏内に住んでいる地方の人口の割合 Proportion of the rural population who live within 2 km of an all-season road</p>
	<p>9.1.2 旅客と貨物量(交通手段別) Passenger and freight volumes, by mode of transport</p>
<p>9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。Promote inclusive and sustainable industrialization and, by 2030, significantly raise industry's share of employment and gross domestic product, in line with national circumstances, and double its share in least developed countries</p>	<p>9.2.1 GDPに占める製造業付加価値の割合及び一人当たり製造業付加価値 Manufacturing value added as a proportion of GDP and per capita</p>
	<p>9.2.2 全産業就業者数に占める製造業就業者数の割合 Manufacturing employment as a proportion of total employment</p>
<p>9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。Increase the access of small-scale industrial and other enterprises, in particular in developing countries, to financial services, including affordable credit, and their integration into value chains and markets</p>	<p>9.3.1 産業の合計付加価値のうち小規模産業の占める割合 Proportion of small-scale industries in total industry value added</p>
	<p>9.3.2 ローン又は与信枠が設定された小規模製造業の割合 Proportion of small-scale industries with a loan or line of credit</p>
<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。By 2030, upgrade infrastructure and retrofit industries to make them sustainable, with increased resource-use efficiency and greater adoption of clean and environmentally sound technologies and industrial processes, with all countries taking action in accordance with their respective capabilities</p>	<p>9.4.1 付加価値の単位当たりのCO2排出量 CO2 emission per unit of value added</p>
	<p>9.5.1 GDPに占める研究開発への支出 Research and development expenditure as a proportion of GDP</p>
<p>9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。Enhance scientific research, upgrade the technological capabilities of industrial sectors in all countries, in particular developing countries, including, by 2030, encouraging innovation and substantially increasing the number of research and development workers per 1 million people and public and private research and development spending</p>	<p>9.5.2 100万人当たりの研究者(フルタイム相当) Researchers (in full-time equivalent) per million inhabitants</p>
	<p>9.a.1 インフラへの公的国際支援の総額(ODAその他公的フロー) Total official international support (official development assistance plus other official flows) to infrastructure</p>
<p>9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。Facilitate sustainable and resilient infrastructure development in developing countries through enhanced financial, technological and technical support to African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States</p>	<p>9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合 Proportion of medium and high-tech industry value added in total value added</p>
<p>9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。Support domestic technology development, research and innovation in developing countries, including by ensuring a conducive policy environment for, inter alia, industrial diversification and value addition to commodities</p>	<p>9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合(技術別) Proportion of population covered by a mobile network, by technology</p>
<p>9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。Significantly increase access to information and communications technology and strive to provide universal and affordable access to the Internet in least developed countries by 2020</p>	



最終更新日：2019年8月

仮訳

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

Reduce inequality within and among countries

ターゲット	指標(仮訳)
10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 By 2030, progressively achieve and sustain income growth of the bottom 40 per cent of the population at a rate higher than the national average	10.1.1 1人当たりの家計支出又は所得の成長率(人口の下位40%のもの、総人口のもの) Growth rates of household expenditure or income per capita among the bottom 40 per cent of the population and the total population
10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 By 2030, empower and promote the social, economic and political inclusion of all, irrespective of age, sex, disability, race, ethnicity, origin, religion or economic or other status	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合(年齢、性別、障害者別) Proportion of people living below 50 per cent of median income, by sex, age and persons with disabilities
10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 Ensure equal opportunity and reduce inequalities of outcome, including by eliminating discriminatory laws, policies and practices and promoting appropriate legislation, policies and action in this regard	10.3.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去12か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合 Proportion of population reporting having personally felt discriminated against or harassed in the previous 12 months on the basis of a ground of discrimination prohibited under international human rights law(repeat of 16.b.1)
10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 Adopt policies, especially fiscal, wage and social protection policies, and progressively achieve greater equality	10.4.1 賃金及び社会保障給付から成るGDP労働分配率 Labour share of GDP, comprising wages and social protection transfers
10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。 Improve the regulation and monitoring of global financial markets and institutions and strengthen the implementation of such regulations	10.5.1 金融健全性指標 Financial Soundness Indicators
10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。 Ensure enhanced representation and voice for developing countries in decision-making in global international economic and financial institutions in order to deliver more effective, credible, accountable and legitimate institutions	10.6.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合 (指標16.8.1と同一指標) Proportion of members and voting rights of developing countries in international organizations(repeat of 16.8.1)
10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。 Facilitate orderly, safe, regular and responsible migration and mobility of people, including through the implementation of planned and well-managed migration policies	10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ月収に占める、その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって(自ら)負担した費用の割合 Recruitment cost borne by employee as a proportion of monthly income earned in country of destination 10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する移住政策を持つ国の数 Number of countries with migration policies that facilitate orderly, safe, regular and responsible migration and mobility of people
10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。 Implement the principle of special and differential treatment for developing countries, in particular least developed countries, in accordance with World Trade Organization agreements	10.a.1 後開発途上国や開発途上国からの輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目(タリフライン)の割合 Proportion of tariff lines applied to imports from least developed countries and developing countries with zero-tariff
10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。 Encourage official development assistance and financial flows, including foreign direct investment, to States where the need is greatest, in particular least developed countries, African countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their national plans and programmes	10.b.1 開発のためのリソースフローの総額(受援国及び援助国、フローの流れ(例:ODA、外国直接投資、その他)別) Total resource flows for development, by recipient and donor countries and type of flow (e.g. official development assistance, foreign direct investment and other flows)
10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。 By 2030, reduce to less than 3 per cent the transaction costs of migrant remittances and eliminate remittance corridors with costs higher than 5 per cent	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト Remittance costs as a proportion of the amount remitted



最終更新日：2019年8月

仮訳

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable

ターゲット	指標(仮訳)
<p>11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 By 2030, ensure access for all to adequate, safe and affordable housing and basic services and upgrade slums</p>	<p>11.1.1 スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合 Proportion of urban population living in slums, informal settlements or inadequate housing</p>
<p>11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 By 2030, provide access to safe, affordable, accessible and sustainable transport systems for all, improving road safety, notably by expanding public transport, with special attention to the needs of those in vulnerable situations, women, children, persons with disabilities and older persons</p>	<p>11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合(性別、年齢、障害者別) Proportion of population that has convenient access to public transport, by sex, age and persons with disabilities</p>
<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 By 2030, enhance inclusive and sustainable urbanization and capacity for participatory, integrated and sustainable human settlement planning and management in all countries</p>	<p>11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率 Ratio of land consumption rate to population growth rate</p> <p>11.3.2 定期的かつ民主的に運営されている都市計画及び管理に、市民社会が直接参加する仕組みがある都市の割合 Proportion of cities with a direct participation structure of civil society in urban planning and management that operate regularly and democratically</p>
<p>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 Strengthen efforts to protect and safeguard the world's cultural and natural heritage</p>	<p>11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額(公的部門、民間部門)(遺産のタイプ別(文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの)、政府レベル別(国、地域、地方、市)、支出タイプ別(営業費、投資)、民間資金のタイプ別(寄付、非営利部門、後援)) Total expenditure (public and private) per capita spent on the preservation, protection and conservation of all cultural and natural heritage, by type of heritage (cultural, natural, mixed and World Heritage Centre designation), level of government (national, regional and local/municipal), type of expenditure (operating expenditure/investment) and type of private funding (donations in kind, private non-profit sector and sponsorship)</p>
<p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 By 2030, significantly reduce the number of deaths and the number of people affected and substantially decrease the direct economic losses relative to global gross domestic product caused by disasters, including water-related disasters, with a focus on protecting the poor and people in vulnerable situations</p>	<p>11.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 (指標1.5.1及び13.1.1と同一指標) Number of deaths, missing persons and directly affected persons attributed to disasters per 100,000 population (repeat of 1.5.1 and 13.1.1)</p> <p>11.5.2 災害によって起こった、グローバルなGDPに関連した直接経済損失、重要インフラへの被害及び基本サービスの途絶件数 Direct economic loss in relation to global GDP, damage to critical infrastructure and number of disruptions to basic services, attributed to disasters</p>
<p>11.6 2030年までに、大気の実及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 By 2030, reduce the adverse per capita environmental impact of cities, including by paying special attention to air quality and municipal and other waste management</p>	<p>11.6.1 都市で生み出された固形廃棄物の総量のうち、定期的に収集され適切に最終処理されたものの割合(都市別) Proportion of urban solid waste regularly collected and with adequate final discharge out of total urban solid waste generated, by cities</p>

	<p>11.6.2 都市部における微粒子物質(例:PM2.5やPM10)の年平均レベル(人口で加重平均したもの) Annual mean levels of fine particulate matter (e.g. PM2.5 and PM10) in cities (population weighted)</p>
<p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 By 2030, provide universal access to safe, inclusive and accessible, green and public spaces, in particular for women and children, older persons and persons with disabilities</p>	<p>11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均(性別、年齢、障害者別) Average share of the built-up area of cities that is open space for public use for all, by sex, age and persons with disabilities</p> <p>11.7.2 過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合(性別、年齢、障害状況、発生場所別) Proportion of persons victim of physical or sexual harassment, by sex, age, disability status and place of occurrence, in the previous 12 months</p>
<p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 Support positive economic, social and environmental links between urban, peri-urban and rural areas by strengthening national and regional development planning</p>	<p>11.a.1 人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合(都市の規模別) Proportion of population living in cities that implement urban and regional development plans integrating population projections and resource needs, by size of city</p>
<p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 By 2020, substantially increase the number of cities and human settlements adopting and implementing integrated policies and plans towards inclusion, resource efficiency, mitigation and adaptation to climate change, resilience to disasters, and develop and implement, in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030, holistic disaster risk management at all levels</p>	<p>11.b.1 仙台防災枠組2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数(指標1.5.3及び13.1.2と同一指標) Number of countries that adopt and implement national disaster risk reduction strategies in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030 (repeat of 1.5.3 and 13.1.2)</p> <p>11.b.2 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合(指標1.5.4及び13.1.3と同一指標) Proportion of local governments that adopt and implement local disaster risk reduction strategies in line with national disaster risk reduction strategies (repeat of 1.5.4 and 13.1.3)</p>
<p>11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する。 Support least developed countries, including through financial and technical assistance, in building sustainable and resilient buildings utilizing local materials</p>	<p>11.c.1 現地の資材を用いた、持続可能で強靭(レジリエント)で資源効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後発開発途上国への財政援助の割合 Proportion of financial support to the least developed countries that is allocated to the construction and retrofitting of sustainable, resilient and resource-efficient buildings utilizing local materials</p>

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

Ensure sustainable consumption and production patterns

ターゲット	指標 (仮訳)
<p>12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。 Implement the 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns, all countries taking action, with developed countries taking the lead, taking into account the development and capabilities of developing countries</p>	<p>12.1.1 持続可能な消費と生産(SCP)に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとしてSCPが組み込まれている国の数 Number of countries with sustainable consumption and production (SCP) national action plans or SCP mainstreamed as a priority or a target into national policies</p>
<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 By 2030, achieve the sustainable management and efficient use of natural resources</p>	<p>12.2.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たりMF及びGDP当たりのMF (指標8.4.1と同一指標) Material footprint, material footprint per capita, and material footprint per GDP(repeat of 8.4.1)</p> <p>12.2.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC (指標8.4.2と同一指標) Domestic material consumption, domestic material consumption per capita, and domestic material consumption per GDP(repeat of 8.4.2)</p>
<p>12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 By 2030, halve per capita global food waste at the retail and consumer levels and reduce food losses along production and supply chains, including post-harvest losses</p>	<p>12.3.1 a) 食料損耗指数、及び b) 食料廃棄指数 a) Food loss index and b) food waste index</p>
<p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 By 2020, achieve the environmentally sound management of chemicals and all wastes throughout their life cycle, in accordance with agreed international frameworks, and significantly reduce their release to air, water and soil in order to minimize their adverse impacts on human health and the environment</p>	<p>12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の義務を果たしている締約国の数 Number of parties to international multilateral environmental agreements on hazardous waste, and other chemicals that meet their commitments and obligations in transmitting information as required by each relevant agreement</p> <p>12.4.2 有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合(処理手法ごと) Hazardous waste generated per capita and proportion of hazardous waste treated, by type of treatment</p>
<p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 By 2030, substantially reduce waste generation through prevention, reduction, recycling and reuse</p>	<p>12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数 National recycling rate, tons of material recycled</p>
<p>12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 Encourage companies, especially large and transnational companies, to adopt sustainable practices and to integrate sustainability information into their reporting cycle</p>	<p>12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数 Number of companies publishing sustainability reports</p>
<p>12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。 Promote public procurement practices that are sustainable, in accordance with national policies and priorities</p>	<p>12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数 Number of countries implementing sustainable public procurement policies and action plans</p>

<p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 By 2030, ensure that people everywhere have the relevant information and awareness for sustainable development and lifestyles in harmony with nature</p>	<p>12.8.1 気候変動教育を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル Extent to which (i) global citizenship education and (ii) education for sustainable development (including climate change education) are mainstreamed in (a) national education policies ;(b) curricula ;(c) teacher education ;and (d) student assessment</p>
<p>12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 Support developing countries to strengthen their scientific and technological capacity to move towards more sustainable patterns of consumption and production</p>	<p>12.a.1 持続可能な消費、生産形態及び環境に配慮した技術のための研究開発に係る開発途上国への支援総計 Amount of support to developing countries on research and development for sustainable consumption and production and environmentally sound technologies</p>
<p>12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 Develop and implement tools to monitor sustainable development impacts for sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products</p>	<p>12.b.1 承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数 Number of sustainable tourism strategies or policies and implemented action plans with agreed monitoring and evaluation tools</p>
<p>12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 Rationalize inefficient fossil-fuel subsidies that encourage wasteful consumption by removing market distortions, in accordance with national circumstances, including by restructuring taxation and phasing out those harmful subsidies, where they exist, to reflect their environmental impacts, taking fully into account the specific needs and conditions of developing countries and minimizing the possible adverse impacts on their development in a manner that protects the poor and the affected communities</p>	<p>12.c.1 GDP(生産及び消費)の単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金 Amount of fossil-fuel subsidies per unit of GDP (production and consumption) and as a proportion of total national expenditure on fossil fuels</p>

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

Take urgent action to combat climate change and its impacts

ターゲット	指標(仮訳)
<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 Strengthen resilience and adaptive capacity to climate-related hazards and natural disasters in all countries</p>	<p>13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 (指標1.5.1及び11.5.1と同一指標) Number of deaths, missing persons and directly affected persons attributed to disasters per 100,000 population (repeat of 1.5.1 and 11.5.1)</p> <p>13.1.2 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 (指標1.5.3及び11.b.1と同一指標) Number of countries that adopt and implement national disaster risk reduction strategies in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030 (repeat of 1.5.3 and 11.b.1)</p> <p>13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 (指標1.5.4及び11.b.2と同一指標) Proportion of local governments that adopt and implement local disaster risk reduction strategies in line with national disaster risk reduction strategies (repeat of 1.5.4 and 11.b.2)</p>
<p>13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 Integrate climate change measures into national policies, strategies and planning</p>	<p>13.2.1 気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画(国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む)の確立又は運用を報告している国の数 Number of countries that have communicated the establishment or operationalisation of an integrated policy/strategy/plan which increases their ability to adapt to the adverse impacts of climate change, and foster climate resilience and low greenhouse gas emissions development in a manner that does not threaten food production (including a national adaptation plan, nationally determined contribution, national communication, biennial update report or other)</p>
<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 Improve education, awareness-raising and human and institutional capacity on climate change mitigation, adaptation, impact reduction and early warning</p>	<p>13.3.1 緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国の数 Number of countries that have integrated mitigation, adaptation, impact reduction and early warning into primary, secondary and tertiary curricula</p> <p>13.3.2 適応、緩和及び技術移転を実施するための制度上、システム上、及び個人における能力構築の強化や開発行動を報告している国の数 Number of countries that have communicated the strengthening of institutional, systemic and individual capacity-building to implement adaptation, mitigation and technology transfer, and development actions</p>

<p>13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。</p> <p>Implement the commitment undertaken by developed-country parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change to a goal of mobilizing jointly \$100 billion annually by 2020 from all sources to address the needs of developing countries in the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation and fully operationalize the Green Climate Fund through its capitalization as soon as possible</p>	<p>13.a.1 2020-2025年の間に1000億USDドルコミットメントを実現するために必要となる1年当りに投資される総USDドル</p> <p>Mobilized amount of United States dollars per year between 2020 and 2025 accountable towards the \$100 billion commitment</p>
<p>13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。</p> <p>Promote mechanisms for raising capacity for effective climate change-related planning and management in least developed countries and small island developing States, including focusing on women, youth and local and marginalized communities</p>	<p>13.b.1 女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後発開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額</p> <p>Number of least developed countries and small island developing States that are receiving specialized support, and amount of support, including finance, technology and capacity-building, for mechanisms for raising capacities for effective climate change-related planning and management, including focusing on women, youth, and local and marginalized communities</p>



最終更新日：2019年8月

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

ターゲット	指標 (仮訳)
<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 By 2025, prevent and significantly reduce marine pollution of all kinds, in particular from land-based activities, including marine debris and nutrient pollution</p>	<p>14.1.1 沿岸富栄養化指数 (ICEP)及び浮遊プラスチックごみの密度 Index of coastal eutrophication and floating plastic debris density</p>
<p>14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 By 2020, sustainably manage and protect marine and coastal ecosystems to avoid significant adverse impacts, including by strengthening their resilience, and take action for their restoration in order to achieve healthy and productive oceans</p>	<p>14.2.1 生態系を基盤として活用するアプローチにより管理された各国の排他的経済水域の割合 Proportion of national exclusive economic zones managed using ecosystem-based approaches</p>
<p>14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 Minimize and address the impacts of ocean acidification, including through enhanced scientific cooperation at all levels</p>	<p>14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度(pH)の平均値 Average marine acidity (pH) measured at agreed suite of representative sampling stations</p>
<p>14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 By 2020, effectively regulate harvesting and end overfishing, illegal, unreported and unregulated fishing and destructive fishing practices and implement science-based management plans, in order to restore fish stocks in the shortest time feasible, at least to levels that can produce maximum sustainable yield as determined by their biological characteristics</p>	<p>14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合 Proportion of fish stocks within biologically sustainable levels</p>
<p>14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 By 2020, conserve at least 10 per cent of coastal and marine areas, consistent with national and international law and based on the best available scientific information</p>	<p>14.5.1 海域に関する保護領域の範囲 Coverage of protected areas in relation to marine areas</p>
<p>14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 By 2020, prohibit certain forms of fisheries subsidies which contribute to overcapacity and overfishing, eliminate subsidies that contribute to illegal, unreported and unregulated fishing and refrain from introducing new such subsidies, recognizing that appropriate and effective special and differential treatment for developing and least developed countries should be an integral part of the World Trade Organization fisheries subsidies negotiation¹⁶</p>	<p>14.6.1 IUU漁業(違法)・Unreported(無報告)・Unregulated(無規制)と対峙することを目的としている国際的な手段の実施状況 Degree of implementation of international instruments aiming to combat illegal, unreported and unregulated fishing</p>
<p>14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 By 2030, increase the economic benefits from the sustainable use of marine resources, including through sustainable management of fisheries, aquaculture and tourism</p>	<p>14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々のGDPに占める持続可能な漁業の割合 Sustainable fisheries as a proportion of GDP in small island developing States, least developed countries and all countries</p>

<p>14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。</p> <p>Increase scientific knowledge, develop research capacity and transfer marine technology, taking into account the Intergovernmental Oceanographic Commission Criteria and Guidelines on the Transfer of Marine Technology, in order to improve ocean health and to enhance the contribution of marine biodiversity to the development of developing countries, in particular small island developing States and least developed countries</p>	<p>14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算の割合</p> <p>Proportion of total research budget allocated to research in the field of marine technology</p>
<p>14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。</p> <p>Provide access for small-scale artisanal fishers to marine resources and markets</p>	<p>14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度枠組みの導入状況</p> <p>Degree of application of a legal/ regulatory/policy/institutional framework which recognizes and protects access rights for small-scale fisheries</p>
<p>14.c 「我々の求める未来」のバラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。</p> <p>Enhance the conservation and sustainable use of oceans and their resources by implementing international law as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, which provides the legal framework for the conservation and sustainable use of oceans and their resources, as recalled in paragraph 158 of “The future we want”</p>	<p>14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機動的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数</p> <p>Number of countries making progress in ratifying, accepting and implementing through legal, policy and institutional frameworks, ocean-related instruments that implement international law, as reflected in the United Nation Convention on the Law of the Sea, for the conservation and sustainable use of the oceans and their resources</p>



最終更新日：2019年8月

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss

ターゲット	指標（仮訳）
<p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 By 2020, ensure the conservation, restoration and sustainable use of terrestrial and inland freshwater ecosystems and their services, in particular forests, wetlands, mountains and drylands, in line with obligations under international agreements</p>	<p>15.1.1 土地全体に対する森林の割合 Forest area as a proportion of total land area</p> <p>15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（保護地域、生態系のタイプ別） Proportion of important sites for terrestrial and freshwater biodiversity that are covered by protected areas, by ecosystem type</p>
<p>15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 By 2020, promote the implementation of sustainable management of all types of forests, halt deforestation, restore degraded forests and substantially increase afforestation and reforestation globally</p>	<p>15.2.1 持続可能な森林経営における進捗 Progress towards sustainable forest management</p>
<p>15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 By 2030, combat desertification, restore degraded land and soil, including land affected by desertification, drought and floods, and strive to achieve a land degradation-neutral world</p>	<p>15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合 Proportion of land that is degraded over total land area</p>
<p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 By 2030, ensure the conservation of mountain ecosystems, including their biodiversity, in order to enhance their capacity to provide benefits that are essential for sustainable development</p>	<p>15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲 Coverage by protected areas of important sites for mountain biodiversity</p> <p>15.4.2 山地グリーンカバー指数 Mountain Green Cover Index</p>
<p>15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 Take urgent and significant action to reduce the degradation of natural habitats, halt the loss of biodiversity and, by 2020, protect and prevent the extinction of threatened species</p>	<p>15.5.1 レッドリスト指数 Red List Index</p>
<p>15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 Promote fair and equitable sharing of the benefits arising from the utilization of genetic resources and promote appropriate access to such resources, as internationally agreed</p>	<p>15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国の数 Number of countries that have adopted legislative, administrative and policy frameworks to ensure fair and equitable sharing of benefits</p>
<p>15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 Take urgent action to end poaching and trafficking of protected species of flora and fauna and address both demand and supply of illegal wildlife products</p>	<p>15.7.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合 (指標15.c.1と同一指標) Proportion of traded wildlife that was poached or illicitly trafficked(repeat of 15.c.1)</p>
<p>15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 By 2020, introduce measures to prevent the introduction and significantly reduce the impact of invasive alien species on land and water ecosystems and control or eradicate the priority species</p>	<p>15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合 Proportion of countries adopting relevant national legislation and adequately resourcing the prevention or control of invasive alien species</p>

<p>15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p> <p>By 2020, integrate ecosystem and biodiversity values into national and local planning, development processes, poverty reduction strategies and accounts</p>	<p>15.9.1 生物多様性戦略計画2011-2020の愛知目標の目標2に従って設定された国内目標に対する進捗</p> <p>Progress towards national targets established in accordance with Aichi Biodiversity Target 2 of the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020</p>
<p>15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。</p> <p>Mobilize and significantly increase financial resources from all sources to conserve and sustainably use biodiversity and ecosystems</p>	<p>15.a.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係るODA並びに公的支出 (指標15.b.1と同一指標)</p> <p>Official development assistance and public expenditure on conservation and sustainable use of biodiversity and ecosystems(repeat of 15.b.1)</p>
<p>15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。</p> <p>Mobilize significant resources from all sources and at all levels to finance sustainable forest management and provide adequate incentives to developing countries to advance such management, including for conservation and reforestation</p>	<p>15.b.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係るODA並びに公的支出 (指標15.a.1と同一指標)</p> <p>Official development assistance and public expenditure on conservation and sustainable use of biodiversity and ecosystems(repeat of 15.a.1)</p>
<p>15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。</p> <p>Enhance global support for efforts to combat poaching and trafficking of protected species, including by increasing the capacity of local communities to pursue sustainable livelihood opportunities</p>	<p>15.c.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合 (指標15.7.1と同一指標)</p> <p>Proportion of traded wildlife that was poached or illicitly trafficked(repeat of 15.7.1)</p>

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels

ターゲット	指標 (仮訳)
<p>16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 Significantly reduce all forms of violence and related death rates everywhere</p>	<p>16.1.1 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数(性別、年齢別) Number of victims of intentional homicide per 100,000 population, by sex and age</p> <p>16.1.2 10万人当たりの紛争関連の死者の数(性別、年齢、原因別) Conflict-related deaths per 100,000 population, by sex, age and cause</p> <p>16.1.3 過去12か月において (a) 身体的暴力、(b) 精神的暴力、(c) 性的暴力を受けた人口の割合 Proportion of population subjected to (a) physical violence, (b) psychological violence and (c) sexual violence in the previous 12 months</p> <p>16.1.4 自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合 Proportion of population that feel safe walking alone around the area they live</p>
<p>16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 End abuse, exploitation, trafficking and all forms of violence against and torture of children</p>	<p>16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合 Proportion of children aged 1-17 years who experienced any physical punishment and/or psychological aggression by caregivers in the past month</p> <p>16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別) Number of victims of human trafficking per 100,000 population, by sex, age and form of exploitation</p> <p>16.2.3 18歳までに性的暴力を受けた18歳～29歳の若年女性及び男性の割合 Proportion of young women and men aged 18-29 years who experienced sexual violence by age 18</p>
<p>16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 Promote the rule of law at the national and international levels and ensure equal access to justice for all</p>	<p>16.3.1 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合 Proportion of victims of violence in the previous 12 months who reported their victimization to competent authorities or other officially recognized conflict resolution mechanisms</p> <p>16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合 Unsentenced detainees as a proportion of overall prison population</p>
<p>16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 By 2030, significantly reduce illicit financial and arms flows, strengthen the recovery and return of stolen assets and combat all forms of organized crime</p>	<p>16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額(USドル) Total value of inward and outward illicit financial flows (in current United States dollars)</p> <p>16.4.2 国際的な要件に従い、所管当局によって、発見/押収された武器で、その違法な起源又は流れが追跡/立証されているものの割合 Proportion of seized, found or surrendered arms whose illicit origin or context has been traced or established by a competent authority in line with international instruments</p>

<p>16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 Substantially reduce corruption and bribery in all their forms</p>	<p>16.5.1 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合 Proportion of persons who had at least one contact with a public official and who paid a bribe to a public official, or were asked for a bribe by these public officials during the previous 12 months</p> <p>16.5.2 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合 Proportion of businesses that had at least one contact with a public official and that paid a bribe to a public official, or were asked for a bribe by those public officials during the previous 12 months</p>
<p>16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 Develop effective, accountable and transparent institutions at all levels</p>	<p>16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出(部門別、(予算別又は類似の分類別)) Primary government expenditures as a proportion of original approved budget, by sector (or by budget codes or similar)</p> <p>16.6.2 最後に利用した公共サービスに満足した人の割合 Proportion of population satisfied with their last experience of public services</p>
<p>16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 Ensure responsive, inclusive, participatory and representative decision-making at all levels</p>	<p>16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関((a)議会、(b)公共サービス及び(c)司法を含む。)における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合 Proportions of positions in national and local public institutions, including (a) the legislatures; (b) the public service; and (c) the judiciary, compared to national distributions, by sex, age, persons with disabilities and population groups</p> <p>16.7.2 国の政策決定過程が包摂的であり、かつ応答性を持つと考える人の割合(性別、年齢別、障害者及び人口グループ別) Proportion of population who believe decision-making is inclusive and responsive, by sex, age, disability and population group</p>
<p>16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 Broaden and strengthen the participation of developing countries in the institutions of global governance</p>	<p>16.8.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合(指標10.6.1と同一指標) Proportion of members and voting rights of developing countries in international organizations(repeat of 10.6.1)</p>
<p>16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 By 2030, provide legal identity for all, including birth registration</p>	<p>16.9.1 5歳以下の子供で、行政機関に出生登録されたものの割合(年齢別) Proportion of children under 5 years of age whose births have been registered with a civil authority, by age</p>
<p>16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 Ensure public access to information and protect fundamental freedoms, in accordance with national legislation and international agreement</p>	<p>16.10.1 過去12か月間にジャーナリスト、メディア関係者、労働組合員及び人権活動家の殺害、誘拐、強制失踪、恣意的拘留及び拷問について立証された事例の数 Number of verified cases of killing, kidnapping, enforced disappearance, arbitrary detention and torture of journalists, associated media personnel, trade unionists and human rights advocates in the previous 12 months</p> <p>16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数 Number of countries that adopt and implement constitutional, statutory and/or policy guarantees for public access to information</p>
<p>16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 Strengthen relevant national institutions, including through international cooperation, for building capacity at all levels, in particular in developing countries, to prevent violence and combat terrorism and crime</p>	<p>16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無 Existence of independent national human rights institutions in compliance with the Paris Principles</p>
<p>16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 Promote and enforce non-discriminatory laws and policies for sustainable development</p>	<p>16.b.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去12か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合 Proportion of population reporting having personally felt discriminated against or harassed in the previous 12 months on the basis of a ground of discrimination prohibited under international human rights law(repeat of 10.3.1)</p>

国連統計部の以下のURLに掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development

ターゲット	指標(仮訳)
<p>資金/Finance 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 Strengthen domestic resource mobilization, including through international support to developing countries, to improve domestic capacity for tax and other revenue collection</p>	<p>17.1.1 GDPに占める政府収入合計の割合(収入源別) Total government revenue as a proportion of GDP, by source</p> <p>17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合 Proportion of domestic budget funded by domestic taxes</p>
<p>17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。 Developed countries to implement fully their official development assistance commitments, including the commitment by many developed countries to achieve the target of 0.7 per cent of gross national income for official development assistance (ODA/GNI) to developing countries and 0.15 to 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries; ODA providers are encouraged to consider setting a target to provide at least 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries</p>	<p>17.2.1 OECD/DACによる寄与のGNIに占める純ODA総額及び後発開発途上国を対象にした額 Net official development assistance, total and to least developed countries, as a proportion of the Organization for Economic Cooperation and Development (OECD) Development Assistance Committee donors' gross national income (GNI)</p>
<p>17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。 Mobilize additional financial resources for developing countries from multiple sources</p>	<p>17.3.1 海外直接投資(FDI)、ODA及び南南協力の国内総予算に占める割合 Foreign direct investments (FDI), official development assistance and South-South Cooperation as a proportion of total domestic budget</p> <p>17.3.2 GDP総額に占める送金額(USドル) Volume of remittances (in United States dollars) as a proportion of total GDP</p>
<p>17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 Assist developing countries in attaining long-term debt sustainability through coordinated policies aimed at fostering debt financing, debt relief and debt restructuring, as appropriate, and address the external debt of highly indebted poor countries to reduce debt distress</p>	<p>17.4.1 財及びサービスの輸出額に対する債務の割合 Debt service as a proportion of exports of goods and services</p>
<p>17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。 Adopt and implement investment promotion regimes for least developed countries</p>	<p>17.5.1 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施している国の数 Number of countries that adopt and implement investment promotion regimes for least developed countries</p>
<p>技術/Technology 17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 Enhance North-South, South-South and triangular regional and international cooperation on and access to science, technology and innovation and enhance knowledge sharing on mutually agreed terms, including through improved coordination among existing mechanisms, in particular at the United Nations level, and through a global technology facilitation mechanism</p>	<p>17.6.1 各国間における科学技術協力協定及び計画の数(協力形態別) Number of science and/or technology cooperation agreements and programmes between countries, by type of cooperation</p> <p>17.6.2 100人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数(回線速度別) Fixed Internet broadband subscriptions per 100 inhabitants, by speed</p>

<p>17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 Promote the development, transfer, dissemination and diffusion of environmentally sound technologies to developing countries on favourable terms, including on concessional and preferential terms, as mutually agreed</p>	<p>17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国のための承認された基金の総額 Total amount of approved funding for developing countries to promote the development, transfer, dissemination and diffusion of environmentally sound technologies</p>
<p>17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。 Fully operationalize the technology bank and science, technology and innovation capacity- building mechanism for least developed countries by 2017 and enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology</p>	<p>17.8.1 インターネットを使用している個人の割合 Proportion of individuals using the Internet</p>
<p>能力構築/Capacity-building 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。 Enhance international support for implementing effective and targeted capacity- building in developing countries to support national plans to implement all the Sustainable Development Goals, including through North- South, South-South and triangular cooperation</p>	<p>17.9.1 開発途上国にコミットした財政支援額及び技術支援額(南北、南南及び三角協力を含む)(ドル) Dollar value of financial and technical assistance (including through North-South, South- South and triangular cooperation) committed to developing countries</p>
<p>貿易/Trade 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。 Promote a universal, rules-based, open, non-discriminatory and equitable multilateral trading system under the World Trade Organization, including through the conclusion of negotiations under its Doha Development Agenda</p>	<p>17.10.1 世界中で加重された関税額の平均 Worldwide weighted tariff-average</p>
<p>17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。 17.11 Significantly increase the exports of developing countries, in particular with a view to doubling the least developed countries' share of global exports by 2020</p>	<p>17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合 Developing countries' and least developed countries' share of global exports</p>
<p>17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。 Realize timely implementation of duty- free and quota-free market access on a lasting basis for all least developed countries, consistent with World Trade Organization decisions, including by ensuring that preferential rules of origin applicable to imports from least developed countries are transparent and simple, and contribute to facilitating market access</p>	<p>17.12.1 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の平均 Average tariffs faced by developing countries, least developed countries and small island developing States</p>
<p>体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。 Enhance global macroeconomic stability, including through policy coordination and policy coherence</p>	<p>17.13.1 マクロ経済ダッシュボード Macroeconomic Dashboard</p>
<p>17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 Enhance policy coherence for sustainable development</p>	<p>17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数 Number of countries with mechanisms in place to enhance policy coherence of sustainable development</p>
<p>17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。 Respect each country's policy space and leadership to establish and implement policies for poverty eradication and sustainable development</p>	<p>17.15.1 開発協力提供者ごとの、その国の持つ結果枠組み及び計画ツールの利用範囲 Extent of use of country-owned results frameworks and planning tools by providers of development cooperation</p>

<p>マルチステークホルダー・パートナーシップ/ Multi-stakeholder partnerships</p> <p>17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。Enhance the Global Partnership for Sustainable Development, complemented by multi-stakeholder partnerships that mobilize and share knowledge, expertise, technology and financial resources, to support the achievement of the Sustainable Development Goals in all countries, in particular developing countries</p>	<p>17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数 Number of countries reporting progress in multi-stakeholder development effectiveness monitoring frameworks that support the achievement of the sustainable development goals</p>
<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。Encourage and promote effective public, public-private and civil society partnerships, building on the experience and resourcing strategies of partnerships</p>	<p>17.17.1 (a)官民パートナーシップにコミットしたUSDルの総額 (b)市民社会パートナーシップにコミットしたUSDルの総額 Amount of United States dollars committed to (a)public-private partnerships and (b)civil society partnerships</p>
<p>データ、モニタリング、説明責任/ Data, monitoring and accountability</p> <p>17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。 By 2020, enhance capacity-building support to developing countries, including for least developed countries and small island developing States, to increase significantly the availability of high-quality, timely and reliable data disaggregated by income, gender, age, race, ethnicity, migratory status, disability, geographic location and other characteristics relevant in national contexts</p>	<p>17.18.1 公的統計の基本原則に従い、ターゲットに関する場合に、各国レベルで完全に詳細集計されて作成されたSDG指標の割合 Proportion of sustainable development indicators produced at the national level with full disaggregation when relevant to the target, in accordance with the Fundamental Principles of Official Statistics</p> <p>17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数 Number of countries that have national statistical legislation that complies with the Fundamental Principles of Official Statistics</p> <p>17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国の数(資金源別) Number of countries with a national statistical plan that is fully funded and under implementation, by source of funding</p>
<p>17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。 By 2030, build on existing initiatives to develop measurements of progress on sustainable development that complement gross domestic product, and support statistical capacity-building in developing countries</p>	<p>17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額 Dollar value of all resources made available to strengthen statistical capacity in developing countries</p> <p>17.19.2 a)少なくとも過去10年に人口・住宅センサスを実施した国の割合 b)出生届が100%登録され、死亡届が80%登録された国の割合 Proportion of countries that (a) have conducted at least one population and housing census in the last 10 years; and (b) have achieved 100 per cent birth registration and 80 per cent death registration</p>

更新履歴

2017.8

以下の指標の仮訳を修正しました。

13.a.1
14.c.1
16.2.2
17.6.2
17.18.3



2018.6

以下の指標の仮訳を修正しました。

- ・ 国連統計委員会第49回会合(2018年3月)における年次修正
<https://unstats.un.org/unsd/statcom/49th-session/documents/2018-2-SDG-IAEG-E.pdf>

1.4.2
6.2.1
16.1.3
17.17.1
・ その他訳語の修正
1.5.4
1.a.2
2.2.1
2.2.2
3.7.1
3.9.2
6.3.1
8.4.1
9.2.1
10.4.1
10.7.1
10.a.1
11.1.1
11.3.2
11.6.1
11.b.2
12.2.1
13.1.3
16.4.2
16.7.1
16.10.1
17.9.1

2018.12

以下の指標の仮訳を修正しました。

2.1.2
3.3.5
3.b.1
4.5.1
7.1.2
9.3.2
10.7.1
10.7.2
14.2.1
15.1.2
16.10.1
16.10.2
17.15.1

2019.04 以下の指標の仮訳を修正しました。

- ・ 国連統計委員会第50回会合(2019年3月)における年次修正
 - 10.7.1
 - 10.7.2
 - 12.3.1
 - 14.6.1
 - 14.b.1
 - 16.7.1
- ・ その他訳語の修正
 - 3.8.2
 - 3.5.1
 - 3.b.3
 - 9.3.1
 - 11.5.2

2019.05.20 以下の指標の仮訳を修正しました。

- 3.b.3
- 3.d.1
- 7.3.1
- 9.2.2
- 10.3.1
- 14.b.1
- 15.2.1
- 16.6.2
- 16.7.1
- 16.7.2
- 16.b.1
- 17.4.1

第2次宗像市総合計画 後期基本計画

(資料編 ③)

語句解説集

【あ行】

ICT	Information and Communication Technologyの略。コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報通信技術のことをいう。
空き家・空き地バンク	市の窓口やインターネットを通じて、売却や賃貸を希望する人の空き家・空き地の不動産情報を、購入や賃貸を希望する人に提供する制度のことをいう。
アクティブシニア	自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層のことをいう。
アダプト・プログラム	ごみの散乱やポイ捨てのないまちにするため、市民活動団体などに宗像市が管理している道路や公園などの公共の場所において、ボランティアでごみ拾いなどの環境美化活動を継続的に実施していただくことをいう。
雨水幹線	下水道法に定義される「都市下水道」で、公共下水道の事業計画に位置付けられた地方公共団体が管理する水路のことをいう。
雨水排水路	雨水を排水するための水路のことをいう。
いきいきふれあいサロン	高齢者の閉じこもり防止や介護予防を目的に、地域の福祉会が高齢者の参加しやすい公民館などの身近な場所で実施している活動のことをいう。
出光佐三	宗像郡赤間村（現・宗像市赤間）で生まれ育ち、出光興産を創業。宗像大社の再建に貢献した。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のことをいう。
インフルエンサー	購買意思決定に影響を与える人のことをいう。
ウェブサイト	インターネット上で、様々な情報を提供するページやその集合体のことをいう。
家読（うちどく）	「家庭での読書の略」。読書をとおして、家族がコミュニケーションを図る取り組みをいう。
うつ病予防スクリーニング	こころの健康づくりを推進するため、住民健診時に行う保健師による対面型相談のことをいう。
運転免許証自主返納	高齢者の交通事故減少の取り組みとして、有効期限内の免許証を自主的に返納するものをいう。
エコファミリー事業	福岡県が行っている事業で、「ふくおかエコライフ応援サイト」または、「ふくおかエコライフ応援book」を参考に、電気やガス、水道使用量の削減などに取り組む家庭（エコファミリー）を支援し、省エネルギー・節電を進めるものをいう。
SNS	social networking serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのことをいう。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民、事業主、地権者等による主体的な取り組みをいう。
LED	Light Emitting Diodeの頭文字をとったもので、電流を流すと発光する半導体の一種である。LEDは電気を直接光に変換するためエネルギー変換効率が高く、省エネにつながる。ここでは、この半導体を利用した照明のことをいう。
オープンデータ	行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することをいう。
沖津宮遙拝所	大島に所在し、通常渡れない沖ノ島（沖津宮）を参拝するための場所をいう。
屋外広告物条例	平成27年11月1日から施行した宗像市屋外広告物条例をいう。

【か行】

街区再編	細分化された敷地の統合や細街路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力ある街並みの実現を図るための制度をいう。
会計年度任用職員	一会計年度を超えない範囲で任用される非常勤の職員のことをいう。
介護予防	要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことをいう。
階層別研修	職責や採用年数等に応じて、必要な知識やスキルを習得するための研修のことをいう。
ガイダンス	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値を正しく伝えることをいう。

学園	市内の中学校区ごとの名称のことをいう。それぞれの学園ごとに特色のある小中一貫教育に取り組んでいる。
ガス化熔融施設	宗像清掃工場内にあるごみ処理施設の一つをいう。多様なごみを熔融炉で高温熔融し、資源化处理を行う。
課題解決型事業	地域が抱えているさまざまな課題に対して、解決するために行う事業をいう。
家庭教育	基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを養うために、父母その他の保護者が子どもに教育することをいう。
家庭教育学級	家庭教育の重要性の自覚と、学校、家庭、地域の課題の解決や基礎教育力の向上を図るため、就園前の乳幼児、幼稚園、小中学校の保護者又は地域住民が家庭教育に関する講座を実施することをいう。
カフェテリア研修	研修計画の中から、職員が将来のビジョンやスキル、課題を鑑みて、自分で研修内容を選ぶことができる研修の形式をいう。
官民連携	公共サービスの提供に何らかの形で民間が参画し、官と民がそれぞれお互いの強みを生かし、最適な公共サービスの提供を実現していくための一つの方法をいう。
キャッシュレス	物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しないことをいう。
キャリア教育	一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のことをいう。
九州オルレ	韓国・済州オルレの姉妹版のトレッキングコースをいう。自然豊かな済州島で、トレッキングする人が徐々に増え、「オルレ」はトレッキングコースの総称として呼ばれる。
教育サポート室エール	市独自の呼称であり、いわゆる「適応指導教室」を指す。何らかの理由で不登校となっている小・中・義務教育学校の児童生徒のより良い成長を願い、市教育委員会がメイトム宗像内に設置し運営している教室のことをいう。
行財政改革アクションプラン	第4次宗像市行財政改革大綱の基本理念である「持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた政策実現のための改革」の具体的な実行計画のことをいう。
行政代執行	空き家等の所有者が命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合に、市が所有者に代わって必要な行為を実施し、その費用を本人に請求することをいう。
魚村留学	施策「資源を活かした島の活性化」における「漁村留学」とは、地島において漁村生活を体験し、自然体験学習を行うことを目的として宗像市立地島小学校に入学又は転学することをいう。
景観計画	平成26年に策定した景観形成に関する方針や行為の制限に関する事項を定めた計画のことをいう。
景観作物	農耕が放棄された休耕農地や田畑に、見て楽しむことのできる花弁を植え、空間の有効活用と共に観光などにも活用する植物をいう。
景観条例	平成26年7月15日から施行した宗像市景観条例をいう。
形態意匠	建築物や工作物の形状、色彩、模様等の外観のデザインのことをいう。
ゲートキーパー	うつ病の疑いのある人の小さなサインに気づき、悩みに耳を傾けることで自殺をおもいとどまらせる支援者のことをいう。
下水道ストックマネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした計画のことをいう。
ゲストティーチャー	指導者として特別に学校に招いた一般の人々のことをいう。
玄界環境組合	宗像市、福津市、古賀市及び新宮町により、こみを共同処理することを目的に設立された組織のことをいう。
健康づくりリーダー	コミュニティでの健康づくりを担う人材のことをいう。
健(検)診	健康であるか否かを確かめるものである健康診断のことを意味する健診と、特定の病気を早期に発見し、早期に治療することを目的とする検診とで行う、疾病やがんなどの早期発見、早期治療、重症化予防などのための取組みのことをいう。
光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線を受けて化学反応を起こし、生成されるオゾンなどの総称であり、光化学スモッグの原因となる。強力な酸化作用を持ち、健康被害を引き起こすおそれがある。
公共交通ネットワーク	鉄道、バス等の個々の公共交通機関や路線が駅やバス停等で連結しており、乗り換えることで目的地に行くことが可能な状態のことをいう。
構成資産	いくつかの資産が集まって世界遺産の価値を有するもので、シリアル・プロパティともいう。
広聴	地方公共団体が地域住民の意見、要望などを直接聞くことをいう。

航路改善計画	離島航路の改善方策を経費削減と利用者拡大を両輪として航路改善協議会により策定したものをいう。
国際コンベンション	国外の人々が行う各種大会や会議、見本市、イベントなどの催しのことをいう。
個人情報保護	本市における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、個人の権利利益を保護することをいう。
子育てサロン	子どもが自由に気軽に遊べる場、親子で気軽に遊べる場、子供たちの遊びを通して親同士が気軽に交流できる場として、コミュニティ・センターや学校の余裕教室などで開催しているものをいう。
子育て支援センター	子育て家庭に対する育児の支援を行うことにより、親の育児力を高めるとともに、地域社会における子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的として、メイトム宗像内に設置したセンターのことをいう。
子ども	18歳未満の者をいう。
子ども・子育て支援新制度	一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して成立した制度のことをいう。
コミュニティバス	市及びコミュニティ運営協議会が決めた路線や時刻でタクシー事業者が運行し、運行経費の赤字分を市が補てんしているバスで、市内の周辺部を走行している10人乗りバスのことをいう。主にコミュニティ圏域から中心市街地を走行している。
コンシェルジュ	大島ターミナル観光案内所にて、世界遺産登録初年度にのみ配置した、観光スポットの案内などお客さまのリクエストに細やかに対応するスタッフのことをいう。

【さ行】

災害対策本部	災害時や災害が発生するおそれがある場合に、臨時に設置される機関のことをいう。
財政安定化プラン	平成23年に策定したゆたかなまちづくりをしっかりと支える財政基盤を将来にわたって維持するためのプランのことをいう。
再生可能エネルギー	永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称をいう。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。
サイト	インターネット上で、様々な情報を提供するページやその集合体のことをいう。
産学官民協働	企業(産)、技術や高度な専門知識を持つ大学(学)、市(官)、民との連携のことをいう。
参加・参画・協働による魅力あるまちづくりの指針	平成25年に策定した「宗像市市民活動推進プラン」を発展させる形で策定し、令和2年4月から運用を開始する、まちづくりの進め方等に関する基本的な事項をまとめた指針のことをいう。
市街化区域	すでに市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
自主防災組織	地域住民が主体となって防災活動に取り組む組織のことをいう。平常時は防災意識の普及啓発、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出援護、避難誘導などの活動を行うことをいう。
司書	図書館法第4条で定められた、図書館の専門的事務に従事する職員
司書教諭	学校図書館法第5条で定められた、学校図書館の専門的職務に従事する教諭
指定避難所	災害発生後、災害の危険性があり、避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでの必要な期間、または災害により家に戻れなくなった市民等が一定期間、避難生活をおくる施設として市長が指定するものをいう。
市民学習ネットワーク	自分たちのやりたい学習を、市民自らが指導者となり、相互に教えあい学びあう生涯学習事業をいう。
市民活動総合補償制度	市民活動中に起きた事故等の傷害や賠償責任に対して補償金が支払われる制度をいう。市民が安心して活動できる環境をつくり、より一層の協働の推進を図ることを目的とする。
市民力	生涯学習などで培われた知識や経験をもとに、地域課題解決やまちづくりに自立と協働で取り組んでいく市民一人ひとりの力をいう。
社会保障・税番号制度	より正確に本人を特定し、本人に関する個人情報等の連携を容易にすることで、社会保障や税などの政策や民間サービスに係る情報コストを削減するための社会インフラとしての制度をいう。
住居表示	住所を分かりやすく表示するために、「住居表示に関する法律」に基づき、一定の基準により建物に順序良く番号をつけることをいう。
住宅セーフティネット	住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯など)の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度のことをいう。
終末処理場	下水を処理し、釣川に放流するために設けられた施設のことをいう。
集約型都市構造	道路や公共交通の整備状況、都市機能の集積状況など、まちの特性に応じて集約拠点を位置づけ、都市機能を集約し、徒歩圏において都市サービスを提供したり、集約拠点への交通利便性を高めたりすることによって構成される少子高齢社会に対応した環境負荷の少ない持続可能な都市の姿をいう。

主管課	部長を補佐し、部内の総合調整を行う課(長)をいう。
浚渫	港湾、河川、運河などの底面をさらって、土砂などを取り去る土木工事のことをいう。
省エネ	省エネルギーの略語で、エネルギーを効率的に使用することで、より少ないエネルギーで大きな効果を上げることをいう。
障害者自立支援協議会	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、体制の整備について協議を行うため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成する協議会のことをいう。
消化ガス発電設備	下水を処理する過程で発生する消化ガスと呼ばれるメタンガスを燃料とした発電設備のことをいう。消化ガスは再生可能エネルギーであり、発電した電気は終末処理場を動かすための電気の一部として使用することで、電気代の削減とCO2の削減を図ることができる。
小学生読書リーダー	学校で読書の楽しさや大切さを広める活動をする児童・生徒をいう。
小中一貫教育	同じ中学校区にある小中学校が設定した共通目標の達成に向けて、小中学校の教職員が協働して、義務教育9年間の一貫したカリキュラムに基づいて実施する教育のことをいう。
情報公開条例	平成15年4月1日に施行した市が保有する情報を公開するために必要な事項を定めた宗像市情報公開条例をいう。
情報公開請求	市が職務を行う際に作成、または取得した文書等で、現在保有しているものについて、請求に基づき公開する制度のことをいう。
情報セキュリティポリシー	本市における情報資産(データ)の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものをいう。
食育	様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
調べる学習コンクール	自分自身で設定したテーマについて、図書館を活用して調べ学習を行い、その成果を発表する取組みをいう。
シルバー農園	高齢者が野菜、花等の栽培を通して、農業に対する理解を深めるとともに、利用者相互のふれあいを図ることで、高齢者の生きがいづくり及び介護予防に寄与することを目的とした事業のことをいう。
人権教育	人権を尊重するという精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動のことをいう。
人権啓発	広く市民の間に、人権を尊重する思想の普及や高揚を図ることを目的として行われる研修や広報活動等で、人権教育を除いたものをいう。
人事考課	職員の成果や能力を一定の基準に基づいて評価し、人材育成を行うことをいう。本市においては、目標管理を活用した人事考課制度によって長期的かつ継続的に職員の能力開発の向上を図るほか、人事考課結果を処遇に反映している。
新修宗像市史	合併後の宗像市の歴史的評価を明らかにし、内外に向けてその価値を発信するため作成する新しい宗像市史のことをいう。既存の『宗像市史』・『玄海町誌』・『大島村史』をもとに史資料の調査・収集・研究を進め、本編6巻付編2巻を刊行予定。
新情報配信システム	メール、FAX、固定電話に防災情報や気象情報を配信するシステムのことをいう。
スクールカウンセラー	学校における教育相談体制の充実を図るため、臨床心理に関して高度かつ専門的な知識や経験を有する心の専門家のことをいう。
スクールソーシャルワーカー	子どもが抱える教育課題の改善に向けて、家庭・学校・地域社会などに働きかけ、課題解決のために包括的支援を展開していく社会福祉の専門家のことをいう。
図上訓練	訓練参加者が自ら災害時に想定される危険等を地図上に書き込んでいく訓練のことをいう。
スポーツ・サポートセンター	市内3大学や市体育協会、民間スポーツ施設、本市を本拠地とする企業スポーツ団体等が保有する人材、施設、設備、ノウハウといった多種多様なスポーツ資産を今まで以上に有効活用するために組織された団体のことをいう。
スポーツ推進計画	平成27年度から実施する地域特性を考慮した今後のスポーツ推進の基本的な方針を定めた計画のことをいう。
3R	Reduce(リデュース:ごみの発生抑制)、Reuse(リユース;再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の3つの頭文字をとった言葉をいう。

生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。
生活サービス機能	商業機能、医療機能、介護福祉機能、子育て機能、教育・文化機能、行政機能、金融機能等の日常生活サービス機能のことをいう。
成年後見制度	判断能力の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のことをいう。
世界遺産センター	総合的なガイダンス機能を担い、資産の調査、研究と公開、活用を連携して行う拠点施設のことをいう。
セミフラット化(形式)	歩道面と車道面の高低差が小さい構造のことをいう。
総合防災訓練	市、自主防災組織、消防団や宗像地区消防本部等の防災関係機関等が一体となった訓練のことをいう。
ソーシャル・インクルージョン	「全ての人々の孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
総量の圧縮	施設の更新について、機能の統合や複合化を行うことで、施設数を削減することをいう。

【た行】

タイアップモデルツアー	市、地域、旅行業者等が連携して観光客に提供する旅行商品をいう。
太陽光発電システム	施策「自然環境の保全と再生」における「太陽光発電システム」とは、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法のことで、住宅などの屋根に設置する発電システムをいう。
タブレット	大島ターミナル観光案内所に設置している、外国の観光客が自ら利用して、観光情報や言語の翻訳等を行い情報を検索するための板状のコンピュータのことをいう。
男女共同参画推進センター	女性の社会的地位の向上及び社会参画を支援し、男女共同参画社会の実現を図るために設置した機関をいう。
地域おこし協力隊	都市部に住む人材を地域に受け入れ、定住・定着を支援しながら、地域協力活動を行う取り組みのことをいう。
地域学芸員	郷土文化学習交流施設等の展示企画、運営、歴史観光案内などの役割を担う市民ボランティアをいう。
地域産業	施策「地域産業の活性化」における「地域産業」とは、農業、水産業、商工業、観光業をいう。
地域資源	施策「地域の特色を活かしたコミュニティ活動の推進」における「地域資源」とは、その地域に存在する人、自然、文化、施設など、幅広いものをいう。
地域資源	施策「連携によるまちの経営」における「地域資源」とは、市民や市内の市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業のほか、市外の人や市民活動団体、大学、企業など、幅広い人や組織のことをいう。
地域創造大賞	地域における創造的で文化的な表現活動に特に功績のあった公立文化施設を表彰することをいう。
地域創造ビジネス	地域住民が中心となって、地域の多様なニーズに応えるために、地域資源を活かして行う事業。地域が抱える課題を解決するとともに、地域の絆や地域住民の生きがい、やりがい、交流、雇用の場を創造していくものをいう。
地域分権	権限と財源を地域に譲り、地域住民の手によるまちづくりを推進することをいう。
知・徳・体	確かな学力、豊かな心、健やかな体のことをいう。
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)	企業が、寄附をとおして地方公共団体の行う地方創生の取り組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みのことをいう。
中間支援組織	施策「資源を活かした島の活性化」における「中間支援組織」とは、離島振興に関する各種の事業を実施する上で不足している人材を島内及び島外から確保するための組織をいう。確保した人材を活用し、中間支援組織が主体となり様々な事業を展開していくこととなる。大島:元気な島づくり事業推進協議会 地島:元気な地島づくり協議会
DMO	Destination Management Organizationの略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のことをいう。
典型7公害	人の健康や生活環境に悪影響を生じさせる公害のうち、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭の7種類の公害のことをいう。

電子申請	紙によって行われている申請や届出などの行政手続きをインターネットを利用して行うことができるようにする手続きのことをいう。
電子図書館サービス	デジタルデータで作成される出版物を電子書籍といい、インターネット経由で電子書籍を紙の本と同じように、検索・貸出・返却・閲覧できるサービスのことをいう。
投資的経費	道路や学校などの公共施設を整備するために必要な経費のことをいう。
東部観光拠点	吉武、赤間、赤間西及び南郷地区の観光情報や、唐津街道を中心とした歴史的価値の発信、観光客と地域が交流する場所のことをいう。
特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
特定職業従事者	市職員をはじめ教職員、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者、マスメディア関係者など人権に関わりの深い職業に従事する者のことをいう。
特別支援教育	障がいのある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育をいう。
都市機能の高度化	業務機能や商業機能、居住機能、宿泊機能等の都市機能の集積が進展することをいう。
都市機能誘導区域	都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のことをいう。
都市軸	交通網の主軸を形成する幹線道路のことをいう。
都市のスポンジ化対策	空き家や空き地が多数発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下することをいう。
トップアスリート	その競技で最高水準の実力を認められている運動選手のことをいう。

【な行】

中津宮	大島に所在し、宗像三女神の石柱である湍津姫神(たぎつひめのかみ)を祀る神社をいう。
二次交通	移動の拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のことをいう。
二次災害	災害が起こった際に、それがもとになって起こる別の災害のことをいう。
認知症	十分に脳が成長発達した後に、何らかの原因で病的な慢性的な知能低下が起きる状態のことをいう。
認定農業者	自らの農業経営を改善しようとする農業者が、経営改善のための計画を作成し、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づいて市長の認定を受ける制度により、計画の認定を受けた農業者のことをいう。認定農業者は、低利融資制度や農業用機械等導入支援事業などの支援が受けられる。
農福商連携	離島において、田畑の荒廃化対策、農業者不足対策、障がい者等への体験や勤労の機会創出、甘夏などを使った特産品開発や販路拡大を目的に、関係機関が連携をおこなうことをいう。

【は行】

パークアンドライド	最寄の駅やバス停まで自動車や自転車等で移動し、近接した駐車場や駐輪場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて通勤や通学する方法をいう。
パートナーシップ協定	都市間の相互理解と友好関係を高め、両市の市民や市民団体、企業などの交流活動の充実のために締結された協定のことをいう。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。
HACCP	HACCP(ハサップ)とは、Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析・重要管理点)の略で、宇宙飛行士が宇宙で食中毒になると大変なことになることから、米国において宇宙食の安全性の確保のために考案された食品衛生管理の手法のことをいう。
パブリック・コメント	市が条例、計画の策定及び変更などを行う際に、その内容やその他必要な事項を公表し、広く市民の意見を求める方法のことをいう。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児など、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に建ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもののことをいう。
日の里ファーム	UR日の里団地内にある、食と農をテーマとして野菜栽培を通じた生きがい創出・コミュニティ活性化に寄与する農業施設のことをいう。

福祉避難所	災害が発生した時、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦といった避難所生活で健康面などに大きな影響がある人を受け入れる避難所のことをいう。
福祉避難所開設・運営に関する協定	避難者のうち、高齢や身体等の障がいにより、指定避難所等で生活することが困難な避難者を特別養護老人ホーム、障がい者福祉施設等で一時的に受け入れるために、福祉施設を運営する法人と締結する協定のことをいう。
ブラッシュアップ	みがきをかけること。さらによくすることをいう。
ふるさと寄附	応援したい自治体に寄附することで、自治体に直接税金を納めるのではなく、寄附することによって、所得税や住んでいる自治体の住民税が軽減される仕組みのことをいう。
ふれあいバス	市が決めた路線や時刻で西鉄バスが運行し、運行経費の赤字分を市が補てんしているバスで、市内の中心部を走行している36人乗りバスのことをいう。主に、市内の住宅地と中心市街地を走行している。
プレーパーク	「遊びが子どもを育てる」をテーマとした冒険遊び場をいう。
プレミアム商品券	(プレミアム付商品券とは、)域内の産業振興や消費喚起、域外への消費流出防止等を目的に発行される商品券のことをいう。購入金額を超えるプレミアム分を付加した商品券である。
プロモーション	マーケティング戦術のひとつで、「企業が自社の製品やサービスの認知度を上げたり、他社との違いを知らせることで、顧客の購入を促進する活動」を指す。この概念を取り入れ、ここでは「シティプロモーション」を「市が、その魅力を創造、発掘し、市内外に効果的に発信することで、市外の人に「行ってみたい」「住んでみたい」と思ってもらい、交流人口増、定住人口増につなげるとともに、市内の人には「住んで良かった」と思ってもらい、市に愛着や誇りを持ってもらうこと」と定義する。
文化財保存活用地域計画	市内に存在する未指定も含めた多様な文化財の保存と活用に関する総合的な計画のことをいう。
防災士	社会の様々な場で、減災と地域の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構から認証された人のことをいう。
防災マップ	地震や大雨等の自然災害が発生した場合に、土砂崩れや浸水等が発生するおそれがある危険箇所や避難所及び市民が災害から身を守るために必要な情報を記載した地図のことをいう。
ホームステイ	留学生などが、その国の一般家庭に宿泊し、生活体験をすることをいう。
ホームビジット	留学生などがその国の一般家庭を訪問し、家庭内での食事や会話などの日常生活を体験することをいう。
歩行者・自転車ネットワーク形成	「交通バリアフリー法(平成12年)」や「福岡県自転車活用推進計画(平成31年)」に沿って、歩行者・自転車の移動の利便性及び安全性の向上を連続的に実現することをいう。
保幼認小義	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校、義務教育学校が連携することをいう。

【ま行】

Maas	Mobility as a Serviceの略。一人ひとりのニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービスのことをいう。
まちづくり交付金	住民主体のまちづくりを推進するため、自治会や各種団体に交付していた補助金等を統合し、コミュニティ運営協議会に一括して配分する交付金のことをいう。
宗像国際環境100人会議	平成26年度から開催している、海の環境保全をメインテーマにしたシンポジウムのことをいう。各分野の専門家、地元団体、学生、企業、教育機関などが一同に会し、様々な切り口で地球規模の環境問題について解決策を協議している。
宗像市公共交通網形成計画	平成29年4月から令和4年3月までの5か年を計画期間とする将来にわたって市民の生活を支える持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた取り組みを定めた計画のことをいう。
宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画	平成27年度から実施する将来人口、財政状況に応じて、公共インフラを総合的かつ計画的に更新することを目的とした計画のことをいう。
宗像市航路改善協議会	自治体・事業者・利用者等から構成する協議会で、離島航路改善計画について協議する。離島航路の維持・改善のために行う調査費用や代替船建造費の一部を補助する「離島航路構造改革補助金」の申請には必要となる協議会のことをいう。
宗像市市民参画協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	平成18年1月1日から施行した宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例をいう。
宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例	平成30年3月28日から施行した宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例をいう。
宗像市読書のまちづくり推進計画	平成28年度から実施する誰もが読書に親しむことのできるまちとなるよう、家庭・学校・地域が協働で読書環境づくりに努め、読書活動を推進することを定めた計画のことをいう。

むなかた地域農業活性化機構	市民生活と調和した地域農業の確立を目指して、平成22年に宗像市、福津市、宗像農業協同組合の三者の出資により設立した一般財団法人のことをいう。当財団では、農地の面的集積事業をはじめ、担い手経営改善支援事業、新たな担い手育成事業、地域農産物の消費拡大事業に取り組んでいる。
宗像地区事務組合	宗像市と福津市が行う事務の一部を共同処理することを目的に、宗像地区の一部事務組合である宗像地区水道企業団、宗像地区消防本部、宗像自治振興組合及び宗像清掃組合を統合した組織のことをいう。
むなかた電子博物館	宗像の歴史、文化、自然のデジタルデータを集積し、宗像の魅力を発信しているインターネット上の博物館のことをいう。
宗像独自の旅行商品	各種体験や遊び、地元産品など地域独自の観光資源を活用して造成された旅行商品をいう。
宗像版観光プラットフォーム	地域(事業者、関係機関等)と宗像版観光プラットフォームの核となる組織が連携し、観光資源を活かして、様々な事業を展開することで地域が潤う仕組みのことをいう。
宗像版スポーツコミッション	宗像市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツイベントの誘致に向け、宿泊、交通の手配など様々な企画、運営の支援を行うとともに、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ることを目的に組織された団体のことをいう。
メタンガス	可燃性ガスの一種で、有機物の腐敗や発酵などにより発生するガスのことをいう。用途としては、燃料として利用されている。

【や行】

遊休地	市が管理している土地のうち、どのような用途にも使用されていない土地のことをいう。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、言語などの差異、障がいの有無によらず、あらゆる人が利用可能な施設、製品、情報の設計をいう。
要援護者対策	高齢者、障がい者、乳幼児といった配慮を要する方のうち、災害時に避難等に支援を要する方の名簿を作成して避難の支援等を行うことをいう。
幼児教育	小学校就学前の子どもに対して行われる保育所や幼稚園等における教育、家庭における教育など幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。

【ら行】

ライフスタイル	生活の様式や営み方に加え、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方や考え方のことをいう。
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。
ランニングコスト	施設や設備などを維持管理するために必要な経費のことをいう。
リーサス	地域経済分析システムのことをいう。
立地適正化計画	医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の維持・誘導を図り、都市計画マスタープランと一体となって「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市づくりを実現するための計画のことをいう。
両立支援	職業生活と家庭生活の支援のことをいう。
レンタカート	一定期間の使用を目的として賃借する自動車のことをいう。
レンタサイクル	一定期間の使用を目的として賃借する自転車のことをいう。
ローカルデザインアカデミー	まちづくりに関する活動を行う個人や団体を対象とした、まちづくりに関する知識の習得や企画力の向上を目的とした講演会やグループワークのことをいう。
ロープレむなかた	宗像市のPRや課題解決に向けて活動する団体が企画・実施するイベント。実施にあたり、市でアドバイスや企画運営のサポートを行うことをいう。
6次産業化	地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組みをいう。
ロゴマーク	イメージを印象づけるように、文字や図を組み合わせて図案化したものをいう。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	仕事とそれ以外の活動（家庭生活、地域活動、個人の趣味や学習、健康・休養など）を調和させ、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方やそのための取組みのことをいう。
Wi-Fi環境	施設等においてインターネットを利用できる無線LANサービスのことをいう。

第2次宗像市総合計画 後期基本計画

(資料編 ④)

市民意見提出手続（パブリックコメント）の意見及びその回答

第2次宗像市総合計画後期基本計画(案)に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

項目	施策区分等	意見	対応	回答
計画全般		この計画が本市の最上位の計画であるのであれば、策定する必要性を先ず市民に説明しなければならないのではないのでしょうか？自治法の改正によって総合計画を策定する法的根拠はない状況です（総合計画を策定せずに実施計画によって事業を進めている自治体もあります）。もし仮に策定の根拠（どうしても策定しなければ本市が危機的状況になるなどの理由）があるのであればそのことを市民に説明する必要があります（5年経過したので見直しますでは説明にならないと思います）。策定の根拠を記載していただきますようお願いいたします。	原案どおり	ご意見いただきましたとおり、総合計画の策定義務は無くありませんが、本市では、計画策定の義務付け廃止は、地方分権の一環として行われたものと解釈しており、各自治体の実情に応じ、かつ、住民の参加や協働の視点を取り入れた計画を策定することが求められるようになったものと考えています。本市の総合計画は、平成27年度から10年間のまちづくりの基本的な方向性を示した基本構想と、基本構想に基づく施策をまとめた基本計画から構成されております。後期基本計画は、本市の将来像に向かってどのような施策をもってまちづくりを進めていくのかを市民、議会及び行政とで共有することに意義があると考えていることから、策定を行うものです。
計画全般		この計画で「いつまでに何を実現するのか」について明示しなければ策定の根拠が無いのと同じこととなります、記載をお願いします。	原案どおり	総合計画は、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の方向性を皆さんと共有するものです。ご意見にあります「いつまでに何を実現するのか」という個別具体的な目標については、各種個別計画、実施計画において定めていきます。
計画全般		「この案をもとに、さらに広く市民の意見を計画に反映させるため」とパブコメ手続きの実施に書いてあります。 1. 前期計画の達成状況や課題がどのように検証され、結果として後期計画にどのように反映されているのか。 2. 社会状況が5年間でどのように変化したので、後期計画をどのように変化反映させたのか 上の2点についてこの後期計画案に説明がありません、この計画が市民向けのものであるのであれば、市民が確認しやすいように理解しやすいように情報を記載すべきではないですか。	原案どおり	前期計画の達成状況については、主な取組みとして、施策を記載したシートの「前期の主な取組み」に記載しております。また、現状の課題については、「施策区分とその現状・課題」に記載したうえで、後期基本計画の取組方針などへ反映しています。前期基本計画期間中の社会状況の変化は多岐にわたることから、施策ごとに社会状況を踏まえ、現状の課題を整理したうえで、必要に応じて新たな施策の追加や改編を行っています。
計画全般		この計画にはいつまでに何を実現しますという表現が見当たりません。例を挙げると「〇〇を実施します」や「〇〇を推進していきます」などの表現です。様々な事業を実施や推進した結果として、最終的に何を実現するのか記載されなければ計画とは言えないのではないのでしょうか？	原案どおり	総合計画は、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の方向性を皆さんと共有するものです。ご意見にあります「いつまでに何を実現するのか」という個別具体的な目標については、各種個別計画、実施計画等において定めていきます。

項目	施策区分等	意見	対応	回答
計画全般		<p>この計画は市民だけではなく、全ての職員も共有しなければならない基盤となるのですから、「様々な事業を実施することによって、いつまでに市民にどのような益を与えることを目指しているのか」についての説明を分かりやすく書いていただけないでしょうか。</p>	原案どおり	<p>ご意見のとおり、本計画は市の職員はもとより、本市に関わる全ての人と共有すべきものです。</p> <p>したがって、「取組方針」において、「市民にどのような益を与えることを目指しているのか」を記載しています。</p>
計画全般		<p>下位計画のパブコメでも指摘した内容と重なりますが、各課にて情報の共有と議論を行って総合計画の内容にも修正を反映すべきか？などの協議をお願いします。</p> <p>例を挙げますが、P7にある家庭教育学級の中でPTAなどの家庭教育学級の開設があげられているが、PTAも社会的な状況変化による課題（共働き、ひとり親、経済的負担増などの理由で会員減少、役員負担増など）があります。おそらく子育て支援団体も社会状況の変化による様々な課題を抱えているので、市の都合に合わせてもらうのではなく、各種団体の都合に市が合わせる視点が必要ではないでしょうか。そうでなければ、多忙な団体役員（市民）の負担がさらに増すことになるのではないのでしょうか。その辺への配慮がこの計画を策定するにあたっての大きなテーマと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>「社会状況が変わったから計画を見直します、でも事業内容は今まで通りのまま継続します」だけでは根本的な解決策にはならないのではないのでしょうか。</p> <p>上記のコメントは第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）についてのパブリックコメント意見でも提出させていただいています。</p> <p>このように下位計画（グローバル、スポーツ、子ども、コミュニティ）のパブコメで上がっている内容と、総合計画の記載内容がリンクしている部分に関しては、情報の共有と現場の実情に合わせた議論を行ってください。</p>	原案どおり	<p>総合計画は、本市の最上位計画であることから、策定に当たっては、全庁的に協議を行うとともに、個別計画策定に当たっては、総合計画の内容を踏まえたかたちで策定を行っています。</p> <p>今回の意見も踏まえ、今後も引き続き、庁内での情報共有に努め、総合計画の着実な進捗へつなげていきます。</p>

項目	施策区分等	意見	対応	回答
計画全般		<p>前期基本計画期間中の取り組みや成果を検証し残された課題や現状に即した新たな課題に取り組むとの記述があるが</p> <p>⇒前期の施策件数31項目及び取り組み事業件数434項目についてのデータを含めた総括がなされていない。</p> <p>各々の取り組み事業での成果及び残された課題が明確化されておらず『KPI指標』で再評価し事業の『見える化』を図る必要がある。従って一市民としては総括の成果及び課題が確認できず、後期計画へどう反映されたのか？整合性含めデータ開示がないので判断できない。</p> <p>後期基本計画の再策定を望む (前期計画の総括及びエビデンスの開示もないのに、後期計画の策定はあり得ない。)</p> <p>前期計画の概要</p> <p>1 元気を育むまちづくり 10 施策129の取り組み事業</p> <p>2 賑わいあるまちづくり 6 施策126の取り組み事業</p> <p>3 調和のとれたまちづくり 8 施策104の取り組み事業</p> <p>4 みんなで取り組むまちづくり 7 施策75の取り組み事業</p>	原案どおり	<p>総合計画は、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の方向性を皆さんと共有するものです。</p> <p>ご意見にあります総括等については、各種個別計画や施策評価のなかで実施しており、その内容を総合計画に反映しています。</p>
計画全般		<p>基本計画に基づき実施計画の策定とあるが(3年単位で作成し毎年検証と更新)この実施計画の情報公開がなされていない。市民として各々の取り組み事業の進捗状況が見えない。事業の『見える化』として積極的な情報開示を望む。</p>	原案どおり	<p>実施計画は、基本計画を推進するために、具体的な事業の実施内容を定めるものであり、最終的に予算編成に反映させております。実施計画は、予算編成までの間に変更される部分があるため、公表しておりません。</p>
計画全般		<p>目標・成果指標の設定との記述があるが各々の取り組み事業では文章による記述のみであり、目標・成果指標とは言えない。キッチリした数値目標・成果指標を記述すべきと判断する。(KPIで取り組み事業に見える化すべきと判断する)</p> <p>⇒また進捗状況を客観的に評価するとあるが、工程表(ロードマップ)の記載もないのに市民は各々の事業に対しいつまでに完了するのだろうと大きな疑問を抱いてしまう。</p> <p>本当に各々の事業計画を達成するのであれば、KPIを設定し且つ工程表を記載したフォーマットに改訂すべきと考える。</p>	原案どおり	<p>総合計画は、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の方向性を皆さんと共有するものです。ご意見にあります詳細な工程やKPI等については、各種個別計画、実施計画等において定めています。</p>

項目	施策区分等		意見	対応	回答
計画全般			400件を超える取り組み事業に対し宗像市職員のパワーで事業を完結できるのか疑問に感じる。総花的に事業を起すのではなく、集中と選択で重要事業に特化した戦略が望ましいと考える。計画は盛り沢山で素晴らしいが結果はみな中途半端にならないよう奮起を望む。	原案どおり	ご指摘のとおり、事業の実施に当たっては、その重要度、優先度などの基準を設定し、総合的な観点から評価・選択を行うことで、質の高い行政サービスを提供していきます。
計画全般			去年の市議会（一般質問）の答弁のなかで、事業計画にKPIを導入する』又文言の簡素化を図ると共に数値で明確化に努めると答弁した記憶があるが、当該計画に何ら反映されておらず信頼を失うものである。実施計画に記載するのであれば、後期基本計画と実施計画との整合性を含め情報開示はマストと判断する。	原案どおり	総合計画は、基本構想に定める10年後の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の方向性を皆さんと共有するものです。ご意見にあります「いつまでに何を実現するのか」という個別具体的な目標については、各種個別計画、実施計画等において定めていきます。
計画全般			まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成30年実績（個別プラン）では多くの事業が目標を達成できておらず本当にPDCAがまわっているのか？疑問に感じる。どこに課題があるのか？各事業別にデータ解析を行うと共に総括を行い課題に対し再検討が必要だ。	原案どおり	宗像市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載の事業については、市の附属機関「宗像市総合計画等推進委員会」において、事業の進捗や課題等について報告するとともに、今後の取組等について、ご意見を頂戴し、事業を行っていますが、ご指摘のとおり、達成できていない事業があります。適宜、事業内容を見直しながら、KPIや数値目標の達成に向けた取組みを推進していきます。
序論	人口と高齢化率の推移		人口減の抑制について各々の施策との『ひもづけ』を明確化しKPIにて事業推進の見える化を望む。	原案どおり	人口減少を抑制するためには、定住人口の増加を目指す取組みのほか、市の総合的な魅力を高めていくなど様々な取組みが必要です。それぞれの取組みに対する個別具体的な目標については、各種個別計画、実施計画等において定めていきます。
序論	人口と高齢化率の推移		また高齢化率の推移がグラフ表示されているが、この課題に対しどう対応するのか？重点施策（取り組み事業）がみえない。本件についてひもづけした事業推進が必要である。（課題に対しどう事業展開させるか？このスキルが非常に弱いように感じる。） 例えば人は毎年歳を取ることより可能な限り健康寿命を延ばす政策の導入等で社会保障費の減額に努める等KPIにて施策展開すべきと考える。	原案どおり	高齢化の対応については、ご指摘のとおり、高齢になっても住み慣れた地域で元気に暮らし続けていけるよう、健康づくりや生きがいづくり等の場を提供する等し、健康寿命を延ばし、社会保障費の減額に努めます。

項目	施策区分等	意見	対応	回答
序論	人口と高齢化率の推移	<p>令和7年の人口96,000人を目標（予測では▲3,009人の92,987人）に活動推進とあるが、具体的にどのような施策を展開するのか？重点的な施策が見えない。</p> <p>⇒単にデータを載せるだけでなく『〇〇の施策を実施』することで、この最重要課題の目標を達成する道筋の明確化への記述が必要と考える。</p>	原案どおり	<p>住宅施策の推進や都市再生の推進等により住宅市場の活性化に取り組むほか、様々な施策により快適な居住環境の充実に取り組みます。</p> <p>また、本市が有する魅力を効果的にPRしながら、総合的な定住施策を進め、目標人口の確保に努めてまいります。</p>
序論	SDGs（持続可能な開発目標）とは	<p>今回の後期基本計画（案）では、本市の将来像を目標に、持続可能な都市経営を目指し様々な取り組みを行う考え方は、SDGsの理念と合致しているとして、各施策をSDGsと関連付けている。この考え方は賛成だが、本計画と同時進行的に策定されている10余りの重要な計画などでは、関連性の説明はほとんどない。各施策の担当課、そして市の職員全体でどの程度共通認識ができていのか心配になりました。</p> <p>まず、市職員の研修を中期的、計画的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>総合計画は、本市の最上位計画であり、各種個別計画の策定に当たっては、総合計画の内容を踏まえて策定しております。したがって、SDGsとの関連性の説明が不十分なところはあるかと思いますが、SDGsの理念は含まれているものと考えます。</p> <p>一方、ご意見いただきましたとおり、全庁的にSDGsの理解度を高める必要があることから、職員研修の実施等により、共通認識を持って業務に取り組んでいくこととします。</p>
序論	SDGs（持続可能な開発目標）とは	<p>「誰一人として取り残さない」社会の実現というSDGsの理念は、崇高であり、素晴らしいと思いますが、市の施策目標としては、非常に重く、難しい課題です。このアジェンダの強いメッセージを受け止める覚悟が、求められます。</p> <p>今後、人口の減少が予想され、財政が非常に厳しくなっている状況の中で、この計画の施策に取り組むことが、本市のより明るい未来、次の世代につながることを期待しています。</p>	原案どおり	<p>ご指摘のとおり、「誰一人取り残さない」社会の実現は、非常に重く難しい課題ではありますが、総合計画に着実に取り組むことにより、持続可能なまちづくりの実現を目指します。</p>
序論	SDGs（持続可能な開発目標）とは	<p>市民への啓発についてSDGsに関する市民の認知度は、まだまだとても低いと思う。市民が、自分たちの身近な暮らしに関わるものであることを理解することが重要。</p> <p>ワークショップ形式等工夫して、「自分に何ができるか」考えるような学習会を継続的に計画的に企画してください。</p>	原案どおり	<p>ご指摘のとおり、SDGsの認知度は、まだまだ低い状況にあります。ご意見を参考にワークショップの開催や情報発信等に努めながら、認知度の向上に努めます。</p>

項目	施策区分等	意見	対応	回答
子どもの健やかな成長	子どもの権利保障 《主な取組事業》	<p>子どもの権利保障 主な取り組みに子ども基本条例の周知啓発と書いてありますが、子どもの意見を表明する権利については、本来本市の全ての事業の中で保障されるべき権利であり、さらに言えば意見表明とは感じたことを人前で話す機会を提供するだけではなく、「意思決定に参加すること」を保障されることも含まれています。しかしながら、基本条例が制定されて6年経過しても、主だったもので言うと子どもまつり事業しか「意思決定に参加すること」を満たしていない状況です。さらに言うところの後期計画に子どもは意思決定として参加していないのではないのでしょうか？</p> <p>このような現状課題がある中で、前期計画と同じ表記にとどめておいてよいのでしょうか？本当にこどもの権利を守る意識があるのであれば、また市民にその意識を伝えるべきであれば、「意思決定に参加すること」このことを市民（職員）全体で共有できるような表現を総合計画の中に盛り込むべきではないでしょうか。</p>	原案どおり	<p>子どもの「意見表明する権利」の保障は、「子どもまつり事業」のみで保障されているものではありません。例えば、中学生の生徒会活動なども「意見を表明する権利」の保障に繋がるものですし、子どもが参加する事業を進める中で、子どもたちが「意思決定」を行っているものもあります。</p> <p>今後、より子どもたちが「意思決定に参加すること」ができるよう、市の事業内容を検討します。</p> <p>子どもたちが「意思決定に参加すること」を市民（職員）全体で共有することについては、「子ども基本条例」を通して取り組んでまいります。</p>
子育て環境の充実	安定した保育体制と幼児教育の充実 《取組方針》	<p>待機児童ゼロを維持する。は『安定した保育事業の実施』が取り組み事業と考えられるが、本当に待機児童はゼロなのか？疑問に感じる。施策から落ちこぼれた人たち又は統計上から排除された人たちはいないのか？</p> <p>仕事と子育ての両立は難しさがある。希望する女性が安心して子どもを産み育てられる社会を構築する必要がある。⇒これが少子化の改善にもつながる。</p>	原案どおり	<p>令和2年2月末現在の待機児童数は、28人です。また、特定の園にのみ入園を希望し、定員の都合上、その園に入園出来ない場合は、「入所待ち児童」としてカウントしています。</p> <p>なお、ご意見のとおり、安心して子どもを産み育てられる社会を構築するため、施策「子育て環境の充実」に記載しております取組みを中心に今後も取り組んでまいります。</p>
子育て環境の充実	安定した保育体制と幼児教育の充実 《取組方針》	<p>⇒後期計画では『待機児童ゼロを目指す』とレベルダウンしている。環境の変化（子育て世代への支援による児童数増等）も考えられるがこの課題に対してどう取り組むのか具体的なロードマップが見えない。 ⇒成果と残された課題をKPIで評価すべき</p>	原案どおり	<p>多様な保育ニーズに対応していくため、必要に応じた施設整備や保育士確保の取組みを推進します。なお、具体的な数値目標については、本市の総合計画が市の将来像を見据え、今後展開する施策の方向性を皆さんと共有するものであることから、個別計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）や実施計画等において定め、進行管理してまいります。</p>

項目	施策区分等	意見	対応	回答
教育活動の充実	学校教育の充実 《主な取組事業》	外国語教育の充実（前期：英語教育や言語活動の充実） ⇒2020年4月から英語教育が義務化されるが対応できるレベル（教員の能力レベル）にあるのか？また課題はどうなっているのか？総括し後期計画に反映すべき ⇒後期計画では教職員研修の充実及び外国語教育の充実等が記述されているが本当に英語教育の義務化に対応できるのか はなはだ疑問である。	原案どおり	外国語教育の充実を図るため、A L Tの委託業者による小学校の教職員を対象とした外国語活動の授業力向上研修を実施するなどにより、適切に対応していきます。
教育環境の充実	よりよい学校給食の推進 《主な取組事業》	よりよい学校給食の推進 市内の農産物や水産物を使った給食の提供 ⇒具体的なターゲットと現状はどうなったのか？何%地産地消できたのか？ 地域産業の活性化に繋がるものであり 是非データで情報開示すべき。 ⇒後期計画でも同じ文言が記述されているが具体的なデータで記述すべき。	原案どおり	学校給食では、市内の直売所等の理解・協力を得て、米や大豆、鶏卵、季節の野菜や果物など、地域の食材を可能な限り積極的に使用しています。また、郷土料理を献立に取り入れたり、児童が栽培・収穫した野菜を学校給食に使用したり、学校給食を教材として食育に取り組んでいます。 個別具体的な目標については、各種個別計画、実施計画において定めていきます。
地域産業の活性化	地域産業の担い手の確保 生産、販売の基盤の強化 《主な取組事業》	後継者、新規就農者、新規就漁者の確保・育成（前期：後継者、新規就農者の確保、育成） ⇒農地バンクの適用拡大が進んでいるが福岡県の平成30年目標に対する達成率は37.1%と低い。：農林水産省経営局農地政策課2019年12月20日データより宗像市の達成率はどのくらいのレベルにあるのか？ 個人的には進展なしと考えているがデータでの情報開示を望む。 必要あれば埼玉県羽生市のように市の担当者が営業活動を実施すべき	原案どおり	宗像市の農地集積率は、令和元年6月現在の最新データで34.7%です。 ご指摘のような農地バンクに係る営業活動（地権者と耕作希望者との調整）については、本市においても必要に応じて取り組んでいます。 また、本市においては、農地バンクの活用促進の重点実施区域を定め、むなかた地域農業活性化機構と連携して各種手続きを一部代行するなど独自の支援を行っています。
生涯を通じた学習の振興	文化芸術活動の充実 《主な取組事業》	生涯を通じた学習の振興「主な取組事業」の中に若手芸術家の活動支援とあるが、若手芸術家の定義があるのか疑問（過去の議会答弁では音楽がメインとなっていた）、漫画、アニメ、ユーチューブなど幅広い定義づけが必要で、観光など異分野でも活躍できる支援を行えるように柔軟な定義説明を望みます。	原案どおり	音楽があふれるまち・宗像を推進し、宗像ミアーレ音楽祭など音楽を中心とした事業を実施していますが、支援に関しては分野（ジャンル）を限定するものではなく、文化、芸術活動に取り組む人材を様々なかたちで支援していきます。

項目	施策区分等	意見	対応	回答
防災対策の強化	防災に対する啓発 《主な取組事業》	防災対策の強化、主な取組事業の中に自主防災組織リーダー育成支援の強化・自主防災組織の活動支援はあるが、その中に占める災害状況を実際に見た人、復旧に携わった人の割合を増やしていく必要があると考える。そのすそ野を広げることが防災力の強化につながると考える、宗像市から被災地に支援に行く市民を増やす取り組みが必要ではないか。	原案どおり	災害復旧に実際に携わった人を増やすためには、まずは市民の防災意識を高めることが必要であると考えます。よって、今後も啓発活動や訓練等を積極的に行いながら、防災意識を高めていきます。
防災対策の強化	防災に対する啓発 《主な取組事業》	市民や関係団体、行政などが一体となった総合防災訓練に最近では地方議会が参画するケースが増えてきている、議会としての災害時の役割について取り決めておく必要があるのでは。	原案どおり	ご指摘のとおり、議会としての災害時の役割について取り決めておくことは意義があると考えます。いただいたご意見については議会へも情報提供し、共有いたします。
防災対策の強化	災害に備えた活動支援 《主な取組事業》	近年指定避難場所への避難勧告等が増加しているが避難場所での運営方法は確立されているのか？ ⇒聞くところでは避難場所でのルールはないもようだ。 (A) 誰の指示で (B) いつまでに (C) 避難所を開設するのか 運用面でのルールづくりが急務と考えられる。	原案どおり	避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、各地区において運営方法を確立しています。また、ご意見にあります、避難所の開設に当たりましては、市が災害等の状況に応じて判断しています。
防災対策の強化	被害拡大の防止と復旧対策の実施 《主な取組事業》	浸水状況を把握するための定点測定カメラの設置 ⇒目標のカメラ設置数に対し現状はどのレベルまで進んでいるのか？情報開示願いたい ⇒後期計画では該項目は削除されている。この取り組み事業が完了したのであれば一タでの開示を要望する。 また国土強靱化計画として川底の掘削及び堤防の機能強化をテーマとして追加願いたい。	一部修正	浸水の可能性の高い場所についてはカメラの設置を行っています。 また、国土強靱化地域計画に基づく内容につきましては、施策「防災対策の強化」、施策区分「被害拡大の防止と復旧対策の実施」の主な取組事業に「国土強靱化地域計画の策定及び運用」を追加します。
防犯・交通安全・消費生活対策の充実による安全・安心して生活できる環境整備	交通安全対策の充実 《主な取組事業》	交通安全対策の充実 交通ルールやマナーに対する市民啓発の実施 ⇒横断歩道に立っても車は停止しない。又運転も荒い。東京に比べ福岡県民のマナーは悪い。警察とタイアップしマナー向上に向けた施策を実施願いたい。	原案どおり	施策「防犯・交通安全・消費生活対策の充実による安全・安心して生活できる環境整備」の施策区分「交通安全対策の充実」の取組方針に記載の関係機関には警察も含んでおります。今後も様々な機関と連携し、交通マナー向上に向けた取組を行います。

項目	施策区分等	意見	対応	回答
世界遺産と歴史文化の保存と活用	世界遺産の保存と活用 《取組方針》	観光誘導もひとつの取り組みであるが遺産登録がゴールになっていないか？ 多額の予算を投入したが目標とする観光客と実績はどうなっているのか？ また課題に対する取り組み等をまとめ情報開示願いたい。 (一部のコミセンでは世界遺産登録にお金がかかることより事業が消滅したケースもある) ⇒後期計画で県・国に対し保存と活用と述べているが、取り組み事業では具体的な方策が展開されていない。 ⇒SDGsの持続可能な開発目標に対しどう対応するのか見えない。 ・国内外への情報発信・観光客増加への取り組み等『世界遺産という目玉』を有効に活用し推進すべきと考える。	原案どおり	平成30年3月、宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例を制定し、本遺産群が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく、保存し、活用し、次の世代に引き継いでいくことを決意し、総合計画においても必要となる取り組みの方向性等を記載しています。 また、観光面の効果としましては、世界遺産登録決定後、来訪者がこれまでより3割増加したことから、今後も本遺産群の本質的な価値を損なわないことを念頭に、この流れを維持していけるよう、さらなる観光誘導に努めます。 加えて、本遺産群を次の世代に引き継いでいくためには、それを支える人づくりが必要です。 このような、世界遺産の普遍的価値を後世に引き継いでいくための取組みは、SDGsの理念と共通するものと考えます。
地域の特色を活かしたコミュニティ活動の推進	コミュニティの基盤強化 《主な取組事業》	コミュニティの基盤強化 自治会加入促進に向けた取り組みの支援⇒近隣の賃貸アパートが増加し人口増となっているが、殆どが自治会に加入していない。加入率は70%を割っていると推測されるが、行政として呼びかけキャンペーンだけに終わらず何らかの規則ができないか等含め、支援ではなく積極的な活動を推進願いたい。 ⇒後期計画には目標と方策を明示すべきと考える。	原案どおり	自治会の必要性や活動の理解を深めてもらうため、PRを強化します。さらに、持続可能な自治会活動が図られるよう、役員等の負担軽減を目的とした、研修、啓発に取り組みます。
市民活動の推進	市民活動の活性化 《主な取組事業》	市民活動の活性化 生涯学習から市民活動への学びのスパイラルの環境整備 ⇒域内には大学もあるが学び直しの機会が少ない。例えば東京立教大学の『生涯学習・社会人向けの講座』等の導入を是非検討願いたい。	原案どおり	施策「生涯を通じた学習の振興」の施策区分「学びや活動ができる場の提供」の主な取組事業として、市民学習ネットワーク、市民活動団体、地域、大学等との連携による学べる場や活動の場の提供を掲げており、ご意見の内容は、この中に含まれています。
情報受発信の充実	広報公聴の充実 《主な取組事業》	広報紙の全戸配布に関して課題があり議会でも指摘があった、主な取り組みの中で全市民への情報提供の在り方の検討を記載してほしい。	原案どおり	多くの人にとってアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供を行うため、媒体等を含めた検討を行うこととしており、ご意見の内容は、この中に含まれているものと考えています。

項目	施策区分等	意見	対応	回答
公共施設等公共資産の管理最適化の実践	公共施設等の効率的な維持更新の推進 《主な取組事業》	公共施設等公共資産の管理最適化の実践、主な取組事業として、公共施設の更新、管理運営の在り方の検討とあるが、維持については部門の整理を行い維持部を設置することで職員の技術蓄積、継承、が期待できる。維持に力点を置く必要があるのでは。	原案どおり	アセットマネジメント推進計画に基づき、公共施設の総量圧縮等に取り組みながら、施設の長寿命化と管理費用の削減のため、適切な維持管理にも努めたいと考えます。
計画的かつ効率的な行政経営	健全な財政運営 《主な取組事業》	財政安定化プランの随時見直し ⇒10年後には宗像市の財政は赤字転落との話もある。RPA等のハイテク機器を導入し行政のスリム化を含めたロードマップの情報開示を望む。	原案どおり	少子高齢化による社会保障経費の増大等により、本市の財政運営も今後さらに厳しくなることが予想されます。ご意見の内容は、施策「計画的かつ効率的な行政経営」の施策区分「持続可能な行政経営」において、業務のICT化に関する手法の検討、実施に含まれているものと考えています。
計画的かつ効率的な行政経営	戦略的取組	計画的かつ効率的な行政経営の戦略的取組みに職員の記載がない。副業制度の検討や、職員提案制度などは職員のモチベーション向上とまちづくりの発展にもつながり、客観的な評価も可能な制度ですので是非取り組んでほしい。	原案どおり	ご指摘のとおり、戦略的取組みに職員の記載はありませんが、行財政改革の取組みとして、職員の働き方改革や生産性向上の観点から、テレワークやフレックスタイムの導入、副業のあり方等について検討を行います。